松江市地域防災計画

風水害対策編

〔新旧対照表〕

令和　年　月

注）次頁以降、左側に「修正前計画」を、右側に「修正後計画」を記載しています。
※　目次のページ番号は新旧対照表と一致しません。

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
松江市地域防災計画 **風水害対策編** **令和 7年 2月** **松江市防災会議**	**松江市地域防災計画** **風水害対策編** **令和__年 __月** **松江市防災会議**	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考

松江市地域防災計画（風水害対策編）目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 1
1　計画の目的
2　計画の構成
3　計画の性格等

第２節　計画の方針 5
1　風水害対策における基本的な課題
2　計画の目標

第３節　防災環境 7
1　自然環境の特性
2　社会環境の特性と変化
3　気象
4　災害履歴

第４節　被害想定 11
1　風水害
2　土砂災害

第５節　防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 13
1　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱
2　国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務

第２章　風水害予防計画

第１節　浸水・波浪・高潮災害の予防 21
1　河川等の氾濫防止対策
2　波浪・高潮災害の防止対策
3　浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設における取組の促進
4　浸水・波浪・高潮に対する減災対策

第２節　土砂災害の予防 24
1　崖崩れ・山崩れ災害の防止対策
2　地すべり災害の防止対策
3　土石流災害の防止対策
4　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における取組の促進
5　治山事業・砂防事業等の推進・協力

第３節　都市構造の防災化 28
1　防災的な土地利用の推進
2　建築物の不燃化の推進
3　防災空間の確保
4　工作物対策

第４節　建築物・公共土木施設災害の予防 32
1　防災基幹施設の安全化
2　各種データの整備保全
3　治水施設等の安全対策
4　まちの不燃化
5　ライフライン施設の安全化
6　交通施設の安全化
7　文教施設の安全化

松江市地域防災計画（風水害対策編）目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 1
1　計画の目的
2　計画の構成
3　計画の性格等

第２節　計画の方針 5
1　風水害対策における基本的な課題
2　計画の目標

第３節　防災環境 7
1　自然環境の特性
2　社会環境の特性と変化
3　気象
4　災害履歴

第４節　被害想定 11
1　風水害
2　土砂災害

第５節　防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 13
1　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱
2　国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務

第２章　風水害予防計画

第１節　浸水・波浪・高潮災害の予防 21
1　河川等の氾濫防止対策
2　波浪・高潮災害の防止対策
3　浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設における取組の促進
4　浸水・波浪・高潮に対する減災対策

第２節　土砂災害の予防 24
1　崖崩れ・山崩れ災害の防止対策
2　地すべり災害の防止対策
3　土石流災害の防止対策
4　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における取組の促進
5　治山事業・砂防事業等の推進・協力

第３節　都市構造の防災化 28
1　防災的な土地利用の推進
2　建築物の不燃化の推進
3　防災空間の確保
4　工作物対策

第４節　建築物・公共土木施設災害の予防 32
1　防災基幹施設の安全化
2　各種データの整備保全
3　治水施設等の安全対策
4　まちの不燃化
5　ライフライン施設の安全化
6　交通施設の安全化
7　文教施設の安全化

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第５節　農林漁業施設災害の予防……42 1　農業施設災害の防止対策 2　漁業施設災害の防止対策 第６節　防災活動体制の整備……44 1　災害対策本部体制の整備 2　広域応援協力体制の整備 3　災害救助法等の運用体制の整備 4　複合災害体制の整備 5　罹災証明書の発行体制の整備 第７節　情報管理・広報体制の整備……48 1　国・県・防災関係機関等との通信施設の整備 2　市民への広報手段の整備 3　気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備 4　防災センター（災害対策本部室）の運用 5　総合防災情報システムの運用体制の整備 6　多様な通信手段の確保 7　災害用伝言サービス活用体制の整備 8　被災・停電に備えた通信機器の運用 第８節　避難体制の整備……52 1　警戒レベルを用いた避難指示等の発令 2　避難体制の整備 3　避難所等の選定、確保及び周知 4　避難所の管理運営体制の整備 5　応急仮設住宅等の確保 第９節　救急・救助体制の整備……60 1　救急・救助体制の整備 2　救急・救助用資機材等の整備 第 10 節　医療、防疫・保健衛生体制の整備……62 1　情報収集管理体制の整備 2　医療救護体制の整備 3　防災訓練 4　防疫・保健衛生体制の整備 5　動物愛護管理体制の整備 第 11 節　交通確保・規制、輸送体制の整備……64 1　交通確保・規制体制の整備 2　輸送体制の整備方針 3　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 4　緊急輸送道路障害物除去体制の整備 5　緊急輸送のための港湾維持管理体制及び港湾障害物除去体制の整備 第 12 節　防災施設・装備等の整備……67 1　広域防災拠点の活用 2　災害用臨時ヘリポートの提供 3　災害装備等の整備 第 13 節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備……68 1　基本的な考え方 2　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 3　飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備 4　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 5　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	第５節　農林漁業施設災害の予防……42 1　農業施設災害の防止対策 2　漁業施設災害の防止対策 第６節　防災活動体制の整備……44 1　災害対策本部体制の整備 2　広域応援協力体制の整備 3　災害救助法等の運用体制の整備 4　複合災害体制の整備 5　罹災証明書の発行体制の整備 第７節　情報管理・広報体制の整備……48 1　国・県・防災関係機関等との通信施設の整備 2　市民への広報手段の整備 3　気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備 4　防災センター（災害対策本部室）の運用 5　総合防災情報システムの運用体制の整備 6　多様な通信手段の確保 7　災害用伝言サービス活用体制の整備 8　被災・停電に備えた通信機器の運用 第８節　避難体制の整備……52 1　警戒レベルを用いた避難指示等の発令 2　避難体制の整備 3　避難所等の選定、確保及び周知 4　避難所の管理運営体制の整備 5　応急仮設住宅等の確保 第９節　救急・救助体制の整備……60 1　救急・救助体制の整備 2　救急・救助用資機材等の整備 第 10 節　医療、防疫・保健衛生体制の整備……62 1　情報収集管理体制の整備 2　医療救護体制の整備 3　防災訓練 4　防疫・保健衛生体制の整備 5　動物愛護管理体制の整備 第 11 節　交通確保・規制、輸送体制の整備……64 1　交通確保・規制体制の整備 2　輸送体制の整備方針 3　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 4　緊急輸送道路障害物除去体制の整備 5　緊急輸送のための港湾維持管理体制及び港湾障害物除去体制の整備 第 12 節　防災施設・装備等の整備……67 1　広域防災拠点の活用 2　災害用臨時ヘリポートの提供 3　災害装備等の整備 第 13 節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備……68 1　基本的な考え方 2　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 3　飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備 4　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 5　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第 14 節　廃棄物等の処理体制の整備 ..... 73 1　廃棄物処理体制の整備 2　し尿処理体制の整備 3　応援協力体制の整備 4　災害廃棄物処理計画の見直し 第 15 節　消防団及び自主防災体制の整備 ..... 76 1　消防団の育成強化 2　水防協力団体の育成強化 3　自主防災組織等の育成強化 4　地域における防災体制の強化 5　事業所等の防災組織の育成強化 第 16 節　災害ボランティア活動環境の整備 ..... 79 1　災害ボランティアに関する細部計画の策定 2　災害ボランティアの活動内容 3　災害ボランティアとの連携体制の整備 4　災害ボランティアの育成 5　災害ボランティアの普及・啓発 第 17 節　防災教育 ..... 81 1　職員に対する防災教育 2　市民に対する防災教育 3　学校における防災教育 4　防災上重要な施設の職員等に対する教育 5　事業所における防災の推進等 6　災害教訓の伝承 第 18 節　防災訓練 ..... 85 1　防災訓練の目的及び実施主体 2　防災訓練の実施内容 3　防災訓練時の交通規制 4　防災訓練の事後評価 第 19 節　要配慮者の安全確保体制の整備 ..... 88 1　避難行動要支援者等支援体制の構築 2　地域における対策 3　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 第 20 節　孤立防止対策 ..... 94 1　孤立予想地区の現況 2　通信手段の確保 3　物資供給、救助体制の確立 4　孤立に強い地区づくり 5　道路寸断への対応 **第３章　風水害応急対策計画** 第 1 節　応急活動体制 ..... 97 1　応急活動体制の基準 2　災害対策本部設置前の体制（本庁） 3　災害対策本部設置以降の体制（本庁） 4　支所の体制 5　地区の体制 6　動員計画 7　労働力の確保 8　県防災ヘリの活用	第 14 節　廃棄物等の処理体制の整備 ..... 73 1　廃棄物処理体制の整備 2　し尿処理体制の整備 3　応援協力体制の整備 4　災害廃棄物処理計画の見直し 第 15 節　消防団及び自主防災体制の整備 ..... 76 1　消防団の育成強化 2　水防協力団体の育成強化 3　自主防災組織等の育成強化 4　地域における防災体制の強化 5　事業所等の防災組織の育成強化 第 16 節　災害ボランティア活動環境の整備 ..... 79 1　災害ボランティアに関する細部計画の策定 2　災害ボランティアの活動内容 3　災害ボランティアとの連携体制の整備 4　災害ボランティアの育成 5　災害ボランティアの普及・啓発 第 17 節　防災教育 ..... 81 1　職員に対する防災教育 2　市民に対する防災教育 3　学校における防災教育 4　防災上重要な施設の職員等に対する教育 5　事業所における防災の推進等 6　災害教訓の伝承 第 18 節　防災訓練 ..... 85 1　防災訓練の目的及び実施主体 2　防災訓練の実施内容 3　防災訓練時の交通規制 4　防災訓練の事後評価 第 19 節　要配慮者の安全確保体制の整備 ..... 88 1　避難行動要支援者等支援体制の構築 2　地域における対策 3　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 第 20 節　孤立防止対策 ..... 94 1　孤立予想地区の現況 2　通信手段の確保 3　物資供給、救助体制の確立 4　孤立に強い地区づくり 5　道路寸断への対応 **第３章　風水害応急対策計画** 第 1 節　応急活動体制 ..... 97 1　応急活動体制の基準 2　災害対策本部設置前の体制（本庁） 3　災害対策本部設置以降の体制（本庁） 4　支所の体制 5　地区の体制 6　動員計画 7　労働力の確保 8　県防災ヘリの活用	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第２節　災害情報の収集・伝達……114 1　情報管理体制の確立 2　気象等の注意報、警報、特別警報及び情報等の収集・伝達 3　被害情報等の収集・伝達 第３節　災害広報……125 1　市による災害広報の実施 2　防災関係機関による災害広報の実施 第４節　広域応援体制……129 1　災害情報・被害情報の収集・分析 2　市における相互応援協力 3　消防における相互応援協力 第５節　自衛隊の災害派遣体制……133 1　知事に対する災害派遣要請の要求 2　災害派遣部隊の活動内容 3　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等 第６節　海上保安庁への応援協力体制……138 1　海上保安庁への救援協力要請 第７節　災害救助法の適用……139 1　災害救助法の実施機関 2　災害救助法の適用基準 3　被災世帯の算定基準 4　災害救助法の適用申請 5　災害救助の実施方法等 第８節　避難活動……142 1　要避難状況の早期把握・判断 2　避難指示等の実施 3　避難指示等の伝達 4　警戒区域の設定 5　避難の誘導等 6　避難所の開設、運営 7　広域避難等 8　一時帰宅の実施 第９節　消防活動……153 1　消防本部・消防団による消防活動 2　他の消防機関に対する応援要請 第 10 節　救急・救助活動……155 1　救急・救助活動の実施 2　救急・救助用資機材等の確保 第 11 節　医療救護……157 1　緊急医療の実施 2　医薬品・医療用資器材等の調達 3　傷病者等の搬送 第 12 節　警備活動……159 1　災害警備体制の確立 2　災害警備措置 第 13 節　交通確保、規制……162 1　交通規制の実施 2　緊急通行車両等の確認等	第２節　災害情報の収集・伝達……114 1　情報管理体制の確立 2　気象等の注意報、警報、特別警報及び情報等の収集・伝達 3　被害情報等の収集・伝達 第３節　災害広報……125 1　市による災害広報の実施 2　防災関係機関による災害広報の実施 第４節　広域応援体制……129 1　災害情報・被害情報の収集・分析 2　市における相互応援協力 3　消防における相互応援協力 第５節　自衛隊の災害派遣体制……133 1　知事に対する災害派遣要請の要求 2　災害派遣部隊の活動内容 3　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等 第６節　海上保安庁への応援協力体制……138 1　海上保安庁への救援協力要請 第７節　災害救助法の適用……139 1　災害救助法の実施機関 2　災害救助法の適用基準 3　被災世帯の算定基準 4　災害救助法の適用申請 5　災害救助の実施方法等 第８節　避難活動……142 1　要避難状況の早期把握・判断 2　避難指示等の実施 3　避難指示等の伝達 4　警戒区域の設定 5　避難の誘導等 6　避難所の開設、運営 7　広域避難等 8　一時帰宅の実施 第９節　消防活動……153 1　消防本部・消防団による消防活動 2　他の消防機関に対する応援要請 第 10 節　救急・救助活動……155 1　救急・救助活動の実施 2　救急・救助用資機材等の確保 第 11 節　医療救護……157 1　緊急医療の実施 2　医薬品・医療用資器材等の調達 3　傷病者等の搬送 第 12 節　警備活動……159 1　災害警備体制の確立 2　災害警備措置 第 13 節　交通確保、規制……162 1　交通規制の実施 2　緊急通行車両等の確認等	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
3　発見者等の通報と運転者に求める行動 4　道路障害物除去 5　港湾及び漁港障害物除去 第 14 節　緊急輸送……168 1　緊急輸送の実施 2　緊急輸送手段の確保 3　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 第 15 節　水防対策……172 1　水防体制の確立 2　河川出水・浸水及び高潮被害等の拡大防止 第16 節　土砂災害対策……174 1　土砂災害防止体制の確立 2　危険箇所周辺の警戒監視・通報 3　土砂災害等による被害の拡大防止 第 17 節　ライフライン施設等の応急復旧……175 1　ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む） 2　交通施設の応急対策 第 18 節　要配慮者の安全確保……180 1　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策 2　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 3　児童・ひとり親家庭等に係る対策 4　観光客及び外国人に係る対策 5　社会福祉施設等に係る対策 第 19 節　孤立地区対策……184 1　孤立実態の把握 2　物資供給、救助の実施 3　道路の応急対策 第 20 節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給……185 1　救援物資の管理体制 2　食料の確保及び供給 3　飲料水等の供給 4　生活必需品等の確保及び供給 第 21 節　災害ボランティアの受け入れ、支援……193 1　ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収 2　海外からの応援の受け入れ 第 22 節　文教対策……195 1　初動対応 2　応急対策の実施 3　応急教育の実施 4　文教施設の応急復旧 5　学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置 6　文化財の保護 第 23 節　廃棄物等の処理……199 1　廃棄物の処理 2　し尿の処理 3　応援協力体制の確保 4　廃棄物処理機能の復旧 第 24 節　防疫・保健衛生、環境衛生対策……201 1　防疫活動	3　発見者等の通報と運転者に求める行動 4　道路障害物除去 5　港湾及び漁港障害物除去 第 14 節　緊急輸送……168 1　緊急輸送の実施 2　緊急輸送手段の確保 3　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 第 15 節　水防対策……172 1　水防体制の確立 2　河川出水・浸水及び高潮被害等の拡大防止 第16 節　土砂災害対策……174 1　土砂災害防止体制の確立 2　危険箇所周辺の警戒監視・通報 3　土砂災害等による被害の拡大防止 第 17 節　ライフライン施設等の応急復旧……175 1　ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む） 2　交通施設の応急対策 第 18 節　要配慮者の安全確保……180 1　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策 2　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 3　児童・ひとり親家庭等に係る対策 4　観光客及び外国人に係る対策 5　社会福祉施設等に係る対策 第 19 節　孤立地区対策……184 1　孤立実態の把握 2　物資供給、救助の実施 3　道路の応急対策 第 20 節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給……185 1　救援物資の管理体制 2　食料の確保及び供給 3　飲料水等の供給 4　生活必需品等の確保及び供給 第 21 節　災害ボランティアの受け入れ、支援……193 1　ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収 2　海外からの応援の受け入れ 第 22 節　文教対策……195 1　初動対応 2　応急対策の実施 3　応急教育の実施 4　文教施設の応急復旧 5　学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置 6　文化財の保護 第 23 節　廃棄物等の処理……199 1　廃棄物の処理 2　し尿の処理 3　応援協力体制の確保 4　廃棄物処理機能の復旧 第 24 節　防疫・保健衛生、環境衛生対策……201 1　防疫活動	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
2　保健活動 3　精神保健活動 4　食品衛生指導 5　環境衛生対策 6　動物愛護管理対策 7　入浴施設確保対策 第 25 節　遺体の捜索、収容及び埋・火葬 ..... 203 1　行方不明者及び遺体の捜索 2　遺体の収容及び検視 3　遺体の埋・火葬 第 26 節　住宅確保及び応急対策 ..... 205 1　応急住宅の提供 2　住宅応急修理 3　障害物の除去 4　災害復旧用材の確保 5　民間賃貸住宅の紹介、あっせん 6　応急対策業務への応援 第 27 節　農林漁業関係被害の拡大防止 ..... 208 1　農産物、家畜対策 2　林産物対策 3　水産関係対策 第 28 節　帰宅困難者対策 ..... 210 1　予測される事態 2　対策の実施 **第４章　風水害復旧・復興計画** 第１節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施 ..... 215 1　災害復旧・復興体制の確立 2　災害復旧事業計画の作成 3　災害復旧事業の実施 4　大規模災害時における復旧・復興 第２節　生活再建等支援対策の実施 ..... 218 1　被災者の各種相談 2　罹災証明書の交付 3　義援金、義援品の受付・配分 4　融資・貸付その他資金等による支援 5　郵便・電話等の支援措置 6　税等の徴収猶予、減免 7　雇用機会の確保（職業あっせん等の支援） 8　観光産業への支援 第３節　激甚災害の指定 ..... 224 1　激甚災害指定手続 2　激甚法に定める事業 3　激甚災害指定基準	2　保健活動 3　精神保健活動 4　食品衛生指導 5　環境衛生対策 6　動物愛護管理対策 7　入浴施設確保対策 第 25 節　遺体の捜索、収容及び埋・火葬 ..... 203 1　行方不明者及び遺体の捜索 2　遺体の収容及び検視 3　遺体の埋・火葬 第 26 節　住宅確保及び応急対策 ..... 205 1　応急住宅の提供 2　住宅応急修理 3　障害物の除去 4　災害復旧用材の確保 5　民間賃貸住宅の紹介、あっせん 6　応急対策業務への応援 第 27 節　農林漁業関係被害の拡大防止 ..... 208 1　農産物、家畜対策 2　林産物対策 3　水産関係対策 第 28 節　帰宅困難者対策 ..... 210 1　予測される事態 2　対策の実施 **第４章　風水害復旧・復興計画** 第１節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施 ..... 215 1　災害復旧・復興体制の確立 2　災害復旧事業計画の作成 3　災害復旧事業の実施 4　大規模災害時における復旧・復興 第２節　生活再建等支援対策の実施 ..... 218 1　被災者の各種相談 2　罹災証明書の交付 3　義援金、義援品の受付・配分 4　融資・貸付その他資金等による支援 5　郵便・電話等の支援措置 6　税等の徴収猶予、減免 7　雇用機会の確保（職業あっせん等の支援） 8　観光産業への支援 第３節　激甚災害の指定 ..... 224 1　激甚災害指定手続 2　激甚法に定める事業 3　激甚災害指定基準	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第１章 総　則	第１章 総　則	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第１節　計画の概要	**第１節　計画の概要**	
１　（略）	１　（略）	
２　計画の構成	２　計画の構成	
(1)（略）	(1)（略）	
(2) 防災施策の基本方針 本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。	(2) 防災施策の基本方針 本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。	
風水害予防計画 【周到かつ十分な災害予防】 1　災害予防段階における基本理念 (1) 災害の規模によってはハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 (2) 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を最新の科学的知見を総動員し的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を絶えず図る。 2　災害予防段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路、避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講じる。 (2) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織等の育成強化、災害ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市民及び他の支援団体等と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (3) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的・社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (4) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、防災行政無線・総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。 また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 (5) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。 (6) 防災に関する政策・方針等の決定過程及び防災の現場における、女性や高齢者・障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、男女のニーズの違いに配慮した計画策定を推進する。	風水害予防計画 【周到かつ十分な災害予防】 1　災害予防段階における基本理念 (1) 災害の規模によってはハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 (2) 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を最新の科学的知見を総動員し的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を絶えず図る。 (3) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。 2　災害予防段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路、避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講じる。 (2) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。あわせて、消防団・自主防災組織等の育成強化、災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市民及び他の支援団体等と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (3) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的・社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (4) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、防災行政無線・総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。 また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を講ずる。 (5) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。 (6) 防災に関する政策・方針等の決定過程及び防災の現場における、女性や高齢者・障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、男女のニーズの違いに配慮した計画策定を推進する。	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

	旧		新	備考
風水害応急対策計画	【迅速かつ円滑な災害応急対策】 1　災害応急段階における基本理念 (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は可能な限り被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 2　災害応急段階における施策の概要は次のとおり。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (1) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。 (2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、迅速に災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模な災害の場合は、広域応援、自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への応援協力を早急に要請する。 (3) 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。 (4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受け入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難受け入れ活動を行う。また、避難所運営など女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れる。 (7) 被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問合せに対応する。 (8) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (9) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (10)防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (11)応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。 (12)二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (13)ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。	風水害応急対策計画	【迅速かつ円滑な災害応急対策】 1　災害応急段階における基本理念 (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は可能な限り被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 2　災害応急段階における施策の概要は次のとおり。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (1) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。 (2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、迅速に災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模な災害の場合は、広域応援、自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への応援協力を早急に要請する。 (3) 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。 (4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受け入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難受け入れ活動を行う。また、避難所運営など女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れる。 (7) 被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問合せに対応する。 (8) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (9) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (10)防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (11)応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。 (12)二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (13)ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。	
風水害復	【適切かつ速やかな災害復旧・復興】 1　災害復旧・復興段階における基本理念 (1) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。	風水害復	【適切かつ速やかな災害復旧・復興】 1　災害復旧・復興段階における基本理念 (1) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
旧・復興計画 2　災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 被災の状況や被災地域の特性を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。 (2) 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (3) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に____廃棄物を処理する。 (4) 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (5) 被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。 (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。 (7) 大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。	旧・復興計画 2　災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 被災の状況や被災地域の特性を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。 (2) 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (3) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。 (4) 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (5) 被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。 (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。 (7) 大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。	防災基本計画の修正を反映
３　計画の性格等 (1) ～ (5) （略） （新設）	**３　計画の性格等** (1) ～ (5) （略） **(6) ＳＤＧｓとの関連** ＳＤＧｓは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会における 2030 年までの開発目標である。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 の目標で構成されている。 本計画に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、国際課題であるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）のゴール 11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも貢献する。	項目の追加
第２節　計画の方針 **１　風水害対策における基本的な課題** 本市は、自然条件及び市街地形成過程等からみて、台風、洪水、高潮等による災害の発生原因を内包している。これらの災害防止と市民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関等の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。 本市における風水害対策に関する基本的な課題としては、次の 4 点が挙げられる。 (1) ～ (2) （略） **(3) 要配慮者対策の推進** 本市における老年人口（65 歳以上人口）の割合は、令和 2 年国勢調査において 29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。 また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が 1,000 万人を超え、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約 1,900 人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者と、避難生活や生活再建情報を必要とする外国人住民のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。 また、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者*1 のうち避難行動要支援者*2 に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域	**第２節　計画の方針** **１　風水害対策における基本的な課題** 本市は、自然条件及び市街地形成過程等からみて、台風、洪水、高潮等による災害の発生原因を内包している。これらの災害防止と市民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関等の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。 本市における風水害対策に関する基本的な課題としては、次の 4 点が挙げられる。 (1) ～ (2) （略） **(3) 要配慮者対策の推進** 本市における老年人口（65 歳以上人口）の割合は、令和 2 年国勢調査において 29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。 また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が 1,000 万人を超え、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約 2,000 人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者と、避難生活や生活再建情報を必要とする外国人住民のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。 また、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者*1 のうち避難行動要支援者*2 に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域	時点修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者*3 による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。 ＊1 要配慮者　：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 ＊2避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 ＊3避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。 (4)（略） ２　計画の目標 地域防災力の向上に当たっては、上記の基本的な課題や本市における防災環境等をふまえ、本市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。 本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の３項目を定める。 (1)地区の安全を守る人・組織づくり（市民参加による防災意識、行動力の向上） ● 町内会・自治会単位での自主防災組織、要配慮者支援会議の結成促進 ● 未加入世帯の自主防災組織への加入促進 ● 事業所の職員に対する地区別防災訓練への参加促進 ● 市職員に対する職域ごとの研修会の実施 ● 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と連携した地域住民等への防災教育の推進 (2) ～ (3)（略） 第３節　防災環境 （略） 第４節　被害想定 １　（略） ２　土砂災害 本市北部の島根半島部は、標高 500m 前後の北山山地が東西方向に連なり、平地に恵まれていない箇所が多いため、土砂災害発生の危険性が高い地区が多く点在している。また、丘陵状の地形を有する南部においても、土砂災害の危険性が高い地域が多数みられる。 台風や低気圧に伴う大雨や梅雨期の集中豪雨により、土砂災害の危険性は高まる。そのため、梅雨期や台風期においては、浸水とともに土砂災害を想定する必要がある。 本市では、現在 3,356 箇所（うち急傾斜地 2,115 箇所、土石流 1,129 箇所、地すべり 112 箇所）が、	コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者*3 による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。 ＊1 要配慮者　：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 ＊2避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 ＊3避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。 (4)（略） ２　計画の目標 地域防災力の向上に当たっては、上記の基本的な課題や本市における防災環境等をふまえ、本市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。 本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の３項目を定める。 (1)地区の安全を守る人・組織づくり（市民参加による防災意識、行動力の向上） ● 町内会・自治会単位での自主防災組織、要配慮者支援組織の結成促進 ● 未加入世帯の自主防災組織への加入促進 ● 事業所の職員に対する地区別防災訓練への参加促進 ● 市職員に対する職域ごとの研修会の実施 ● 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と連携した地域住民等への防災教育の推進 (2) ～ (3)（略） 第３節　防災環境 （略） 第４節　被害想定 １　（略） ２　土砂災害 本市北部の島根半島部は、標高 500m 前後の北山山地が東西方向に連なり、平地に恵まれていない箇所が多いため、土砂災害発生の危険性が高い地区が多く点在している。また、丘陵状の地形を有する南部においても、土砂災害の危険性が高い地域が多数みられる。 台風や低気圧に伴う大雨や梅雨期の集中豪雨により、土砂災害の危険性は高まる。そのため、梅雨期や台風期においては、浸水とともに土砂災害を想定する必要がある。 本市では、現在 3,356 箇所（うち急傾斜地 2,114 箇所、土石流 1,129 箇所、地すべり 113 箇所）が、	記載の適正化 時点修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

土砂災害警戒区域に、2,388 箇所が（うち急傾斜地 2,096 箇所、土石流 292 箇所）が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

資料：建設総務課（令和 6 年 10 月 1 日現在）

公民館区	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域		
	土石流	急傾斜地	地すべり	合計	土石流	急傾斜地	合計
大野	13	84	8	105	4	83	87
秋鹿	41	115	12	168	16	115	131
古江	28	106	5	139	13	106	119
生馬	13	66	0	79	7	64	71
法吉	7	46	0	53	1	46	47
城西	0	18	2	20	0	17	17
城北	0	18	0	18	0	18	18
川津	10	77	1	88	6	73	79
持田	36	80	0	116	20	79	99
本庄	29	68	3	100	15	67	82
朝酌	40	58	1	99	15	58	73
竹矢	3	36	0	39	0	36	36
津田	0	30	0	30	0	29	29
朝日	0	2	0	2	0	2	2
雑賀	0	12	0	12	0	11	11
乃木	4	43	0	47	3	39	42
古志原	0	9	0	9	0	9	9
大庭	7	47	0	54	1	46	47
忌部	32	78	7	117	17	78	95
宍道	153	262	13	428	49	262	311
玉湯	98	121	13	232	24	121	145
八雲	210	225	12	447	44	225	269
鹿島	102	143	8	253	3	142	145
島根	68	73	13	154	24	73	97
美保関	137	142	9	288	12	142	154
東出雲	98	156	5	259	18	155	173
八束	-	-	-	-	-	-	-
小計	1,129	2,115	112	3,356	292	2,096	2,388

※順不同

第５節　防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

１　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

本市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。

(1) ～ (2) （略）

新

土砂災害警戒区域に、2,387 箇所が（うち急傾斜地 2,095 箇所、土石流 292 箇所）が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

資料：建設総務課（令和 7 年 10 月 10 日現在）

公民館区	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域		
	土石流	急傾斜地	地すべり	合計	土石流	急傾斜地	合計
大野	13	84	9	106	4	83	87
秋鹿	41	115	12	168	16	115	131
古江	28	106	5	139	13	106	119
生馬	13	66	0	79	7	64	71
法吉	7	46	0	53	1	46	47
城西	0	18	2	20	0	17	17
城北	0	18	0	18	0	18	18
川津	10	77	1	88	6	73	79
持田	36	79	0	115	20	78	98
本庄	29	68	3	100	15	67	82
朝酌	40	58	1	99	15	58	73
竹矢	3	36	0	39	0	36	36
津田	0	30	0	30	0	29	29
朝日	0	2	0	2	0	2	2
雑賀	0	12	0	12	0	11	11
乃木	4	43	0	47	3	39	42
古志原	0	9	0	9	0	9	9
大庭	7	47	0	54	1	46	47
忌部	32	78	7	117	17	78	95
宍道	153	262	13	428	49	262	311
玉湯	98	121	13	232	24	121	145
八雲	210	225	12	447	44	225	269
鹿島	102	143	8	253	3	142	145
島根	68	73	13	154	24	73	97
美保関	137	142	9	288	12	142	154
東出雲	98	156	5	259	18	155	173
八束	-	-	-	-	-	-	-
小計	1,129	2,114	113	3,356	292	2,095	2,387

※順不同

第５節　防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

１　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

本市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。

(1) ～ (2) （略）

備考

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考

(3) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること
中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国財務局 （松江財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）
近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導

(3) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること
中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国財務局 （松江財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）
近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧		新		備考
中国運輸局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援	中国運輸局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援	
大阪航空局	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整	大阪航空局	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整	
第八管区海上保安本部	1 海難救助 2 海洋の汚染の防止 3 海上における治安の維持 4 海上における船舶交通の安全確保	第八管区海上保安本部	1 海難救助 2 海洋の汚染の防止 3 海上における治安の維持 4 海上における船舶交通の安全確保	
大阪管区気象台 （松江地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること	大阪管区気象台 （松江地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること	
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請	中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請	
島根労働局	1 産業災害防止についての監督、指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 3 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施 5 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6 被災事業主に対する特別措置等の実施	島根労働局	1 産業災害防止についての監督、指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 3 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施 5 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6 被災事業主に対する特別措置等の実施	
中国地方整備局	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施	中国地方整備局	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施	
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2 家庭動物の保護等に係る支援 3 災害時における環境省本省との連絡調整	中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2 家庭動物の保護等に係る支援 3 災害時における環境省本省との連絡調整	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

（新設）

(4) （略）

(5) 指定公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 中国支社	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策
西日本電信電話株式会社島根支店	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電話通話の取扱い
NTT コミュニケーションズ株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
株式会社ＮＴＴドコモ中国支社島根支店	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧
ＫＤＤＩ株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソフトバンク株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
楽天モバイル株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社	1 医療、助産等救助保護の実施 2 避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 4 義援金等の受付
国立病院機構 中国四国グループ	医療、助産等救護活動の実施

新

		備考
中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施	
中国四国管区行政評価局 （島根行政監視行政相談センター）	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設	指定地方行政機関の追加

(4) （略）

(5) 指定公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱	備考
日本郵便株式会社 中国支社	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資	
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策	
ＮＴＴ西日本株式会社島根支店	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電話通話の取扱い	社名の変更
ＮＴＴドコモビジネス株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	社名の変更
株式会社ＮＴＴドコモ中国支社島根支店	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧	
ＫＤＤＩ株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報	
日本赤十字社	1 医療、助産等救助保護の実施 2 避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 4 義援金等の受付	
国立病院機構 中国四国グループ	医療、助産等救護活動の実施	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧		新		備考
日本放送協会	1 気象等の予報及び警報等の放送 2 災害応急対策等の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動	日本放送協会	1 気象等の予報及び警報等の放送 2 災害応急対策等の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動	
西日本高速道路株式会社	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い	西日本高速道路株式会社	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	陸路による緊急輸送の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	陸路による緊急輸送の確保	
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	1 ダム施設等の防災管理及び災害復旧 2 電力供給の確保	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	1 ダム施設等の防災管理及び災害復旧 2 電力供給の確保	
(6) ～ (7) （略）		(6) ～ (7) （略）		
２　（略）		２　（略）		

旧	新	備考
第２章 風水害予防計画	第２章 風水害予防計画	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

第１節　浸水・波浪・高潮災害の予防

多雨、集中豪雨、強風等により河川の氾濫や海岸での高波等による被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討するとともに、河川堤防、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行う。

また、市民が災害時に的確な行動をとれるよう危険の程度を実感できる情報の提供、河川に関する水防体制の充実を行う。

１　河川等の氾濫防止対策……【農林基盤整備課、大橋川治水・国県事業推進課、道路課、河川課、各支所、上下水道局】

(1) 河川等の氾濫による浸水危険箇所の把握

ア　河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況

本市における、河川等の重要水防区域及び危険な箇所の概況は次のとおり。

資料：令和 6 年度松江市水防計画

区分	管轄	水系名	河川名	延長（m）	箇所数
重要水防区域	国土交通省関係	斐伊川	斐伊川	213,400	2
	島根県関係	斐伊川	意宇川	15,000	2
			朝酌川	7,600	2
			来待川	2,200	2
				24,800	6
危険な箇所	国土交通省関係		境水道	880	4
			中海	38,341	101
			大橋川	14,350	63
			宍道湖	19,429	125
				73,000	293
	島根県関係		朝酌川	8,100	3
			意宇川	6,045	8
			佐陀川	6,200	5
			持田川	200	1
			比津川	2,800	2
			京橋川	420	2
			北田川	2,980	4
			北堀川	1,500	2
			中川	1,540	2
			四十間堀川	1,520	2
			忌部川	1,400	2
			計	32,705	33

イ　～　ウ（略）

(2)　（略）

２　～　４（略）

第２節　土砂災害の予防

新

第１節　浸水・波浪・高潮災害の予防

多雨、集中豪雨、強風等により河川の氾濫や海岸での高波等による被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討するとともに、河川堤防、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行う。

また、市民が災害時に的確な行動をとれるよう危険の程度を実感できる情報の提供、河川に関する水防体制の充実を行う。

１　河川等の氾濫防止対策……【農林基盤整備課、大橋川治水・国県事業推進課、道路課、河川課、各支所、上下水道局】

(1) 河川等の氾濫による浸水危険箇所の把握

ア　河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況

本市における、河川等の重要水防区域及び危険な箇所の概況は次のとおり。

資料：令和 7 年度松江市水防計画

区分	管轄	水系名	河川名	延長（m）	箇所数
重要水防区域	国土交通省関係	斐伊川	斐伊川	213,400	2
	島根県関係	斐伊川	意宇川	15,000	2
			朝酌川	7,600	2
			来待川	2,200	2
				24,800	6
危険な箇所	国土交通省関係		境水道	880	4
			中海	38,341	101
			大橋川	14,350	63
			宍道湖	19,429	125
				73,000	293
	島根県関係		朝酌川	8,100	3
			意宇川	6,045	8
			佐陀川	6,200	5
			持田川	200	1
			比津川	2,800	2
			京橋川	420	2
			北田川	2,980	4
			北堀川	1,500	2
			中川	1,540	2
			四十間堀川	1,520	2
			忌部川	1,400	2
			計	32,705	33

イ　～　ウ（略）

(2)　（略）

２　～　４（略）

第２節　土砂災害の予防

備考

時点修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

降雨、融雪、地震等により引き起こされる土砂災害（崖崩れ・山崩れ、地すべり、土石流、落石等）は、梅雨前線や台風による集中豪雨等により発生する場合が多いが、被災地域が比較的狭い範囲に限られるが被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与える。

本市は、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。

県及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を実施する。

なお、本節において取りあげる土砂災害それぞれの特性は次のとおり。

崖崩れ・山崩れ災害	崖崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊等を総称して斜面崩壊といい、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が剥落・転倒し、急速に崩壊・転落・落下する現象を指す。雨量、斜面勾配、斜面形、地質条件等を誘因として発生する。
地すべり災害	斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。誘因としては地下水の影響が大きく、台風や梅雨のほか、融雪時にも発生する。
土石流災害	土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、渓床等地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、渓流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による渓床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

1　崖崩れ・山崩れ災害の防止対策……【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、建築審査課、各支所】

(1)　（略）

(2) 避難体制の整備

- 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する指導を住民に対し実施する。
- 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。
- 大雨警報発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報（下記）を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

島根県土砂災害危険度情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて		
相当するレベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法

新

降雨、融雪、地震等により引き起こされる土砂災害（崖崩れ・山崩れ、地すべり、土石流、落石等）は、梅雨前線や台風による集中豪雨等により発生する場合が多いが、被災地域が比較的狭い範囲に限られるが被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与える。

本市は、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。

県及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を実施する。

なお、本節において取りあげる土砂災害それぞれの特性は次のとおり。

崖崩れ・山崩れ災害	崖崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊等を総称して斜面崩壊といい、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が剥落・転倒し、急速に崩壊・転落・落下する現象を指す。雨量、斜面勾配、斜面形、地質条件等を誘因として発生する。
地すべり災害	斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。誘因としては地下水の影響が大きく、台風や梅雨のほか、融雪時にも発生する。
土石流災害	土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、渓床等地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、渓流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による渓床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

1　崖崩れ・山崩れ災害の防止対策……【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、建築審査課、各支所】

(1)　（略）

(2) 避難体制の整備

- 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する指導を住民に対し実施する。
- 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。
- 大雨警報発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報（下記）を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

島根県土砂災害危険度情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて		
相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法

備考

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

警戒レベル 4 相当	すでに基準値超過	● 現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 ● 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況 ● この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要
	1 時間以内に 基準値超過	● 降雨指標が、今後 1 時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状況 ● 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 ● 避難完了の目安
	2 時間以内に 基準値超過	● 降雨指標が今後 2 時間以内に土砂災害発生基準値に到達されると予測される状況 ● 土砂災害はいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 ● 避難開始の目安 ● 土砂災害警戒情報の発表基準値
警戒レベル 3 相当	3 時間以内に 基準値超過	● 降雨指標が、今後 3 時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 ● 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 ● 避難準備の目安 ● 要配慮者等は避難開始の目安
	警報	● 大雨警報（土砂災害）の発表基準 ● 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 ● 避難準備の目安 ● 要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル 2 相当	注意	● 大雨注意報の発表基準 ● 土砂災害への注意が必要 ● 今後の雨の降り方に注意

- 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険確認 3 要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認 3 要素	
1　危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1 時間に 20mm 以上・総雨量 100mm 以上の強い雨が降ったとき等
2　危険な場所	傾斜が 30°以上、高さが 5m 以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3　危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

(3)　（略）

２　～　５（略）

第３節　都市構造の防災化

地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地利用の推進、都市の不燃化の推進、防災空間の確保等、防災環境の整備事業を推進する。

本市では「松江市都市マスタープラン」及び「松江市立地適正化計画」に基づき、各種法令・諸制度に基づく市街地整備事業等の実施による適正な土地利用を進め、災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。

新

警戒レベル 5 相当	災害切迫	● 現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 ● 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況 ● この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要
警戒レベル 4 相当	危険	● 降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 ● 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 ● 避難完了の目安
警戒レベル 3 相当	警報	● 大雨警報（土砂災害）の発表基準 ● 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 ● 避難準備の目安 ● 要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル 2 相当	注意	● 大雨注意報の発表基準 ● 土砂災害への注意が必要 ● 今後の雨の降り方に注意

- 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険確認 3 要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認 3 要素	
1　危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1 時間に 20mm 以上・総雨量 100mm 以上の強い雨が降ったとき等
2　危険な場所	傾斜が 30°以上、高さが 5m 以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3　危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

(3)　（略）

２　～　５（略）

第３節　都市構造の防災化

地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地利用の推進、都市の不燃化の推進、防災空間の確保等、防災環境の整備事業を推進する。

本市では「松江市都市マスタープラン」及び「松江市立地適正化計画」に基づき、各種法令・諸制度に基づく市街地整備事業等の実施による適正な土地利用を進め、災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。

備考

島根県の助言を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

１　（略）

２　建築物の不燃化の推進……【都市政策課、文化財課、建築審査課、公園緑地課、道路課、消防本部】

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

本市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおり。

資料：都市政策課（令和6年10月1日現在）

	面積（ha）	最終決定年月日
防　火　地　域	―	（指定無し）
準 防 火 地 域	232.5	S49.8.1

(2) ～ (4)（略）

(5) 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地及び旧町村部における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

なお、本市における消防水利等の整備状況は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

	計	消火栓			防火水槽				その他				
		小計	公設	私設	小計	100m³以上	40m³以上100m³未満	20m³以上40m³未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等
旧市	2,793	2,175	2,143	32	349		325	24	269	85	21	12	151
鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22
島根町	171	84	84		52	1	49	2	35	15	14	1	5
美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1
八雲町	207	119	116	3	29	1	25	3	59	44			15
玉湯町	217	149	143	6	48		32	16	20	9	1	2	8
宍道町	388	205	203	2	130	3	34	93	53	23	1		29
八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1
東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15
計	5,054	3,650	3,599	51	783	6	606	171	621	278	78	18	247

(6)　（略）

３　防災空間の確保……【建設総務課、道路課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、

新

１　（略）

２　建築物の不燃化の推進……【都市政策課、文化財課、建築審査課、公園緑地課、道路課、消防本部】

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

本市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおり。

資料：都市政策課（令和7年10月1日現在）

	面積（ha）	最終決定年月日
防　火　地　域	―	（指定無し）
準 防 火 地 域	232.5	S49.8.1

(2) ～ (4)（略）

(5) 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地及び旧町村部における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

なお、本市における消防水利等の整備状況は次のとおり。

資料：消防本部（令和7年4月1日現在）

	計	消火栓			防火水槽				その他				
		小計	公設	私設	小計	100m³以上	40m³以上100m³未満	20m³以上40m³未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等
旧市	2,791	2,176	2,145	31	347		323	24	268	84	21	12	151
鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22
島根町	171	84	84		52	1	49	2	35	15	14	1	5
美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1
八雲町	208	120	117	3	29	1	25	3	59	44			15
玉湯町	214	148	142	6	46		30	16	20	9	1	2	8
宍道町	388	204	202	2	129	3	33	93	55	23	3		29
八束町	267	180	180		65		60	5	22	21			1
東出雲町	388	295	293	2	46		29	17	47	29		3	15
計	5,047	3,650	3,600	50	775	6	600	169	622	277	80	18	247

(6)　（略）

３　防災空間の確保……【建設総務課、道路課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、河川課、

備考

時点修正

時点修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

河川課、住宅政策課、建築審査課、スポーツ課、上下水道局】

(1)　（略）

(2)　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

- 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。
- 郊外部において、災害時に避難先として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。

資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）

区分		住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園						
開設	公園数	87	4	1	4	2	3	1	1	38	3	12	1	2	159
	面積(ha)	19.15	13.48	3.48	76.80	45.70	24.83	0.60	3.46	3.34	4.15	5.77	14.30	15.87	230.93

資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）

緑地保全区域の名称	所在地	面積（ha）	指定年月日
千手院	石橋町	0.94	S51.10.18
売布神社	和多見町	0.30	〃
山代神社	古志原六丁目	1.03	〃
円成寺	幸町、栄町	2.18	S53.4.24（S54.4.10変更）
万寿寺、桐岳寺	奥谷町、春日町、東奥谷町	6.21	S53.4.24
月照寺、清光院及び愛宕神社	外中原町	5.94	S54.4.10（H26.3.28変更）
	計	16.60	

(3)　～(4)（略）

4　（略）

第４節　建築物・公共土木施設災害の予防

災害時に避難、救護、その他応急活動の拠点となる防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、水道等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道等の交通施設、砂防、治山等のその他の公共土木施設並びに文教施設において、安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

１　防災基幹施設の安全化……【資産経営課、健康推進課、こども家庭支援課、建築審査課、公共建築課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、上下水道局、ガス局、市立病院】

- 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。
- 本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及

新

住宅政策課、建築審査課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、上下水道局】

(1)　（略）

(2)　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

- 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。
- 郊外部において、災害時に避難先として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。

資料：公園緑地課（令和7年4月1日現在）

区分		住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園						
開設	公園数	87	4	1	4	2	3	1	1	38	3	12	1	2	159
	面積(ha)	19.15	13.69	3.48	76.80	45.70	24.83	0.60	3.46	3.24	4.15	5.77	14.30	16.87	231.04

資料：公園緑地課（令和7年4月1日現在）

緑地保全区域の名称	所在地	面積（ha）	指定年月日
千手院	石橋町	0.94	S51.10.18
売布神社	和多見町	0.30	〃
山代神社	古志原六丁目	1.03	〃
円成寺	幸町、栄町	2.18	S53.4.24（S54.4.10変更）
万寿寺、桐岳寺	奥谷町、春日町、東奥谷町	6.21	S53.4.24
月照寺、清光院及び愛宕神社	外中原町	5.94	S54.4.10（H26.3.28変更）
	計	16.60	

(3)　～(4)（略）

4　（略）

第４節　建築物・公共土木施設災害の予防

災害時に避難、救護、その他応急活動の拠点となる防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、水道等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道等の交通施設、砂防、治山等のその他の公共土木施設並びに文教施設において、安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

１　防災基幹施設の安全化……【資産経営課、健康推進課、こども家庭支援課、建築審査課、公共建築課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、上下水道局、ガス局*、市立病院】

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

- 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。
- 本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及

備考

組織再編による修正

時点修正

時点修正

組織再編による修正
ガス局に関する記載を追加

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考

び自家発電設備等の整備を図る。

- 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

２　～　４（略）

５　ライフライン施設の安全化

(1)　（略）

(2)　都市ガス施設.....【ガス局】

ア　現況

本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。

資料：ガス局（令和6年10月1日現在）

事業所名	所在地	設備
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	ＬＮＧ貯槽　150kℓ×2基、450kℓ×1基 ＬＰＧ貯槽　15t×2基 天然ガス発生装置　2,400m3N/h×4基 ＬＰＧガス発生装置　150kg/h×4基 ガスホルダー　中圧球型　3,000m3・0.97MPa×1基
施設の状況		
ガス製造施設		1　ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2　原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。
供給施設　ガスホルダー		1　ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2　地震力を考慮した耐震構造となっている。
供給施設　ガス導管		1　ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2　材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3　溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4　緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5　事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。
通信設備		1　有線では災害時優先電話に加入している。 2　無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。
巡視・点検		1　ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2　災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。

び自家発電設備等の整備を図る。

- 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

２　～　４（略）

５　ライフライン施設の安全化

(1)　（略）

(2)　都市ガス施設.....【ガス局*】

＊「ガス局」は令和8年4月1日に「松江エナジープラス（株）」に移行（詳細未定）

ア　現況

本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。

資料：ガス局（令和7年10月1日現在）

事業所名	所在地	設備
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	ＬＮＧ貯槽　150kℓ×2基、450kℓ×1基 ＬＰＧ貯槽　15t×2基 天然ガス発生装置　2,400m3N/h×4基 ＬＰＧガス発生装置　150kg/h×4基 ガスホルダー　中圧球型　3,000m3・0.97MPa×1基
施設の状況		
ガス製造施設		1　ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2　原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。
供給施設　ガスホルダー		1　ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2　地震力を考慮した耐震構造となっている。
供給施設　ガス導管		1　ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2　材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3　溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法（ネジ接続）による腐食劣化対策管（経年本支管）を順次計画的に入替を進めている。なお、低圧導管については耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4　緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5　事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。
通信設備		1　有線では災害時優先電話に加入している。 2　無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。
巡視・点検		1　ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2　災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。

備考：
- ガス局に関する記載を追加
- 時点修正
- 記載の適正化

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

イ　（略）

(3)　（略）

(4)　上水道施設……【上下水道局】

ア　現況

本市における上水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m³／日）
水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200

資料：斐川宍道水道企業団（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m³／日）
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000*1

＊1　斐川町における事業区域も含めた値。

イ　安全化対策

上水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1　取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2　送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3　情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4　給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5　配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6　避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7　水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
防災教育 防災訓練	各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

具体的な施策については、「第1次松江市上下水道事業経営計画（平成30年10月策定）」に基づき、取組んでいく。

(5)　下水道施設……【上下水道局】

ア　現況

本市における下水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和4年3月31日現在）

公共下水道施設

流域関連				
	整備区域面積（ha）	処理区域人口（人）	整備管渠延長（km）	ポンプ場（ヶ所）
旧市	3,508.2	127,571	704.6	6
玉湯町	266.5	7,009	67.0	―
八雲町	158.3	4,970	47.9	―

新

イ　（略）

(3)　（略）

(4)　上水道施設……【上下水道局】

ア　現況

本市における上水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和7年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m³／日）
水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200

資料：斐川宍道水道企業団（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m³／日）
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000*1

＊1　斐川町における事業区域も含めた値。

イ　安全化対策

上水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1　取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2　送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3　情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4　給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5　配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6　避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7　水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
防災教育 防災訓練	各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

具体的な施策については、「第1次松江市上下水道事業経営計画（平成30年10月策定）」に基づき、取組んでいく。

(5)　下水道施設……【上下水道局】

ア　現況

本市における下水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和7年9月30日現在）

公共下水道施設

流域関連				
	整備区域面積（ha）	処理区域人口（人）	整備管渠延長（km）	ポンプ場（ヶ所）
旧市	3,406.6	125,181	706.8	6
玉湯町	251.4	7,150	67.0	―
八雲町	158.6	4,969	48.1	―

備考

時点修正

記載の適正化

時点修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

宍道町	332.5	5,738	61.2	－
東出雲町	427.9	14,879	107.9	－
計	4,693.4	160,167	988.6	6

特定環境保全公共下水道

地区名	整備区域面積（ha）	処理区域人口（人）	整備管渠延長（km）	現有処理能力（m³/日最大）
鹿島町恵曇	165.1	4,799	64.7	2,150
島根町佐波	4.1	109	2.0	80
美保関町千酌	13.1	428	4.0	340
美保関町七類	26.0	726	8.8	570
美保関町森山	13.5	545	8.9	310
八束町江島	16.8	646	6.5	284
八束町遅江	16.2	454	4.7	218
八束町馬渡	8.7	201	3.3	123
計	263.5	7,908	102.9	4,075

農業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口（人）	地区名
旧市	7	8,993	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野
鹿島町	1	75	一矢
島根町	3	1,031	野波、大芦、加賀別所
美保関町	2	478	万原・下宇部尾、管浦
宍道町	5	2,599	弘長寺、鏡、宍道中央、南城、中来待
八束町	4	2,413	入江、二子、寺津・亀尻、波入
東出雲町	1	500	意東
計	23	16,089	

漁業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口（人）	地区名
旧市	1	266	魚瀬
鹿島町	3	1,094	片句、御津、手結
島根町	6	1,828	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀
美保関町	10	2,378	稲積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笹子、 惣津、雲津、諸喰、法田
計	20	5,566	

公設浄化槽

管理基数	水洗化人口（人）	設置区域
891	2,381	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、宍道町、八束町、東出雲町

イ　（略）

新

宍道町	391.7	7,540	127.5	－
東出雲町	421.0	14,859	111.4	－
計	4,629.3	159,699	1060.8	6

特定環境保全公共下水道

地区名	整備区域面積（ha）	処理区域人口（人）	整備管渠延長（km）	現有処理能力（m³/日最大）
鹿島町恵曇	165.5	4,423	64.7	2,150
島根町佐波	4.1	107	2.0	80
美保関町千酌	13.1	386	4.0	340
美保関町七類	26.0	648	8.8	570
美保関町森山	13.6	517	8.9	310
八束町江島	17.1	663	6.6	284
八束町遅江	16.3	420	4.7	218
八束町馬渡	8.8	187	3.1	123
計	264.5	7,351	102.8	4,075

農業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口（人）	地区名
旧市	7	8,285	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野
鹿島町	1	69	一矢
島根町	3	922	野波、大芦、加賀別所
美保関町	2	416	万原・下宇部尾、管浦
宍道町	2	333	弘長寺、鏡
八束町	4	2,272	入江、二子、寺津・亀尻、波入
東出雲町	1	410	意東
計	20	12,707	

漁業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口（人）	地区名
旧市	1	230	魚瀬
鹿島町	3	1,007	片句、御津、手結
島根町	6	1,635	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀
美保関町	10	2,182	稲積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笹子、 惣津、雲津、諸喰、法田
計	20	5,054	

公設浄化槽

管理基数	水洗化人口（人）	設置区域
911	2,175	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、宍道町、八束町、東出雲町

イ　（略）

備考

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

(6) 電気通信施設.....【西日本電信電話（株）島根支店、NTT コミュニケーションズ㈱、（株）ＮＴＴドコモ中国支社島根支店、ＫＤＤＩ（株）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

ア　現況

本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。

西日本電信電話（株） 島根支店	電気通信設備等の高信頼化（耐水、耐震、耐火構造化）を進めている。
NTT コミュニケーションズ㈱	
（株）ＮＴＴドコモ中国支社島根支店	• 防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。 • 建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。 • 交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。 • 重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。 • 可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。
ＫＤＤＩ（株）	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている。
ソフトバンク(株)	• 停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。 • 主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。
楽天モバイル(株)	災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。 • 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。 • 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。 • 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。

イ　（略）

(7)　（略）

(8) 災害応急活動体制の整備..【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

• 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。
• 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(9) 資機材の整備.....【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

• 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
• 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
• 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
• 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

新

(6) 電気通信施設.....【ＮＴＴ西日本株式会社島根支店、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、（株）ＮＴＴドコモ中国支社島根支店、ＫＤＤＩ（株）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

ア　現況

本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。

ＮＴＴ西日本株式会社 島根支店	電気通信設備等の高信頼化（耐水、耐震、耐火構造化）を進めている。
ＮＴＴドコモビジネス株式会社	
（株）ＮＴＴドコモ中国支社島根支店	• 防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。 • 建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。 • 交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。 • 重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。 • 可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。
ＫＤＤＩ（株）	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている。
ソフトバンク(株)	• 停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。 • 主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。
楽天モバイル(株)	災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。 • 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。 • 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。 • 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。

イ　（略）

(7)　（略）

(8) 災害応急活動体制の整備.【防災危機管理課、各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

• 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。
• 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(9) 資機材の整備.....【防災危機管理課、各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

• 災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
• 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
• 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
• 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

備考

社名の変更

社名の変更

ガス局に関する記載を追加

ガス局に関する記載を追加
防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

- 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

(10) 防災知識の普及・啓発.....【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

6　交通施設の安全化

(1) 道路施設.....【建設総務課、道路課】

ア　現況

本市における道路の整備状況は次のとおり。　資料：**建設総務課**（令和6年4月1日現在）

区分		実延長（km）	舗装済延長（km）	舗装率（%）	改良済延長（km）	改良率（%）
国道（国土交通省管理分）		48.4	48.4	100.0	－	－
国道（県管理分）		66.2	66.2	100.0	－	－
県道		254.5	244.5	96.1	－	－
市道		2,009.1	1,782.5	88.7	1,325.4	66.0
（内訳）	1級路線	167.8	167.7	99.9	163.1	97.2
	2級路線	229.0	219.4	95.8	185.7	81.1
	その他	1,612.2	1,395.5	86.6	976.5	60.6

※国道（県管理分）及び県道は令和5年4月1日現在の数値

イ　（略）

(2) ～ (3)（略）

7　文教施設の安全化

学校・教育施設等*において、次のとおり安全化対策を実施する。

＊本計画では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校を「学校」、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会教育施設を「学校・教育施設等」と定義する。

(1) 学校・教育施設等の防災体制..【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、スポーツ課】

ア　～　ウ（略）

(2)　（略）

第５節　農林漁業施設災害の予防

（略）

新

- 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

(10) 防災知識の普及・啓発....【防災危機管理課、各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

6　交通施設の安全化

(1) 道路施設.....【建設総務課、道路課】

ア　現況

本市における道路の整備状況は次のとおり。　資料：**建設総務課**（令和7年4月1日現在）

区分		実延長（km）	舗装済延長（km）	舗装率（%）	改良済延長（km）	改良率（%）
国道（国土交通省管理分）		48.4	48.4	100.0	－	－
国道（県管理分）		66.2	66.2	100.0	－	－
県道		254.5	244.5	96.1	－	－
市道		2013.0	1787.5	88.8	1331.0	66.1
（内訳）	1級路線	167.8	167.7	99.9	163.1	97.2
	2級路線	229.0	219.3	95.8	185.8	81.1
	その他	1616.2	1400.4	86.6	982.0	60.8

※国道（県管理分）及び県道は令和6年4月1日現在の数値

イ　（略）

(2) ～ (3)（略）

7　文教施設の安全化

学校・教育施設等*において、次のとおり安全化対策を実施する。

＊本計画では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校を「学校」、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会教育施設を「学校・教育施設等」と定義する。

(1) 学校・教育施設等の防災体制.....【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、スポーツ振興課、スポーツ施設課】

ア　～　ウ（略）

(2)　（略）

第５節　農林漁業施設災害の予防

（略）

備考

ガス局に関する記載を追加

時点修正

島根県の助言を反映

組織再編による修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第６節　防災活動体制の整備 災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応等に当たる職員の感染症対策を徹底する。 **１　災害対策本部体制の整備**……【防災危機管理課、人事課、人権男女共同参画課ほか関係各課】 **(1) 初動体制の整備** **ア　～イ（略）** **ウ　活動マニュアル等の運用** 災害対策本部の各班が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。 また、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。 **(2) ～(3)（略）** **２　広域応援協力体制の整備**……【防災危機管理課、政策企画課、人事課、上下水道局、ガス局、消防本部】 **(1) 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備** • 島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。 • 災害時に市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模災害に備えた相互応援協定を締結し、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。 → 資料編 [資料 4-(1)- 1]災害時の相互応援に関する協定書（島根県・島根県内市町村） [資料 4-(1)- 2]中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定 [資料 4-(1)- 3]中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目 [資料 4-(1)- 4]中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書（出雲市・安来市・米子市・境港市・鳥取県西部町村会） [資料 4-(1)- 5]地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟） [資料 4-(1)- 6]全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱 [資料 4-(1)- 7]全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領 [資料 4-(1)- 8]日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 [資料 4-(1)- 9]山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市） [資料 4-(1)-10]山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定 [資料 4-(1)-11]災害時における相互応援に関する協定書（福山市） [資料 4-(1)-12]災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市） [資料 4-(1)-13]災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市） [資料 4-(1)-14]災害時における相互応援に関する協定書（尾道市） [資料 4-(1)-15]災害時の相互応援に関する協定書（中海・宍道湖・大山圏域、備後圏域連絡協議会） [資料 4-(1)-16]災害時における相互応援に関する協定（大口町） [資料 4-(1)-17]災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書（出雲市・安来市・鳥取県西部広	**第６節　防災活動体制の整備** 災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応等に当たる職員の感染症対策を徹底する。 **１　災害対策本部体制の整備**……【防災危機管理課、人事課、人権男女共同参画課ほか関係各課】 **(1) 初動体制の整備** **ア　～イ（略）** **ウ　活動マニュアル等の運用** 災害対策本部の各班が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。 また、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。 **(2) ～(3)（略）** **２　広域応援協力体制の整備**……【防災危機管理課、政策企画課、人事課、上下水道局、ガス局*、消防本部】 ＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除 **(1) 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備** • 島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。 • 災害時に市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模災害に備えた相互応援協定を締結し、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。 → 資料編 [資料 4-(1)- 1]災害時の相互応援に関する協定書（島根県・島根県内市町村） [資料 4-(1)- 2]中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定 [資料 4-(1)- 3]中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目 [資料 4-(1)- 4]中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書（出雲市・安来市・米子市・境港市・鳥取県西部町村会） [資料 4-(1)- 5]地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟） [資料 4-(1)- 6]全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱 [資料 4-(1)- 7]全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領 [資料 4-(1)- 8]日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 [資料 4-(1)- 9]山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市） [資料 4-(1)-10]山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定 [資料 4-(1)-11]災害時における相互応援に関する協定書（福山市） [資料 4-(1)-12]災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市） [資料 4-(1)-13]災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市） [資料 4-(1)-14]災害時における相互応援に関する協定書（尾道市） [資料 4-(1)-15]災害時の相互応援に関する協定書（中海・宍道湖・大山圏域、備後圏域連絡協議会） [資料 4-(1)-16]災害時における相互応援に関する協定（大口町） [資料 4-(1)-17]災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書（出雲市・安来市・鳥取県西部広	防災基本計画の修正を反映 ガス局に関する記載を追加 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
域行政管理組合・玉井斎場管理組合） [資料 4-(1)-18]災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市） [資料 4-(1)-19]中核市災害相互応援協定 [資料 4-(3)- 1]島根県防災ヘリコプター応援協定 [資料 4-(3)- 2]消防・救急相互応援協定の締結状況	域行政管理組合・玉井斎場管理組合） [資料 4-(1)-18]災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市） [資料 4-(1)-19]中核市災害相互応援協定 [資料 4-(3)- 1]島根県防災ヘリコプター応援協定 [資料 4-(3)- 2]消防・救急相互応援協定の締結状況	
(2) 応援・受援体制の整備 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	**(2) 応援・受援体制の整備** 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正を反映
（新設）	**(3) 受援計画の整備** 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑にほかの地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付ける。 受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の集結・活動拠点のほか、受援に必要な事項を記載する。	受援計画策定に伴う修正
(3) 自衛隊との連携体制の整備 • 各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。 • 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。 • どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。 • 円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を県とともに整える。	**(4) 自衛隊との連携体制の整備** • 各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。 • 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。 • どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。 • 円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を県とともに整える。	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映
(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備 • 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。 • フリーベンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。 • 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。 • 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。	**(5) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備** • 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平時より連携を強化する。 • フリーベンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。 • 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。 • 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。	防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
→ 資料編 [資料 4-(2)- 1]災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局） [資料 4-(2)- 2]防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台） [資料 4-(2)- 3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)- 4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか） [資料 4-(2)- 5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)- 6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)- 7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)- 8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） [資料 4-(2)- 9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（(一社)松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） [資料 4-(2)-15]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか） [資料 4-(2)-16]災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会） [資料 4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(一社)全日本冠婚葬祭相互協会） [資料 4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(株)博愛社ほか） [資料 4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内５１社） [資料 4-(2)-20]災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内５社） [資料 4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク(株)） [資料 4-(2)-22]災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部） [資料 4-(2)-23]非常事態における相互応援協定書（米子ガス(株)、出雲ガス(株)） [資料 4-(2)-24]災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-25]災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-26]災害時における資機材リースの協力に関する協定（(一社) 日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会） [資料 4-(2)-27]災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部） [資料 4-(2)-28]災害時における飲料水の提供に関する協定書（(株)伊藤園） [資料 4-(2)-29]特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話(株)島根支店） [資料 4-(2)-30]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね） [資料 4-(2)-31]災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書（(一社) 島根県ＬＰガス協会ほか） [資料 4-(2)-32]災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書（しまね災害福祉広域支援ﾈｯﾄﾜｰｸ） [資料 4-(2)-33]一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（㈱島根銀行） [資料 4-(2)-34]災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合） [資料 4-(2)-35]災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便(株)） [資料 4-(2)-36]松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団） [資料 4-(2)-37]農業集落排水施設災害対策に関する協定（(一社) 地域環境資源センター） [資料 4-(2)-38]漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（(一社) 水産土木建設技術センター） [資料 4-(2)-39]災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油(株)） [資料 4-(2)-40]災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業(株)） [資料 4-(2)-41]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合　松江流通センター） [資料 4-(2)-42]松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所） [資料 4-(2)-43]松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会） [資料 4-(2)-44]災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） [資料 4-(2)-45]災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株）） [資料 4-(2)-46]災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株）） [資料 4-(2)-47]災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株) エフエム山陰、(株) 山陰放送） [資料 4-(2)-48]災害時における施設等の利用に関する協定書（国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校） [資料 4-(2)-49]災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会） [資料 4-(2)-50]災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（㈱ジュンテンドー） [資料 4-(2)-52]一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫） [資料 4-(2)-53]災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定（(一社) 日本建設機械レンタル協会　中国支部山陰地区部会 [資料 4-(2)-54]災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業（株））	→ 資料編 [資料 4-(2)- 1]災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局） [資料 4-(2)- 2]防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台） [資料 4-(2)- 3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)- 4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか） [資料 4-(2)- 5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)- 6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)- 7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)- 8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） [資料 4-(2)- 9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（(一社)松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） [資料 4-(2)-15]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか） [資料 4-(2)-16]災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会） [資料 4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(一社)全日本冠婚葬祭相互協会） [資料 4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(株)博愛社ほか） [資料 4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内５１社） [資料 4-(2)-20]災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内５社） [資料 4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク(株)） [資料 4-(2)-22]災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部） [資料 4-(2)-23]非常事態における相互応援協定書（米子ガス(株)、出雲ガス(株)） [資料 4-(2)-24]災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-25]災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-26]災害時における資機材リースの協力に関する協定（(一社) 日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会） [資料 4-(2)-27]災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部） [資料 4-(2)-28]災害時における飲料水の提供に関する協定書（(株)伊藤園） [資料 4-(2)-29]特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話(株)島根支店） [資料 4-(2)-30]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね） [資料 4-(2)-31]災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書（(一社) 島根県ＬＰガス協会ほか） [資料 4-(2)-32]災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書（しまね災害福祉広域支援ﾈｯﾄﾜｰｸ） [資料 4-(2)-33]一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（㈱島根銀行） [資料 4-(2)-34]災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合） [資料 4-(2)-35]災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便(株)） [資料 4-(2)-36]松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団） [資料 4-(2)-37]農業集落排水施設災害対策に関する協定（(一社) 地域環境資源センター） [資料 4-(2)-38]漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（(一社) 水産土木建設技術センター） [資料 4-(2)-39]災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油(株)） [資料 4-(2)-40]災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業(株)） [資料 4-(2)-41]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合　松江流通センター） [資料 4-(2)-42]松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所） [資料 4-(2)-43]松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会） [資料 4-(2)-44]災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） [資料 4-(2)-45]災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株）） [資料 4-(2)-46]災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株）） [資料 4-(2)-47]災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株) エフエム山陰、(株) 山陰放送） [資料 4-(2)-48]災害時における施設等の利用に関する協定書（国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校） [資料 4-(2)-49]災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会） [資料 4-(2)-50]災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（㈱ジュンテンドー） [資料 4-(2)-52]一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫） [資料 4-(2)-53]災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定（(一社) 日本建設機械レンタル協会　中国支部山陰地区部会 [資料 4-(2)-54]災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業（株））	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
[資料 4-(2)-55]指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書（(福）千鳥福祉会） [資料 4-(2)-56]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（(株）アクティオ中国支店　松江営業所） [資料 4-(2)-57]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（太陽建機レンタル（株）） [資料 4-(2)-58]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（日立建機日本（株）中国・四国支社　西中国支店） [資料 4-(2)-64]災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書(学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ） [資料 4-(2)-65]災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書(学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ） [資料 4-(2)-66]災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（(株）TAMAYA） [資料 4-(2)-67]松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書(損害保険ジャパン（株）山陰支店） _____ _____ _____ _____	[資料 4-(2)-55]指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書（(福）千鳥福祉会） [資料 4-(2)-56]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（(株）アクティオ中国支店　松江営業所） [資料 4-(2)-57]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（太陽建機レンタル（株）） [資料 4-(2)-58]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（日立建機日本（株）中国・四国支社　西中国支店） [資料 4-(2)-64]災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書(学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ） [資料 4-(2)-65]災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書(学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ） [資料 4-(2)-66]災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（(株）TAMAYA） [資料 4-(2)-67]松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書(損害保険ジャパン（株）山陰支店） [資料 4-(2)-68]木質バイオマス(松江バイオマス発電所)による電力供給に関する協定（松江バイオマス発電株式会社） [資料 4-(2)-69]災害時における物資の供給に関する協定(株式会社ほっかほっか亭総本部） [資料 4-(2)-70]災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定(佐川急便株式会社中国支店） [資料 4-(2)-71]指定一般避難所の指定及び使用に関する協定書(株式会社さんびる）	協定の追加
３　～　４（略）	３　～　４（略）	
５　罹災証明書の発行体制の整備.....【固定資産税課、消防本部】 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や_____民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	５　罹災証明書の発行体制の整備.....【固定資産税課、消防本部】 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	防災基本計画の修正を反映
第７節　情報管理・広報体制の整備	**第７節　情報管理・広報体制の整備**	
災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。	災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。	
１　～　３（略）	１　～　３（略）	
４　防災センター（災害対策本部室）の運用.....【防災危機管理課】	４　防災センター（災害対策本部室）の運用.....【防災危機管理課】	
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2) 防災センターの機能 ア　災害対策本部機能 ・　災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。	(2) 防災センターの機能 ア　災害対策本部機能 ・　災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
・ 災害対策本部事務局（機能班を含む）の活動拠点とする。 ・ 庁内各部局及び現地対策本部との連絡拠点とする。 ・ 自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等、防災関係機関との連絡拠点とする。 イ　～ウ（略）	・ 災害対策本部事務局（総合調整室を含む）の活動拠点とする。 ・ 庁内各部局及び現地対策本部との連絡拠点とする。 ・ 自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等、防災関係機関との連絡拠点とする。 イ　～ウ（略）	災害対策本部機能の変更に伴う修正
５　～　６（略）	５　～　６（略）	
７　災害用伝言サービス等の活用体制の整備. . . . . 【防災危機管理課】	７　災害用伝言サービス等の活用体制の整備. . . . . 【防災危機管理課】	
・ 西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービス等の普及促進のための広報を実施する。	・ ＮＴＴ西日本株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービス等の普及促進のための広報を実施する。	社名の変更
・ 災害時において災害用伝言サービス等の運用が開始された場合における広報体制について、県及び西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社との間で協議を行う。	・ 災害時において災害用伝言サービス等の運用が開始された場合における広報体制について、県及び ＮＴＴ西日本株式会社及び携帯電話会社との間で協議を行う。	社名の変更
８　（略）	８　（略）	
第８節　避難体制の整備	**第８節　避難体制の整備**	
災害時において、「高齢者等避難」、「避難指示」（以下「避難指示等」という。）等を伝達し一般住民に対して避難の準備及び避難の開始を呼びかける。 特に、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難が開始できるよう必要な体制を整備する。 また、「自らの命は自らで守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。	災害時において、「高齢者等避難」、「避難指示」（以下「避難指示等」という。）等を伝達し一般住民に対して避難の準備及び避難の開始を呼びかける。 特に、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難が開始できるよう必要な体制を整備する。 また、「自らの命は自らで守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。	
１　警戒レベルを用いた避難指示等の発令. . . . . 【防災危機管理課、各支所】	１　警戒レベルを用いた避難指示等の発令. . . . . 【防災危機管理課、各支所】	
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2)　「避難情報に関するガイドライン」の適切な運用 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について本市における具体的な判断基準等を定めた「松江市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。	(2)　「避難情報に関するガイドライン」の適切な運用 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について本市における具体的な判断基準等を定めた「松江市避難情報の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。	記載の適正化
(3)　～　(4)（略）	(3)　～　(4)（略）	
２　避難体制の整備. . . 【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】	２　避難体制の整備. . . 【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所ほか関係各課】	組織再編による修正
(1)　避難計画の策定 ア　市の避難計画 次の事項に留意の上、避難計画を作成し、町内会・自治会等を通じて避難組織の確立に努める。	(1)　避難計画の策定 ア　市の避難計画 次の事項に留意の上、避難計画を作成し、町内会・自治会等を通じて避難組織の確立に努める。	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
(ｱ) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める避難指示等の発令基準及び伝達方法 (ｲ) ハザードマップによる災害危険箇所等 (ｳ) 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (ｴ) 避難先への経路及び誘導方法 (ｵ) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項----------県と協議 ● 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 ● 負傷者に対する応急救護 (ｶ) 指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項----------施設管理者と協議 ● 避難所の秩序保持 ● 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達・周知 ● 避難所の職員との事務分担等連携に関する事項 ● 避難者に対する各種相談業務 ● 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保 ● 要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保 (ｷ) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項 (ｸ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ● 平常時における広報（広報紙、パンフレット等の発行、住民に対する巡回指導・防災訓練等の実施） ● 災害時における広報（広報車による周知、住民組織による広報） (ｹ) 避難行動要支援者の避難支援に関する事項 ● 高齢者等避難、避難指示等の伝達方法 ● 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項 ● 避難行動要支援者の支援における市、避難支援者等関係者の役割 ● 福祉避難所及び社会福祉施設等への移送・誘導方法	(ｱ) 「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める避難指示等の発令基準及び伝達方法 (ｲ) ハザードマップによる災害危険箇所等 (ｳ) 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (ｴ) 避難先への経路及び誘導方法 (ｵ) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項----------県と協議 ● 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 ● 負傷者に対する応急救護 (ｶ) 指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項----------施設管理者と協議 ● 避難所の秩序保持 ● 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達・周知 ● 避難所の職員との事務分担等連携に関する事項 ● 避難者に対する各種相談業務 ● 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保 ● 要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保 (ｷ) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項 (ｸ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ● 平時における広報（広報紙、パンフレット等の発行、住民に対する巡回指導・防災訓練等の実施） ● 災害時における広報（広報車による周知、住民組織による広報） (ｹ) 避難行動要支援者の避難支援に関する事項 ● 高齢者等避難、避難指示等の伝達方法 ● 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項 ● 避難行動要支援者の支援における市、避難支援者等関係者の役割 ● 福祉避難所及び社会福祉施設等への移送・誘導方法	記載の適正化 防災基本計画の修正を反映
イ ～ エ（略）	**イ ～ エ（略）**	
オ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。 また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	**オ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援** 指定避難所だけではなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。 また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	防災基本計画の修正を反映
(2) 避難誘導体制の整備 **ア ～ エ（略）** **オ 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築** 要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。 ● 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避	**(2) 避難誘導体制の整備** **ア ～ エ（略）** **オ 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築** 要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。 ● 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避	防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める。 ● 避難行動要支援者の避難に関して、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織及び要配慮者支援組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。 → 資料編 [資料 2-17-1]社会福祉施設等一覧表 **カ　（略）** **キ　浸水想定区域内等にある地下街等又は要配慮者関連施設の避難を確保するための措置** (ｱ) 地下街等の避難確保・浸水防止計画の策定 浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、当該計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、これを公表する。 また、計画を変更した場合も市長へ報告し公表すること。 ● 防災体制に関する事項 ● 避難誘導に関する事項 ● 洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項 ● 避難の確保及び自衛水防組織の業務に関する事項 ● 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 ● 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施 → 資料編 [資料 2-17-2]浸水想定区域内の地下施設一覧表 (ｲ) 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。作成（変更）した避難確保計画は市長に報告する。 ● 防災体制に関する事項 ● 避難誘導に関する事項 ● 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 ● 防災教育・訓練に関する事項 ● 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を置く場合） → 資料編 [資料 2-17-3]浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表 (ｳ) 洪水予報等の伝達 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画が必要な地下街等及び浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、洪水予報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。 **ク　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定** (ｱ) 避難確保計画の策定 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。作成（変更）した避難確保計画は市長に報告する。 ● 防災体制に関する事項 ● 避難誘導に関する事項 ● 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 ● 防災教育・訓練に関する事項	難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める。 ● 避難行動要支援者の避難に関して、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織及び要配慮者支援組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。 → 資料編 [資料 2-17-1]社会福祉施設等一覧表 **カ　（略）** **キ　浸水想定区域内等にある地下街等又は要配慮者関連施設の避難を確保するための措置** (ｱ) 地下街等の避難確保・浸水防止計画の策定 浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、当該計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、これを公表する。 また、計画を変更した場合も市長へ報告し公表すること。 ● 防災体制に関する事項 ● 避難誘導に関する事項 ● 洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項 ● 避難の確保及び自衛水防組織の業務に関する事項 ● 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 ● 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施 → 資料編 [資料 2-17-2]浸水想定区域内の地下施設一覧表 (ｲ) 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。また、作成（変更）した避難確保計画及び訓練結果を市長に報告する。 ● 防災体制に関する事項 ● 避難誘導に関する事項 ● 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 ● 防災教育・訓練に関する事項 ● 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を置く場合） → 資料編 [資料 2-17-3]浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表 (ｳ) 洪水予報等の伝達 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画が必要な地下街等及び浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、洪水予報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。 **ク　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定** (ｱ) 避難確保計画の策定 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。また、作成（変更）した避難確保計画及び訓練結果を市長に報告する。 ● 防災体制に関する事項 ● 避難誘導に関する事項 ● 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 ● 防災教育・訓練に関する事項	島根県の助言を反映 島根県の助言を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
● その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項 (ｲ) 土砂災害警戒情報等の伝達 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、土砂災害に関する情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。 → 資料編 [資料 2-17-4]土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	● その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項 (ｲ) 土砂災害警戒情報等の伝達 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、土砂災害に関する情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。 → 資料編 [資料 2-17-4]土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	
(3) 避難の受入れ及び情報提供活動 平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握し、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みを構築する。	**(3) 避難の受入れ及び情報提供活動** 平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握し、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みを構築する。	防災基本計画の修正を反映
３　避難所等の選定、確保及び周知. . **【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】**	**３　避難所等の選定、確保及び周知**. . **【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所】**	組織再編による修正
(1) ～ (5) (略)	**(1) ～ (5) (略)**	
(6) 避難先の住民への周知 避難先、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。 ● 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット ● 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置 ● 防災訓練の実施 ＊やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語	**(6) 避難先の住民への周知** 避難先、避難路等について、平時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。 ● 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット ● 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置 ● 防災訓練の実施 ＊やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語	防災基本計画の修正を反映
(7) ～ (8) (略)	**(7) ～ (8) (略)**	
４　避難所の管理運営体制の整備. . . . **【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】**	**４　避難所の管理運営体制の整備**. . . . **【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所】**	組織再編による修正
(1) ～ (2) (略)	**(1) ～ (2) (略)**	
(3) 避難所運営の知識の収集・普及 平常時において、施設管理者のほか住民、自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換等に努める。	**(3) 避難所運営の知識の収集・普及** 平時において、施設管理者のほか住民、自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換等に努める。	防災基本計画の修正を反映
(4) 感染症への対策 ● 感染症が発生している場合は、開設する指定避難所数を増やす、避難者同士の間隔を空けるなど、避難者の過密抑制措置を行い、避難所内での感染防止に努める。 ● 平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。 ● 感染者及び感染の疑いがある者が避難する場合は、感染者用の指定避難所を確保する。また、指定	**(4) 感染症への対策** ● 感染症が発生している場合は、開設する指定避難所数を増やす、避難者同士の間隔を空けるなど、避難者の過密抑制措置を行い、避難所内での感染防止に努める。 ● 平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講ずるよう努める。 ● 感染者及び感染の疑いがある者が避難する場合は、感染者用の指定避難所を確保する。また、指定	防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

避難所が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等を活用することを検討する。

５　応急仮設住宅等の確保.....【防災危機管理課、スポーツ課、公共建築課、農政課、住宅政策課、建築審査課、公園緑地課、学校管理課】

（略）

第９節　救急・救助体制の整備

土砂崩れ、洪水、冠水等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　（略）

２　救急・救助用資機材等の整備.....【消防本部、防災危機管理課】

(1)　救急用装備・資機材等の整備方針

ア　車両

救急車、救助工作車の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。

（令和６年４月１日現在）

種別	救急自動車	救助工作車
台数	14	2

イ　（略）

(2)　救助用装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

消　防　本　部	● 高度救助用資機材 （ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報機、電磁波探査装置、建物崩壊・土砂監視センサー） ● 救助用ユニット （油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター） ● 消防隊員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）
消　　防　　団	● 消防団員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等） ● 担架（毛布を含む） ● 救急カバン

新

避難所が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等を活用することを検討する。

５　応急仮設住宅等の確保....【防災危機管理課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、公共建築課、農政課、住宅政策課、建築審査課、公園緑地課、学校管理課】

（略）

第９節　救急・救助体制の整備

土砂崩れ、洪水、冠水等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　（略）

２　救急・救助用資機材等の整備.....【消防本部、防災危機管理課】

(1)　救急用装備・資機材等の整備方針

ア　車両

救急車、救助工作車の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。

（令和７年４月１日現在）

種別	救急自動車	救助工作車
台数	14	2

イ　（略）

(2)　救助用装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

消　防　本　部	● 高度救助用資機材 （ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報機、電磁波探査装置、建物崩壊・土砂監視センサー） ● 救助用ユニット （油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター） ● 消防隊員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）
消　　防　　団	● 消防団員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等） ● 担架（毛布を含む） ● 救急カバン

備考

組織再編による修正

時点修正

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

自主防災組織	● 担架（毛布を含む） ● 救急カバン ● 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ等） ● 防災資機材倉庫等

このほか、災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。

（令和6年４月１日現在）

名称	数量	資機材の詳細
画像探索機Ⅰ型	１式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049
画像探索機Ⅱ型	１式	サーチカム 3000
地中音響探索機	１式	デルサーＬＤ３
熱画像直視装置	３台	ＦＬＩＲ　Ｓｙｓｔｅｍｓ社　K55×2、K2×1
夜間用暗視装置	１式	ＭＵＢ－５００１
地震警報器	１式	櫻護謨　Ｑアラート　マークⅡ SR-P100B 型
電磁波探査装置	１式	人命探査レーダー　model-FGMOD270-LL3
建物崩壊・土砂監視センサー	１式	Leader Sentry MIHARI Wireless

第１０節　医療、防疫・保健衛生体制の整備

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱（風水害等対策・震災編）」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

１　（略）

２　医療救護体制の整備……【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1)　（略）

(2)　広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

- 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

新

自主防災組織	● 担架（毛布を含む） ● 救急カバン ● 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ等） ● 防災資機材倉庫等

このほか、災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。

（令和7年４月１日現在）

名称	数量	資機材の詳細
画像探索機Ⅰ型	１式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049
画像探索機Ⅱ型	１式	サーチカム 3000
地中音響探索機	１式	デルサーＬＤ３
熱画像直視装置	３台	ＦＬＩＲ　Ｓｙｓｔｅｍｓ社　K55×2、K2×1
夜間用暗視装置	１式	ＭＵＢ－５００１
地震警報器	１式	櫻護謨　Ｑアラート　マークⅡ SR-P100B 型
電磁波探査装置	１式	人命探査レーダー　model-FGMOD270-LL3
建物崩壊・土砂監視センサー	１式	Leader Sentry MIHARI Wireless

第１０節　医療、防疫・保健衛生体制の整備

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱（風水害等対策・震災編）」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

１　（略）

２　医療救護体制の整備……【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1)　（略）

(2)　広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナース、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、保健師等チーム、島根県栄養士会及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

- 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

備考

時点修正

防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
・　松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。 ３　防災訓練……【防災危機管理課、保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】 災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。 ４　防疫・保健衛生体制の整備……【人事課、健康推進課、保健衛生課、こども家庭支援課、市立病院】 (1) ～(2)（略） (3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄 消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。 ５　（略）	・　松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。 ３　防災訓練……【防災危機管理課、保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】 災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。 ４　防疫・保健衛生体制の整備……【人事課、健康推進課、保健衛生課、こども家庭支援課、市立病院】 (1) ～(2)（略） (3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄 消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平時からその確保に努める。 ５　（略）	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映
第１１節　交通確保・規制、輸送体制の整備 （略） **第１２節　防災施設・装備等の整備** （略） **第１３節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備** 災害時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。 １　基本的な考え方 (1) 想定される災害の種類と対策の対応 ・　備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、震災対策編第１章第４節「地震被害想定」における被害想定を前提とする。 ・　被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。 ・　平時から訓練等を通じ、物資の備蓄状況や輸送手段の確認、応援協定を締結した事業者等との連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努める。 (2) ～ (4)（略）	**第１１節　交通確保・規制、輸送体制の整備** （略） **第１２節　防災施設・装備等の整備** （略） **第１３節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備** 災害時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。 １　基本的な考え方 (1) 想定される災害の種類と対策の対応 ・　備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、震災対策編第１章第４節「地震被害想定」における被害想定を前提とする。 ・　被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。 ・　平時から訓練等を通じ、物資の備蓄状況や輸送手段の確認、応援協定を締結した事業者等との連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。 (2) ～ (4)（略）	防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>(5) 備蓄物資の分散と集中
広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。
→ 資料編 [資料 2-20]防災備蓄物資一覧表</td><td>(5) 備蓄物資の分散と集中
広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各物資拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。
→ 資料編 [資料 2-20]防災備蓄物資一覧表</td><td>防災基本計画の修正を反映</td></tr>
<tr><td>(6) （略）</td><td>(6) （略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>(7) 備蓄物資の公表
物資の備蓄状況については年に１回、広く市民に公表する。</td><td>防災基本計画の修正を反映</td></tr>
<tr><td>２ ～ ６（略）</td><td>２ ～ ６（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>## 第１４節　廃棄物等の処理体制の整備</td><td>## 第１４節　廃棄物等の処理体制の整備</td><td></td></tr>
<tr><td>建物の浸水や流失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により効率的に処理できるように、以下のとおり処理体制を整備する。</td><td>建物の浸水や流失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により効率的に処理できるように、以下のとおり処理体制を整備する。</td><td></td></tr>
<tr><td>### １　廃棄物処理体制の整備……【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、水産振興課、河川課、上下水道局】</td><td>### １　廃棄物処理体制の整備……【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、水産振興課、河川課、上下水道局】</td><td></td></tr>
<tr><td>(1) ～ (5) （略）</td><td>(1) ～ (5) （略）</td><td></td></tr>
<tr><td>(6) 廃棄物発生量の推計
災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるため、環境省が示す災害廃棄物発生量の発生原単位及び推計式を用いて災害廃棄物の発生量の推計を行う。
本市の想定地震である鳥取県沖合（F55）断層地震における災害廃棄物の発生量は次のとおり。
鳥取県沖合（F55）断層の地震による災害廃棄物の廃棄物種類別発生量（ｔ）
<table><tr><th>廃棄物種類</th><th>揺れ・液状化</th><th>急傾斜</th><th>木造</th><th>非木造</th><th>津 波</th><th>合 計</th></tr><tr><td>可燃物</td><td>121,129.0</td><td>1,955.7</td><td>57.5</td><td>83.9</td><td>1,235.4</td><td>124,461.5</td></tr><tr><td>不燃物</td><td>121,129.0</td><td>1,955.7</td><td>37,369.3</td><td>16,780.1</td><td>1,235.4</td><td>178,469.5</td></tr><tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄがら</td><td>349,928.4</td><td>5,649.9</td><td>17,822.3</td><td>63,764.3</td><td>3,568.8</td><td>440,733.7</td></tr><tr><td>金属</td><td>44,414.0</td><td>717.1</td><td>2,299.7</td><td>3,356.0</td><td>453.0</td><td>51,239.8</td></tr><tr><td>柱角材</td><td>36,338.70</td><td>586.7</td><td>0</td><td>0</td><td>370.6</td><td>37,296.00</td></tr><tr><td>合計</td><td>672,939.1</td><td>10,865.1</td><td>57,548.8</td><td>83,984.3</td><td>6,863.2</td><td>832,200.5</td></tr></table></td><td>（削除）</td><td>島根県の助言を反映</td></tr>
<tr><td>### ２　し尿処理体制の整備……【環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】</td><td>### ２　し尿処理体制の整備……【環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】</td><td></td></tr>
<tr><td>(1) ～(4) （略）</td><td>(1) ～(4) （略）</td><td></td></tr>
</table>

旧

(5)　し尿処理排出量の推定

平時において、被災者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレ（簡易トイレを含む）の必要基数を算定し、備蓄等の対策を講じておく。

鳥取県沖合（F55）断層による地震により必要となる仮設トイレ及びし尿収集量は次のとおり。

仮設トイレ数・し尿収集必要量試算結果

項 目	単位	発災後		項 目	単位	発災後	
		1日後	1ヶ月後			1日後	1ヶ月後
総人口※1	人	199,635		１人１日平均排出量	L/人・日	1.7	
水洗化人口※1	人	193,808		断水による仮設トイレ必要人数	人	48,972	49,926
上水道支障率※2	%	63%	58%	仮設トイレ必要人数	人	88,465	72,227
汲取人口※1	人	5,827		災害時における し尿収集必要人数	人	93,140	77,403
仮設トイレ容量	L	400		し尿収集計画	3日に1回の収集		
避難者数※2	人	39,493	22,301	仮設トイレ必要基数	基	1,128	921
非水洗化区域 し尿収集人口	人	4,674	5,176	し尿収集必要量	L/日	158,337	131,585

※1：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※2：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

３　（略）

４　災害廃棄物処理計画の見直し……【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

国等から示される計画・データや訓練等の検証に基づき、本計画の見直し・改善を定期的に行う。本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場　他２施設
し　　尿	松江市川向クリーンセンター

第１５節　消防団及び自主防災体制の整備

大規模災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

１　消防団の育成強化……【消防本部、各支所】

(1)　消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。

新

(5)　し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

３　（略）

４　災害廃棄物処理計画の見直し……【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

国等から示される計画・データや訓練等の検証に基づき、本計画の見直し・改善を定期的に行う。本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場　＿＿＿＿
し　　尿	松江市川向クリーンセンター

第１５節　消防団及び自主防災体制の整備

大規模災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

１　消防団の育成強化……【消防本部、各支所】

(1)　消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- 少子高齢化による若年層の減少や就業構造の変化に伴う団員数の減少。

備考

島根県の助言を反映

記載の適正化

記載の適正化

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

- 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
- 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。

本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図

資料：消防本部（令和 6 年 10 月 1 日現在）

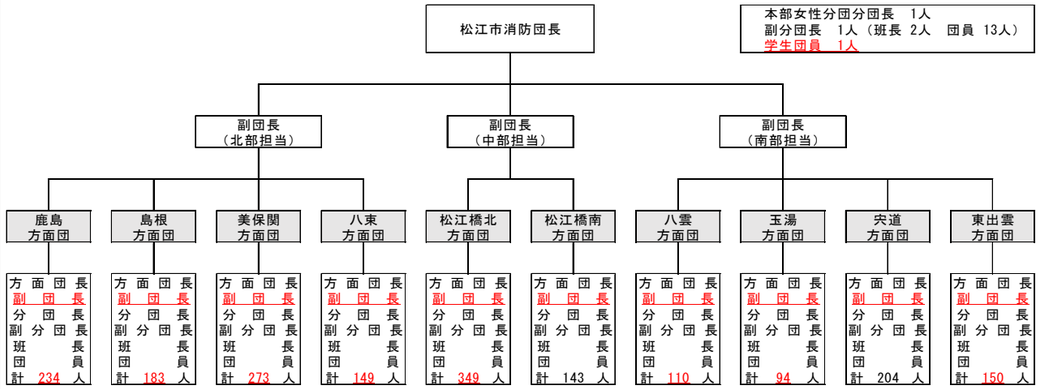

資料：消防本部（令和 6 年 10 月 1 日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	13	104	17

(2) 市が行う重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

ア　～カ（略）

キ　農村部における在宅女性の協力等により、情報連絡網の整備に努める。

２　（略）

３　自主防災組織等の育成強化. . . . . .　**【防災危機管理課、消防本部、各支所】**

(1) 市が行う重点実施項目

本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

ア　～カ（略）

キ　消防団と自主防災組織＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

→ 資料編　[資料 3-8]松江市自主防災組織育成等実施要綱

新

- 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
- 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。

本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図

資料：消防本部（令和 7 年 10 月 1 日現在）

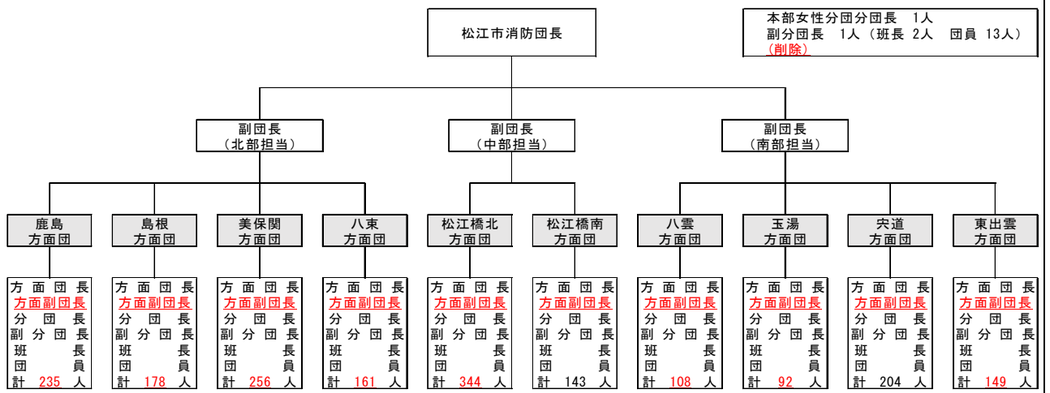

資料：消防本部（令和 7 年 10 月 1 日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	12	105	17

(2) 市が行う重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

ア　～カ（略）

（削除）

２　（略）

３　自主防災組織等の育成強化. . . . . .　**【防災危機管理課、消防本部、各支所】**

(1) 市が行う重点実施項目

本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

ア　～カ（略）

キ　消防団と自主防災組織等の多様な主体との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

→ 資料編　[資料 3-8]松江市自主防災組織育成等実施要綱

備考

時点修正

時点修正

記載の適正化

防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

(2)　（略）

(3)　**自主防災組織の活動内容**

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。代表的な活動内容は次のとおり。

平常時における活動	災害時における活動
1　防災に関する知識の普及 2　防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築 3　地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（崖崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知 4　地域防災マップの作成 5　防災上の予防措置 6　情報収集・伝達体制の構築及び確認 7　防災資機材等の備蓄・点検等 8　防災訓練等の実施・参加 9　コミュニティ誌等による情報の共有化 10 その他地域防災の充実に関すること	1　地域住民の安否確認 2　地域の要配慮者への支援 3　出火防止及び初期消火 4　負傷者の救出・救護 5　情報の伝達収集 6　避難誘導、避難生活の指導 7　避難所等における給食・給水活動 8　その他災害時対応に関すること

(4)　（略）

４　～　５（略）

第１６節　災害ボランティア活動環境の整備

（略）

第１７節　防災教育

（略）

第１８節　防災訓練

災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。

新

(2)　（略）

(3)　**自主防災組織の活動内容**

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。代表的な活動内容は次のとおり。

平時における活動	災害時における活動
1　防災に関する知識の普及 2　防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築 3　地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（崖崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知 4　地域防災マップの作成 5　防災上の予防措置 6　情報収集・伝達体制の構築及び確認 7　防災資機材等の備蓄・点検等 8　防災訓練等の実施・参加 9　コミュニティ誌等による情報の共有化 10 その他地域防災の充実に関すること	1　地域住民の安否確認 2　地域の要配慮者への支援 3　出火防止及び初期消火 4　負傷者の救出・救護 5　情報の伝達収集 6　避難誘導、避難生活の指導 7　避難所等における給食・給水活動 8　その他災害時対応に関すること

(4)　（略）

４　～　５（略）

第１６節　災害ボランティア活動環境の整備

（略）

第１７節　防災教育

（略）

第１８節　防災訓練

災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。

備考

防災基本計画の修正を反映

防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
１　～４（略） **第１９節　要配慮者の安全確保体制の整備** 高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2 の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 ＊1要　配　慮　者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 ＊2避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。 **１　避難行動要支援者等支援体制の構築**. . . . . 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、学校教育課、各支所ほか関係各課】 関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。 ＊避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。 **(1)　（略）** **(2)　避難行動要支援者名簿の作成** 避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき実施する。 • 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 • 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。 ①75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③療育手帳（A，B）の交付を受けている者 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者 ⑤介護保険における要介護認定３～５を受けている者 ⑥その他、市長が特に必要と認めた者 • 上記の要件を満たさない者であっても、以下の者は避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。 ①避難支援等関係者により掲載の必要があると認められた者 ②自らの命を主体的に守るため、掲載を希望する者	１　～４（略） **第１９節　要配慮者の安全確保体制の整備** 高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2 の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 ＊1要　配　慮　者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 ＊2避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。 **１　避難行動要支援者等支援体制の構築**. . . . . 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、学校教育課、各支所ほか関係各課】 関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。 ＊避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。 **(1)　（略）** **(2)　避難行動要支援者名簿の作成** 避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき実施する。 • 平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 • 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。 ①75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③療育手帳（A，B）の交付を受けている者 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者 ⑤介護保険における要介護認定３～５を受けている者 ⑥その他、市長が特に必要と認めた者 • 上記の要件を満たさない者であっても、以下の者は避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。 ①避難支援等関係者により掲載の必要があると認められた者 ②自らの命を主体的に守るため、掲載を希望する者	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
• 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。 ①消防機関（消防本部、消防署、消防団） ②警察機関（警察本部、警察署） ③民生児童委員協議会 ④社会福祉協議会・地区社会福祉協議会 ⑤町内会・自治会 ⑥自主防災組織及び要配慮者支援組織 ⑦その他、市長が特別に定める者 • 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 • 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。 (3)　（略） **(4) 個別避難計画の作成** • 個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、避難支援等関係者と連携して、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努める。 • 個別避難計画の作成については、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき、避難行動要支援者の身体状況、世帯状況や居住地が危険区域であること等の条件から作成の優先度を設定し、優先度の高い避難行動要支援者から進めるものとする。 • 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報に加え、次に掲げる項目を記載し、又は記入するものとする。 ①避難支援等実施者の氏名又は名称 ②避難支援等実施者の住所又は居所 ③避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先 ④避難施設その他の避難場所 ⑤避難路その他の避難経路に関する事項 ⑥避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 **(5) 個別避難計画の提供と更新**	• 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。 ①消防機関（消防本部、消防署、消防団） ②警察機関（警察本部、警察署） ③民生児童委員協議会 ④社会福祉協議会・地区社会福祉協議会 ⑤町内会・自治会 ⑥自主防災組織及び要配慮者支援組織 ⑦その他、市長が特別に定める者 • 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 • 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。 (3)　（略） **(4) 個別避難計画の作成** • 個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、避難支援等関係者と連携して、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努める。 • 個別避難計画の作成については、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき、避難行動要支援者の身体状況、世帯状況や居住地が危険区域であること等の条件から作成の優先度を設定し、優先度の高い避難行動要支援者から進めるものとする。 • 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報に加え、次に掲げる項目を記載し、又は記入するものとする。 ①避難支援等実施者の氏名又は名称 ②避難支援等実施者の住所又は居所 ③避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先 ④避難施設その他の避難場所 ⑤避難路その他の避難経路に関する事項 ⑥避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 • 個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。 **(5) 個別避難計画の提供と更新**	防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
• 個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。 • 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。 • 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 (6) ～ (8) (略) ２　地域における対策……【防災危機管理課、市民課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】 (1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備 • 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。 • 町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 (2) 情報伝達体制の整備 • 要配慮者及び避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル等発信器等の普及に努める。 • 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について、本市における具体的な判断基準を定めた「松江市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者に対する避難指示等の判断・伝達方法について具体的に記載する。 (3) ～ (7) (略) (8) 外国人住民対策 • 住民登録の際等において、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行う。 • 市内で生活する外国人住民に対して、外国語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。 • 災害時における通訳・翻訳・サポート体制を整備し、避難所等での掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。 • 災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。 • 災害時における相談窓口の設置について、マニュアル等の整備により具体的に定めておく。 • 大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。 ３　(略)	• 個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。 • 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。 • 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 (6) ～ (8) (略) ２　地域における対策……【防災危機管理課、市民課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】 (1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備 • 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。 • 町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援組織）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 (2) 情報伝達体制の整備 • 要配慮者及び避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル等発信器等の普及に努める。 • 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について、本市における具体的な判断基準を定めた「松江市避難情報の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者に対する避難指示等の判断・伝達方法について具体的に記載する。 (3) ～ (7) (略) (8) 外国人住民対策 • 住民登録の際等において、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行う。 • 市内で生活する外国人住民に対して、外国語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。 • 災害時における通訳・翻訳・サポート体制を整備し、避難所等での掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。 • 災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平時から関係機関との連携強化を図る。 • 災害時における相談窓口の設置について、マニュアル等の整備により具体的に定めておく。 • 大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。 ３　(略)	防災基本計画の修正を反映 記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
第２０節　孤立防止対策 大規模災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。 １　～　２（略） ３　物資供給、救助体制の確立.....【防災危機管理課、商工企画課、スポーツ課、各支所、消防本部、交通局】 (1) ～ (2)（略） ４　孤立に強い地区づくり.....【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、学校管理課、学校教育課、生涯学習課、各支所】 (1) ～ (5)（略） (6) 要配慮者支援会議の育成 町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 ５　（略）	**第２０節　孤立防止対策** 大規模災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。 １　～　２（略） ３　物資供給、救助体制の確立.....【防災危機管理課、商工企画課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所、消防本部、交通局】 (1) ～ (2)（略） ４　孤立に強い地区づくり.....【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、学校管理課、学校教育課、生涯学習課、各支所】 (1) ～ (5)（略） (6) 要配慮者支援組織の育成 町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援組織）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 ５　（略）	組織再編による修正 記載の適正化

第３章

風水害応急対策計画

第３章

風水害応急対策計画

第１節　応急活動体制	**第１節　応急活動体制**	
大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。	
１　（略）	１　（略）	
２　災害対策本部設置前の体制（本庁）.....【防災危機管理課ほか関係各課】	２　災害対策本部設置前の体制（本庁）.....【防災危機管理課ほか関係各課】	
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2) 準備体制	(2) 準備体制	
ア　（略）	ア　（略）	
イ　事務局 (ｱ) 事務局は防災部に置く。 (ｲ) 事務局内に、必要に応じて機能班を設置し、準備体制における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。機能班の分掌事務は災害対策本部に準ずる。	イ　事務局 (ｱ) 事務局は防災部に置く。 (ｲ) 事務局内に、必要に応じて総合調整室を設置し、準備体制における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。総合調整室の分掌事務は災害対策本部に準ずる。	災害対策本部機能の変更に伴う修正
ウ　～ オ（略）	ウ　～ オ（略）廃	
(3) 警戒体制	(3) 警戒体制	
ア　（略）	ア　（略）	
イ　事務局 (ｱ) 事務局は防災部に置く。 (ｲ) 事務局の構成員は、防災部職員及び関係各課からの派遣職員とする。 (ｳ) 事務局内に、必要に応じて機能班を設置し、警戒本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。機能班の分掌事務は災害対策本部に準ずる。	イ 事務局 (ｱ) 事務局は防災部に置く。 (ｲ) 事務局の構成員は、防災部職員及び関係各課からの派遣職員とする。 (ｳ) 事務局内に、必要に応じて総合調整室を設置し、警戒本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。総合調整室の分掌事務は災害対策本部に準ずる。	災害対策本部機能の変更に伴う修正
ウ　設置場所 警戒本部は、原則として市役所本庁舎 5 階防災センターに設置する。	ウ 設置場所 警戒本部は、原則として市役所本庁舎 4 階防災センターに設置する。	移転に伴う修正
エ　～オ（略）	エ ～オ（略）	
カ　任務 警戒本部の任務は次のとおりとする。 (ｱ) 警戒本部長 • 警戒本部長は、副市長（防災部所管）とする。 • 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策実施上の事項について基本方針を決定する。 • 警戒本部長に事故あるときの代理順位は次のとおりとする。 ①その他の副市長　②その他の副市長　③防災部長　④政策部長　⑤総務部長	カ　任務 警戒本部の任務は次のとおりとする。 (ｱ) 警戒本部長 • 警戒本部長は、副市長（防災部所管）とする。 • 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策実施上の事項について基本方針を決定する。 • 警戒本部長に事故あるときの代理順位は次のとおりとする。 ①その他の副市長　②防災部長　③政策部長　④総務部長　⑤財政部長	記載の適正化
(ｲ) 警戒本部員 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、警戒本部長とともに警戒本部会議を構成し、警戒対策に関する基本方針を審議する。 警戒本部員に事故あるときは、あらかじめ当該警戒本部員が指名する者が、職務を代理する。	(ｲ) 警戒本部員 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、警戒本部長とともに警戒本部会議を構成し、警戒対策に関する基本方針を審議する。 警戒本部員に事故あるときは、あらかじめ当該警戒本部員が指名する者が、職務を代理する。	
(ｳ) 警戒本部連絡員 • 警戒本部連絡員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。	(ｳ) 警戒本部連絡員 • 警戒本部連絡員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。	

● 警戒本部連絡員は、あらかじめ当該本部員が指名した者とする。

キ　～ ク（略）

ケ　組織

警戒本部の組織は次のとおりとする。

図：警戒本部組織図

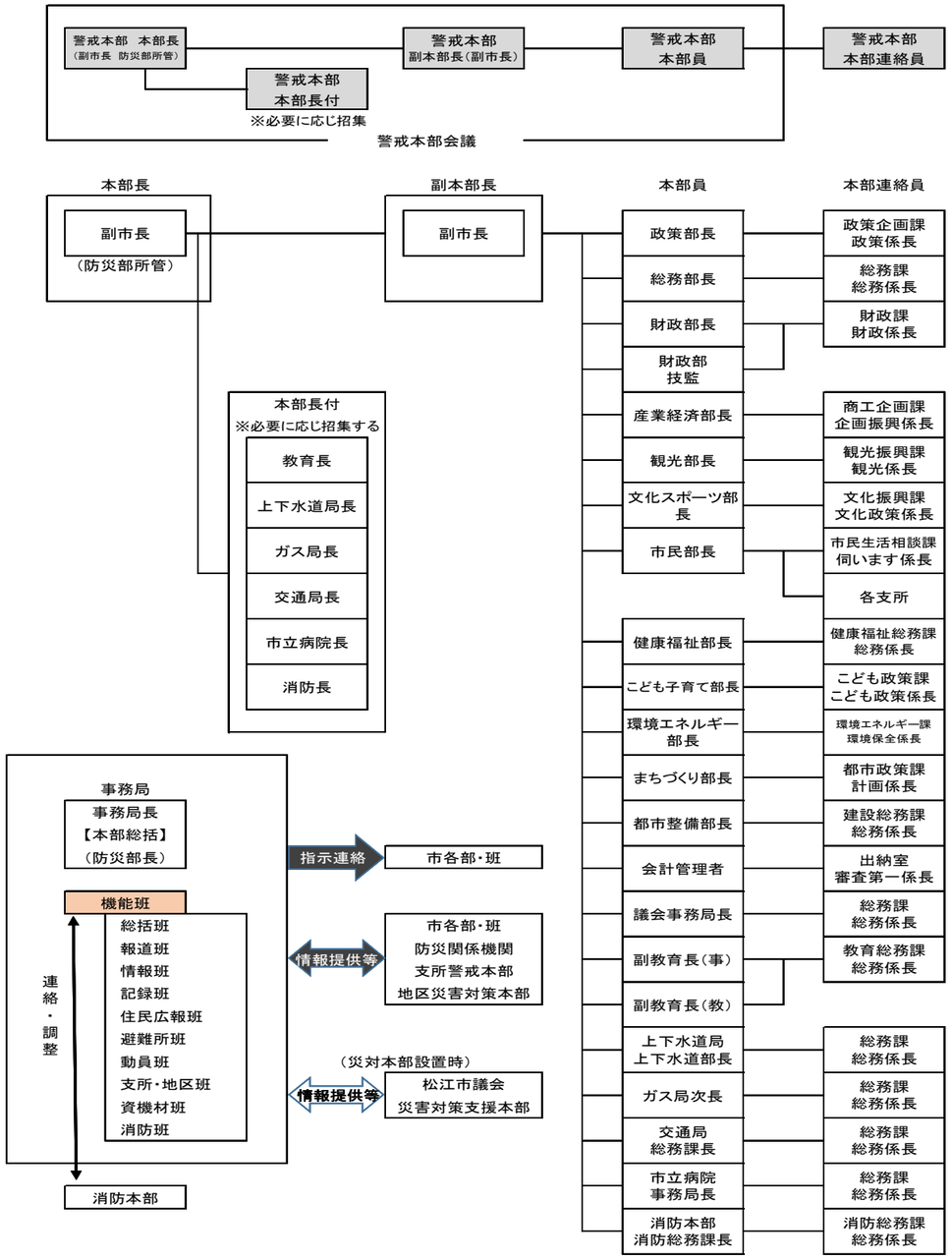

● 警戒本部連絡員は、あらかじめ当該本部員が指名した者とする。

キ　～ ク（略）

ケ　組織

警戒本部の組織は次のとおりとする。

図：警戒本部組織図

警戒本部の組織

警戒体制（水防計画による水防計画体制に相当。副市長は体制配備について市長（水防本部長）に報告し、水防警戒体制との連携を図る）

警戒本部会議

本部長	副本部長	本部長付		本部員						
副市長（防災部所管）	副市長	教育長	上下水道局長	防災部長	政策部長	総務部長	財政部長	産業経済部長	観光部長	文化スポーツ部長
		交通局長	ガス局長*	市民部長	健康福祉部長	こども子育て部長	環境エネルギー部長	まちづくり部長	都市整備部長	会計管理者
		市立病院長	消防長	副教育長	副教育長	議会事務局長	上下水道部長	ガス局次長	交通局総務課長	市立病院事務局長
				消防総務課長						

総合調整室

室長	防災部長
副室長	防災危機管理課長
総括・調整班	班　長（防災危機管理課長） 副班長（政策企画課長、人事課長、健康福祉総務課長） 班　員（防災専門官、保健専門官、保健師、防災危機管理課員、原子力安全対策課員、社会教育係長）
情報班	班　長（原子力安全対策課長） 副班長（防災危機管理課　防災情報係長） 班　員（防災危機管理課員、各部主任級職員）
（通報受付）	班　員（建設工事管理室長・室員）、建設総務課員、土地対策課員）
受援班	班　長（地域政策課長） 副班長（商工企画課長） 班　員（政策部主幹級職員、総務部主幹級職員、産業経済部主幹級職員）
広報班	班　長（広報課長） 副班長（市民生活相談課長） 班　員（広報課員、市民生活相談課員）
物資供給班	班　長（資産経営課長） 副班長（保険年金課長） 班　員（財政部主幹級職員、観光部・文化スポーツ部主幹級職員、市民部主幹級職員）

本部連絡員

○<u>要員（各部の主幹級職員）</u>

政策部（政策企画課政策係長）、総務部（総務課総務係長）、財政部（財政課財政係長）、産業経済部（商工企画課企画振興係長）、観光部（観光振興課観光係長）、文化スポーツ部（文化振興課文化政策係長）、市民部（市民生活相談課伺います係長）、各支所（地域振興課地域振興係長）、健康福祉部（健康福祉総務課総務係長）、こども子育て部（こども政策課こども政策係長）、環境エネルギー部（環境エネルギー課環境政策係長）、まちづくり部（都市政策課計画係長）、都市整備部（建設総務課総務係長）、出納室（出納室審査第一係長）、議会事務局（総務課総務係長）、教育委員会（教育総務課総務係長）、上下水道局（総務課総務係長）、ガス局（総務課総務係長）*、交通局（総務課総務係長）、市立病院（総務課総務係長）、消防本部（消防総務課総務係長）

指示連絡
情報共有

指示連絡

情報提供等　　情報提供等　　情報提供等

支所災害対策本部
地区災害対策本部

防災関係機関

松江市議会
災害対策支援本部

市各部・班
（各企業局及び消防本部についてはそれぞれにおいて個別に定める）

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

災害対策本部機能の変更に伴う修正

ガス局に関する記載を追加

３　災害対策本部設置以降の体制（本庁）……【防災危機管理課ほか関係各課】 市域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。 (1)　（略） (2)　事務局 ● 事務局は防災部に置く。 ● 事務局の構成員は、防災部職員及び関係各課からの派遣職員とする。 ● 事務局内に機能班を設置し、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。 ● 事務局の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。 → 資料編　[資料 2-1]災害対策本部の事務分掌 （新設）	３　災害対策本部設置以降の体制（本庁）……【防災危機管理課ほか関係各課】 市域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。 (1)　（略） (2)　事務局 ● 事務局は防災部に置く。 ● 事務局の構成員は、防災部職員及び関係各課からの派遣職員とする。 ● 事務局内に総合調整室を設置し、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。 ● 事務局の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。 → 資料編　[資料 2-1]災害対策本部の事務分掌 (3)　災害対策本部指揮室 ア　目的 地震・津波災害の発生又は発生の恐れがある場合等において、本部長等が市としての重要な意思決定とそれに基づく指揮、指示等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析、判断を行う場として、「災害対策本部指揮室（以下、「指揮室」という。）」を設置する。 イ　開設・運用の考え方 (ｱ)　開設 ● 市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は防災部長のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する。 ● 開設後は、防災部長又はその代理者が指揮室を管理するとともに、必要となる防災関係機関等（国交省、自衛隊、県、県警、ライフライン関係者等）に対して連絡要員の派遣を要請する。 (ｲ)　閉鎖 危機事象がおおむね収束した場合、市長の指示に基づき、指揮室を閉鎖する。 (ｳ)　運用 ● 冷静に情報を分析し、重要な決定を行うことができる環境を確保するため、指揮室への入室は市の幹部職員（危機事象に係わる主たる関係部局長等）、防災部の職員、防災関係機関の連絡要員など必要不可欠な者に限定する。 ● 指揮室の電話回線等は秘匿し、報道機関や市民等からの照会対応は行わないものとする。 ● 防災部長は、指揮室で勤務する防災部の職員の配置基準を定めておくものとする。 ● 危機事象に照らし指揮室の開設が予期される場合は、職員１名を配置し、指揮室の開設準備に着手させる。 ● 開設時には、情報システム連絡要員、情報の集約（把握）と連絡調整要員等複数の必要な要員を確保し運営する。 ウ　指揮室で提供する重要情報及び意思決定事項等 以下事項を基本に、実施する。 (ｱ)　開設初動時における危機事象の状況の報告 (ｲ)　緊急的な重要情報の適時の提供 (ｳ)　災害等情報の集約と分析情報の提供 (ｴ)　緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等 ● 避難指示の発令等緊急的な意思決定 ● 対策本部の設置 ● 自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定 ● 意思決定に伴う、指示・措置事項等	災害対策本部機能の変更に伴う修正 災害対策本部機能の変更に伴う修正

(3) 設置場所

災害対策本部室は、原則として市役所本庁舎 5 階防災センターに設置する。

ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。

①消防本部庁舎　②公営企業その他の市関連施設庁舎　③支所庁舎

(4) 標識の掲示

本部の標識を本庁舎正面玄関前及び本部室前に掲示する。

(5) 廃止

本部長は次の場合に本部を廃止する。

ア　市域において発生が予想された災害による危険がなくなったと認められるとき。

イ　当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(6)　設置及び廃止の通知

- 災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システムを通じて県に通知するとともに、報道機関に公表することにより市民に周知する。
- 災害対策本部を廃止した場合の通知は、設置の場合に準じて行う。
- 災害対策本部の設置、廃止については本庁各部及び支所に対しても通知する。なお、通知先のうち、支所及び関係機関の連絡先電話番号等は次のとおり。

名称	一般加入電話	災害時用電話	IP 無線機	県防災行政無線
本庁 （防災センター）	55-5115 55-5174 55-5617（FAX）	25-0171　25-0190 25-0173　25-0192 25-0178　25-0193 25-0179　25-0194 25-0184　25-0198	（00001）防災危機管理課 1 （00002）防災危機管理課 2	ぼうさいまつえ 410-5,410-2-5115 しまね　202（携帯局）
鹿島支所	55-5700 55-5719（FAX）	82-3137（地域振興課）	（00013）鹿島支所	
島根支所	55-5720 85-3184（FAX）	85-3170（地域振興課）	（00014）島根支所	
美保関支所	55-5740 72-2115（FAX）	72-2113（地域振興課）	（00015）美保関支所	
八雲支所	55-5760 55-5779（FAX）	54-2476（地域振興課）	（00016）八雲支所	
玉湯支所	55-5780 62-3015（FAX）	62-3013（地域振興課）	（00017）玉湯支所	
宍道支所	55-5800 55-5819（FAX）	66-3037（地域振興課）	（00018）宍道支所	
八束支所	55-5820 55-5839（FAX）	76-3126（地域振興課）	（00019）八束支所	
東出雲支所	55-5840 52-2416（FAX）	52-2338（地域振興課） 52-2346（市民生活課）	（00020）東出雲支所	
消防本部	32-9141（通信指令） 32-9131（警防）		（00021）消防本部	ぼうさいまつえしょうぼう 422-5,422-2-142

エ　その他

(ｱ) 危機事案対応の状況報告（中間報告含む。）

(ｲ) 災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項

- 応急災害活動等の対応方針決定
- 各部・班等横断的な対応・措置事項等

(ｱ) その他、本部長の意思決定、措置等の補佐に関する事項

(4) 設置場所

災害対策本部室は、原則として市役所本庁舎 4 階防災センターに設置する。

ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。

①消防本部庁舎　②公営企業その他の市関連施設庁舎　③保健福祉総合センター

(5) 標識の掲示

本部の標識を本庁舎正面玄関前及び本部室前に掲示する。

(6) 廃止

本部長は次の場合に本部を廃止する。

ア 市域において発生が予想された災害による危険がなくなったと認められるとき。

イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(7) 設置及び廃止の通知

- 災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システムを通じて県に通知するとともに、報道機関に公表することにより市民に周知する。
- 災害対策本部を廃止した場合の通知は、設置の場合に準じて行う。
- 災害対策本部の設置、廃止については本庁各部及び支所に対しても通知する。なお、通知先のうち、支所及び関係機関の連絡先電話番号等は次のとおり。

名称	一般加入電話	（削除）	IP 無線機	県防災行政無線
本庁 （防災センター）	55-5115 55-5174 55-5617（FAX）	（削除）	（00001）防災危機管理課 1 （00002）防災危機管理課 2	ぼうさいまつえ 410-5,410-2-5115 しまね　202（携帯局）
鹿島支所	55-5700 55-5719（FAX）	（削除）	（00013）鹿島支所	
島根支所	55-5720 85-3184（FAX）	（削除）	（00014）島根支所	
美保関支所	55-5740 72-2115（FAX）	（削除）	（00015）美保関支所	
八雲支所	55-5760 55-5779（FAX）	（削除）	（00016）八雲支所	
玉湯支所	55-5780 62-3015（FAX）	（削除）	（00017）玉湯支所	
宍道支所	55-5800 55-5819（FAX）	（削除）	（00018）宍道支所	
八束支所	55-5820 55-5839（FAX）	（削除）	（00019）八束支所	
東出雲支所	55-5840 52-2416（FAX）	（削除）	（00020）東出雲支所	
消防本部	32-9141（通信指令） 32-9131（警防）		（00021）消防本部	ぼうさいまつえしょうぼう 422-5,422-2-142
県防災危機管理課	22-5885			ぼうさいしまねけんちょう

移転に伴う修正

BCP 改定に伴う修正

記載の適正化

県防災危機管理課	22-5885 22-5930(FAX)			ぼうさいしまねけんちょう 300-2-5885,300-2-5889
松江合同庁舎	32-5720（県土整備事務所）			ぼうさいまつえごうちょう 321-2-5720
松江警察署	28-0110		（00101）松江警察署	443-5

(7) 任務

災害対策本部の任務は、「松江市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおりとする。

ア　本部長及び副本部長

(ｱ) 本部長は市長とし、副本部長は副市長をもってあてる。

(ｲ) 本部長は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

(ｳ) 副本部長は本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｴ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。

①防災部を所管する副市長　②その他の副市長　③その他の副市長
④防災部長　⑤政策部長　⑥総務部長

イ　本部長付

(ｱ) 本部長付は、教育長、消防長、及び公営企業管理者をもってあてる。

(ｲ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ　本部員

(ｱ) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長、本部長付、本部総括とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

(ｲ) 本部員は、次に掲げる職員をもってあてる。

①各部長、会計管理者　②議会事務局長　③副教育長
④上下水道局上下水道部長　⑤ガス局次長　⑥交通局総務課長
⑦市立病院事務局長　⑧消防本部消防総務課長　⑨その他本部長が指名する者

(ｳ) 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

エ　本部連絡員

(ｱ) 本部連絡員は、本部員所管の主管課主管係長及び支所長の指名する職員とする。

(ｲ) 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。

- 当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告。
- 本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局主管課長への伝達。

(ｳ) 本部連絡員に事故あるときは、当該本部員が指名する者が、本部連絡員の職務を代理する。

(8) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

ア　本部会議の招集

本部会議の開催通知は、庁内放送により行うことを原則とするが、下図に示す部署及び関係機関については、IP 無線機又は一般加入電話により開催を通知する。

連絡先	IP 無線機	一般加入電話
本庁（防災センター）	（00001）防災危機管理課１ （00002）防災危機管理課２	55-5115
環境エネルギー部		55-5271,55-5687

	22-5930(FAX)			300-2-5885,300-2-5889
松江合同庁舎	32-5720（県土整備事務所）			ぼうさいまつえごうちょう 321-2-5720
松江警察署	28-0110		（00101）松江警察署	443-5

(8) 任務

災害対策本部の任務は、「松江市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおりとする

ア　本部長及び副本部長

(ｱ) 本部長は市長とし、副本部長は副市長をもってあてる。

(ｲ) 本部長は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

(ｳ) 副本部長は本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｴ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。

①防災部を所管する副市長　②その他の副市長　③防災部長
④政策部長　⑤総務部長　⑥財政部長

イ　本部長付

(ｱ) 本部長付は、教育長、消防長、及び公営企業管理者をもってあてる。

(ｲ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ　本部員

(ｱ) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長、本部長付、本部総括とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

(ｲ) 本部員は、次に掲げる職員をもってあてる。

①各部長、会計管理者　②議会事務局長　③副教育長
④上下水道局上下水道部長　⑤ガス局次長*　⑥交通局総務課長
⑦市立病院事務局長　⑧消防本部消防総務課長　⑨その他本部長が指名する者

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

(ｳ) 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

エ　本部連絡員

(ｱ) 本部連絡員は、本部員所管の主管課主管係長及び支所長の指名する職員とする。

(ｲ) 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。

- 当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告。
- 本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局主管課長への伝達。
- 受援責任者として、各組織内の業務における人的・物的資源ニーズを把握するとともに、受入れ状況を整理し、受援班と連絡調整する。また、他の自治体等の応援側の担当者と受入れや役割分担について調整する。

(ｳ) 本部連絡員に事故あるときは、当該本部員が指名する者が、本部連絡員の職務を代理する。

(9) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

ア　本部会議の招集

本部会議の開催通知は、庁内放送により行うことを原則とするが、下図に示す部署及び関係機関については、IP 無線機又は一般加入電話により開催を通知する。

連絡先	IP 無線機	一般加入電話
本庁（防災センター）	（00001）防災危機管理課１ （00002）防災危機管理課２	55-5115
環境エネルギー部		55-5271,55-5687

記載の適正化

ガス局に関する記載を追加

受援計画策定に伴う修正

教育委員会		55-5410,55-5424
消防本部	（00021）消防本部	31-9119
上下水道局	（00109）松江市上下水道局	55-4888
ガス局	（00110）松江市ガス局	21-0011
交通局	（00111）松江市交通局	60-1111
市立病院	（00102）松江市立病院	60-8000

イ　本部会議の報告事項及び審議事項

(ｱ)　職員の配備体制（動員を含む）の発令及び解除に関すること。
(ｲ)　被害情報の収集及び伝達に関すること。
(ｳ)　災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること。
(ｴ)　市民への避難指示等に関すること。
(ｵ)　国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受け入れに関すること。
(ｶ)　災害救助法の適用申請等、各種救済措置に関すること。
(ｷ)　その他重要な災害対策に関すること。

ウ　関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関その他の関係機関の職員等に対し、本部会議への出席を要請することができる。

エ　本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事の内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内 LAN 等により会議終了後速やかに全職員に周知する。

(9)　現地災害対策本部の設置

ア　本部長は、必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、○○地区現地対策本部を設置する。
イ　現地対策本部は、当該地区の公民館又は災害対応に必要な箇所へ設置する。
ウ　現地対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
エ　現地対策本部は、関係機関の現地指揮本部と緊密な連携を図り、応急対策を実施する。
オ　現地対策本部長は、定期的に災害対策本部に災害情報を伝達するとともに、必要に応じ連絡員を本部に派遣する。
カ　情報伝達は、IP 無線機、一般加入電話等により行う。

(10)　組織

災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ 資料編 ［資料 2-1］災害対策本部の事務分掌

図：災害対策本部組織図

教育委員会		55-5410,55-5424
消防本部	（00021）消防本部	31-9119
上下水道局	（00109）松江市上下水道局	55-4888
ガス局*	（00110）松江市ガス局*	21-0011
交通局	（00111）松江市交通局	60-1111
市立病院	（00102）松江市立病院	60-8000

＊「ガス局」は令和 8 年 4 月 1 日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

イ　本部会議の報告事項及び審議事項

(ｱ)　職員の配備体制（動員を含む）の発令及び解除に関すること。
(ｲ)　被害情報の収集及び伝達に関すること。
(ｳ)　災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること。
(ｴ)　市民への避難指示等に関すること。
(ｵ)　国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受け入れに関すること。
(ｶ)　災害救助法の適用申請等、各種救済措置に関すること。
(ｷ)　その他重要な災害対策に関すること。

ウ　関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関その他の関係機関の職員等に対し、本部会議への出席を要請することができる。

エ　本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事の内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内 LAN 等により会議終了後速やかに全職員に周知する。

(10)　現地災害対策本部の設置

ア　本部長は、必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、○○地区現地対策本部を設置する。
イ　現地対策本部は、当該地区の公民館又は災害対応に必要な箇所へ設置する。
ウ　現地対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
エ　現地対策本部は、関係機関の現地指揮本部と緊密な連携を図り、応急対策を実施する。
オ　現地対策本部長は、定期的に災害対策本部に災害情報を伝達するとともに、必要に応じ連絡員を本部に派遣する。
カ　情報伝達は、IP 無線機、一般加入電話等により行う。

(11)　組織

災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ 資料編 ［資料 2-1］災害対策本部の事務分掌

図：災害対策本部組織図

ガス局に関する記載を追加

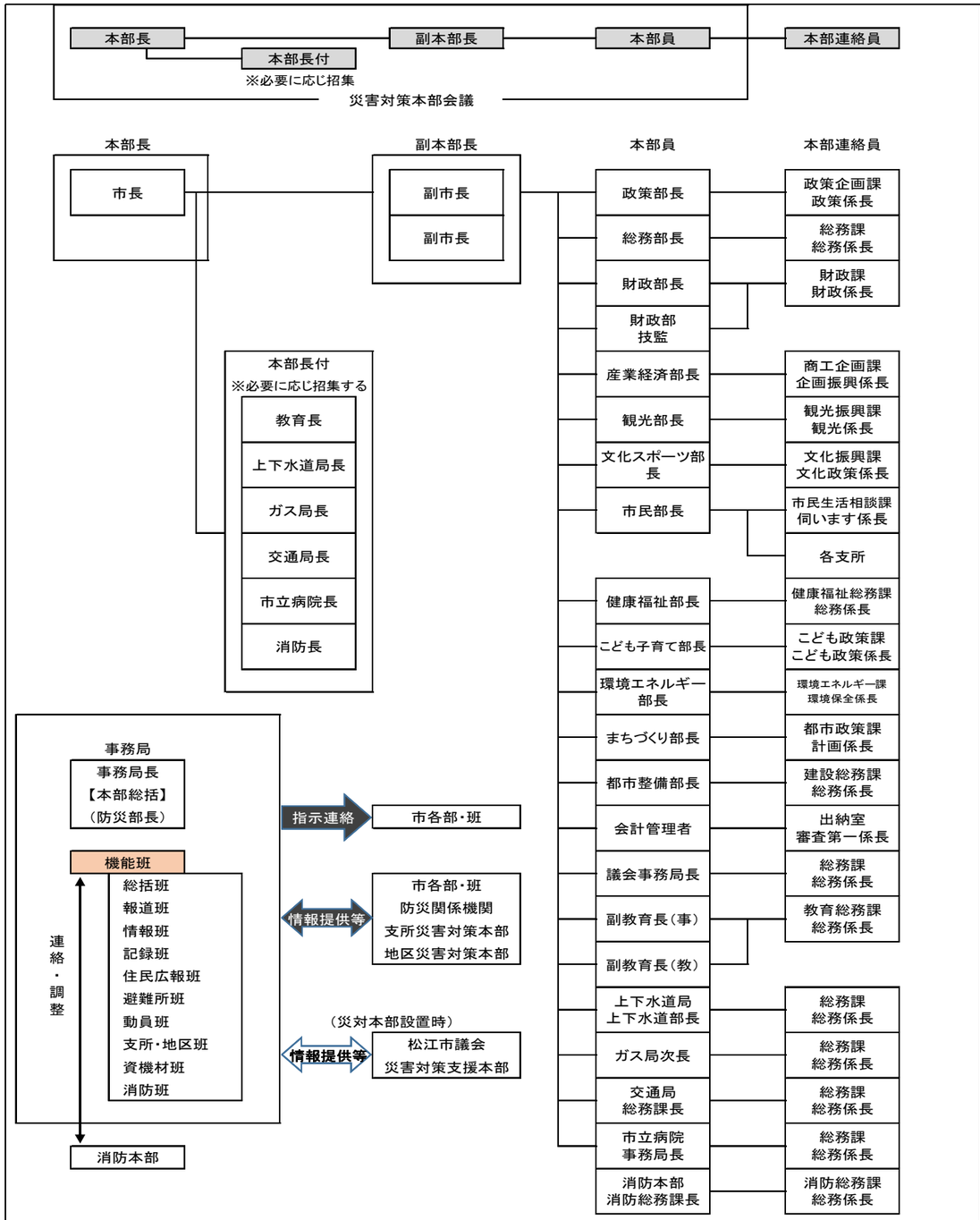

災害対策本部の組織

災害体制（市域で災害が発生し、又は災害は発生する恐れがある場合には、災害対策基本法第23条の２第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する）

災害対策本部会議

本部長	副本部長	本部長付		本部員						
市長	副市長 副市長	教育長	上下水道局長	防災部長	政策部長	総務部長	財政部長	産業経済部長	観光部長	文化スポーツ部長
		交通局長	ガス局長＊	市民部長	健康福祉部長	こども子育て部長	環境エネルギー部長	まちづくり部長	都市整備部長	会計管理者
		市立病院長	消防長	副教育長	副教育長	議会事務局長	上下水道部長	ガス局次長	交通局総務課長	市立病院事務局長
				消防総務課長						

災害対策本部　指揮室

要員	本部長（市長）、副本部長（副市長）、防災部長、災害対応関係部局長、防災関係機関（国土交通省、自衛隊、島根県、警察、ライフライン関係）

※市民の生命、身体、財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は防災部長のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する。

総合調整室

室長	防災部長
副室長	防災危機管理課長
総括・調整班	班　長（防災危機管理課長） 副班長（政策企画課長、人事課長、健康福祉総務課長） 班　員（防災専門官、保健専門官、保健師、防災危機管理課員、原子力安全対策課員、社会教育係長）
情報班	班　長（原子力安全対策課長） 副班長（防災危機管理課　防災情報係長） 班　員（防災危機管理課員、各部主任級職員）
（通報受付）	班　員（建設工事管理室長・室員、建設総務課員、土地対策課員）
受援班	班　長（地域政策課長） 副班長（商工企画課長） 班　員（政策部主幹級職員、総務部主幹級職員、産業経済部主幹級職員）
広報班	班　長（広報課長） 副班長（市民生活相談課長） 班　員（広報課員、市民生活相談課員）
物資供給班	班　長（資産経営課長） 副班長（保険年金課長） 班　員（財政部主幹級職員、観光部・文化スポーツ部主幹級職員、市民部主幹級職員）

本部連絡員

○要員（各部の主幹級職員）

政策部（政策企画課政策係長）、総務部（総務課総務係長）、財政部（財政課財政係長）、産業経済部（商工企画課企画振興係長）、観光部（観光振興課観光係長）、文化スポーツ部（文化振興課文化政策係長）、市民部（市民生活相談課伺います係長）、各支所（地域振興課地域振興係長）、健康福祉部（健康福祉総務課総務係長）、こども子育て部（こども政策課こども政策係長）、環境エネルギー部（環境エネルギー課環境政策係長）、まちづくり部（都市政策課計画係長）、都市整備部（建設総務課総務係長）、出納室（出納室審査第一係長）、議会事務局（総務課総務係長）、教育委員会（教育総務課総務係長）、上下水道局（総務課総務係長）、ガス局（総務課総務係長）*、交通局（総務課総務係長）、市立病院（総務課総務係長）、消防本部（消防総務課総務係長）

指示連絡

指示連絡

情報提供等　情報提供等　情報提供等

支所災害対策本部 地区災害対策本部	防災関係機関	松江市議会 災害対策支援本部	市各部・班 （各企業局及び消防本部についてはそれぞれにおいて個別に定める）

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

災害対策本部機能の変更に伴う修正

ガス局に関する記載を追加

各部・各班に所属する課（室、局）

部名	班名	班に所属する課
政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課（地域政策室）、SDGs 推進課
	広報報道班	秘書課、広報課
	通信対策班	デジタル戦略課
総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局
	人事班	人事課、組織戦略課
財政･出納部	財政班	財政課
	物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課（建設工事監理室）
	被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課
	出納班	出納室
産業経済部	商工対策班	商工企画課、新産業創造課、ものづくり産業支援センター、定住企業立地推進課（企業団地整備室）
	農林対策班	農政課（農業委員会事務局）、農林基盤整備課
	水産対策班	水産振興課
観光部･文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課（小泉八雲・セツのドラマ応援室）、観光施設課、文化振興課（ジオパーク推進室）、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館
	体育施設班	スポーツ課（総合体育館整備室）
	外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）
市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室）
	総合窓口班	人権男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課（マイナンバーカード交付室）
健康福祉部・こども子育て部	避難対策班	健康福祉総務課、家庭相談課、障がい者福祉課、生活福祉課、保険年金課
	救護防疫班	介護保険課、健康推進課（予防接種室）、保健衛生課、こども家庭支援課
	児童対策班	こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園
環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ
まちづくり部･都市整備部	都市政策班	都市政策課、（まちづくり推進室）、交通政策課（公共交通戦略室）、大橋川治水・国県事業推進課
	公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課
	土木班	建設総務課（道・緑・水辺相談室）、道路課、土地対策課、河川課
	公園緑地班	公園緑地課
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局
教育部	教育総務班	教育総務課（皆美が丘女子高等学校事務室）、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）
	教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援室）

＊上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

４　（略）

各部・各班に所属する課（室、局）

部名	班名	班に所属する課
政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課、地域政策課
	広報報道班	秘書課、広報課
	通信対策班	デジタル戦略課
総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局
	人事班	人事課、組織戦略課
財政･出納部	財政班	財政課
	物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課（建設工事監理室）
	被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課
	出納班	出納室
産業経済部	商工対策班	商工企画課、新産業創造課、ものづくり産業支援センター、定住企業立地推進課（企業団地整備室）
	農林対策班	農政課（農業委員会事務局）、農林基盤整備課
	水産対策班	水産振興課
観光部･文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課（小泉八雲・セツのドラマ応援室）、観光施設課、文化振興課（ジオパーク推進室）、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館
	体育施設班	スポーツ振興課（高校総体推進室）、スポーツ施設課（総合体育館整備室）
	外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）
市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室）
	総合窓口班	人権男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課（マイナンバーカード交付室
健康福祉部・こども子育て部	避難対策班	健康福祉総務課、家庭相談課、障がい者福祉課、生活福祉課、保険年金課
	救護防疫班	介護保険課、健康推進課（予防接種室）、保健衛生課、こども家庭支援課
	児童対策班	こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園
環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ
まちづくり部･都市整備部	都市政策班	都市政策課、（まちづくり推進室）、交通政策課（公共交通戦略室）、大橋川治水・国県事業推進課
	公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課
	土木班	建設総務課（道・緑・水辺相談室）、道路課、土地対策課、河川課
	公園緑地班	公園緑地課
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局
教育部	教育総務班	教育総務課（皆美が丘女子高等学校事務室）、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）
	教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援室）

＊上下水道局、ガス局*、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

４　（略）

組織再編による修正

ガス局に関する記載を追加

５　（略）

６　動員計画……【防災危機管理課】

(1)　（略）

(2)　動員方法

ア　伝達系統

職員の動員に当たっては、次の系統により伝達を行う。なお、各部局及び関連施設等においては、事前に定める連絡体制（動員の順位、連絡方法等）に基づき、伝達を行う。

図：職員の動員伝達系統

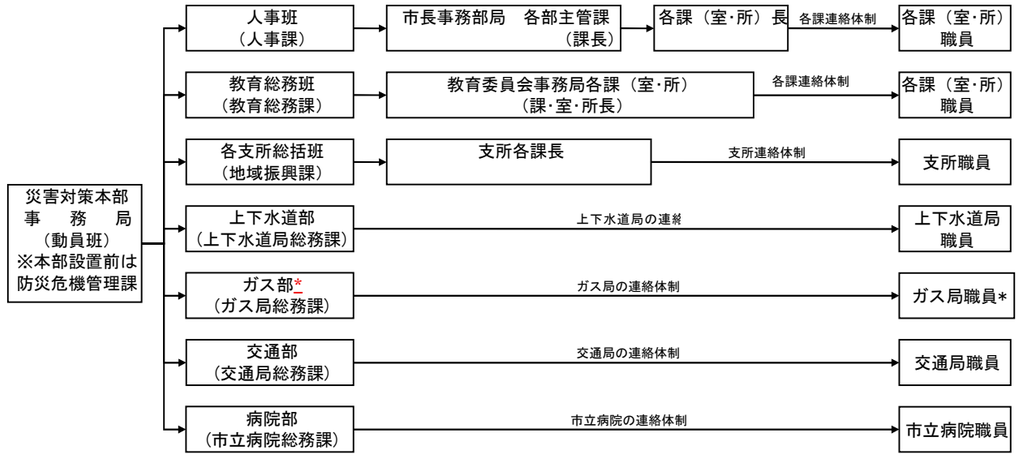

イ　～　ウ（略）

(3)　参集場所

原則として全職員がそれぞれ勤務する庁舎に登庁する。

５　（略）

６　動員計画……【防災危機管理課】

(1)　（略）

(2)　動員方法

ア　伝達系統

職員の動員に当たっては、次の系統により伝達を行う。なお、各部局及び関連施設等においては、事前に定める連絡体制（動員の順位、連絡方法等）に基づき、伝達を行う。

図：職員の動員伝達系統

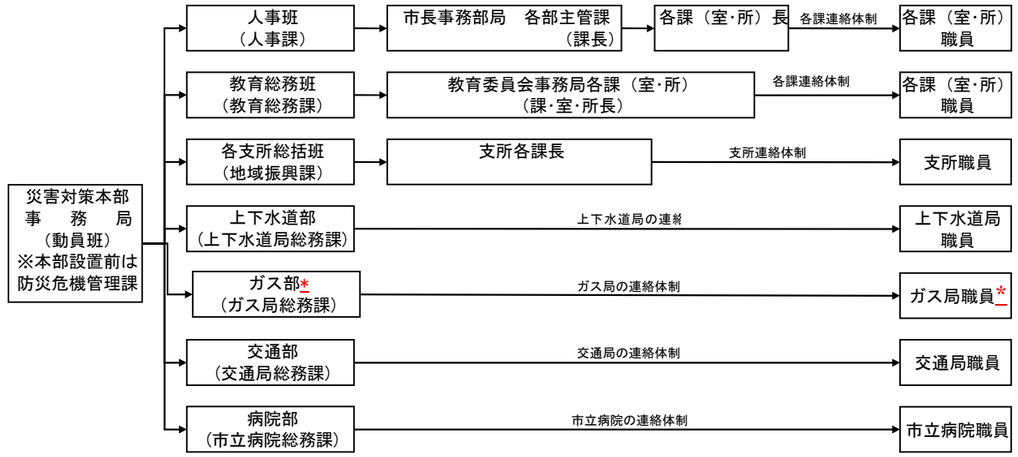

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

ガス局に関する記載を追加

イ　～　ウ（略）

(3)　参集場所

ア　勤務地への参集

職員は、休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合には、原則として徒歩、自転車又はバイクで勤務地へ参集する。（車は可能な限り利用しない）

ただし、自宅が津波浸水想定区域等に指定されている場合や、倒壊する恐れがある場合等においては、自らの安全確保を行った上で参集する。

イ　最寄りの職場への参集（自分の勤務地への参集が困難な場合の参集）

基本的に勤務地への参集とするが、交通機関等の途絶等により勤務地に参集できない場合は、最寄りの庁舎（本庁又は支所）へ参集する。その場合は各所属に連絡し指示を受ける。

職員は、各所属で、市職員としての自覚をもって対応する。

ウ　自宅待機（参集が困難な場合）

以下に掲げる事項等により、勤務地にも最寄りの庁舎等にも参集が困難な場合には、安否情報を各所属に連絡したうえで、原則として自宅待機とする。

- 職員の家族等が死亡した時。
- 職員又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- 職員の住宅又は職員に関係の深い人が被災した場合で、職員が復旧作業や物資の調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

BCP 改定に伴う修正

(4)　（略） (5) **参集時の留意事項** 職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により自発的かつ速やかに行動する。 **ア　参集時の服装・携行品** ● 参集に当たっては、安全な服装等を着用するとともに、職員証、筆記用具、タオル、水筒、食料（若干）、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。 ● 速やかに動員に応じられるよう、平常時から非常持出用品の準備に努める。 **イ　～　ウ（略）** (6)　（略） **７　～　８（略）** **第２節　災害情報の収集・伝達** 風水害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、警報、注意報及び気象情報等、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。 **１　（略）** **２　気象等の注意報、警報、特別警報及び情報等の収集・伝達**.【防災危機管理課、消防本部、各支所】 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報、火災警報及び知事、市長等が行う通報、警告の発表及び伝達に当たっての取扱いは、次のとおりとする。 (1) **気象等の注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準** 気象等の注意報の種類と内容は次のとおり。 「注意報」とは災害が発生するおそれのある時に注意を呼びかけて行う予報である。気象庁では、次の 16 種類の注意報を発表している。 大雨注意報：大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。 洪水注意報：河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	● 参集途上において、救出・救助活動等に参加する必要が生じたとき。 ● 自宅周辺で、津波浸水のおそれがあり、避難が必要であるとき。 **エ　待機期間の行動** 周辺の状況把握に努め、所属先との連絡・指示を待つ。 また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど地域の応急活動に積極的に参加する。 (4)　（略） (5) **参集時の留意事項** 職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により自発的かつ速やかに行動する。 **ア　参集時の服装・携行品** ● 参集に当たっては、安全な服装等を着用するとともに、職員証、筆記用具、タオル、水筒、食料（若干）、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。 ● 速やかに動員に応じられるよう、平時から非常持出用品の準備に努める。 **イ　～　ウ（略）** (6)　（略） **７　～　８（略）** **第２節　災害情報の収集・伝達** 風水害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、警報、注意報及び気象情報等、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。 **１　（略）** **２　気象等の注意報、警報、特別警報及び情報等の収集・伝達**.【防災危機管理課、消防本部、各支所】 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報、火災警報及び知事、市長等が行う通報、警告の発表及び伝達に当たっての取扱いは、次のとおりとする。 (1) **気象等の注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準** 気象等の注意報の種類と内容は次のとおり。 「注意報」とは災害が発生するおそれのある時に注意を呼びかけて行う予報である。気象庁では、次の 16 種類の注意報を発表している。 大雨注意報：大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。 洪水注意報：河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	防災基本計画の修正を反映

大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

気象等の警報の種類と内容は次のとおり。
「警報」とは重大な災害が発生するおそれのある時に警戒を呼びかけて行う予報である。気象庁では、次の７種類の警報を発表している。

大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたと

大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

気象等の警報の種類と内容は次のとおり。
「警報」とは重大な災害が発生するおそれのある時に警戒を呼びかけて行う予報である。気象庁では、次の７種類の警報を発表している。

大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたと

	きに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

気象等の特別警報の種類と内容は次のとおり。
「特別警報」とは警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼びかけるために発表される予報である。気象庁では、次の６種類の特別警報を発表している。

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて　「雪を伴うことによる視程障害等による

	きに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

気象等の特別警報の種類と内容は次のとおり。
「特別警報」とは警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼びかけるために発表される予報である。気象庁では、次の６種類の特別警報を発表している。

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて　「雪を伴うことによる視程障害等による

	重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

注）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

本市における注意報及び警報の発表基準は次のとおり。

（令和 6 年 5 月 23 日現在）

注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	意東川流域=6.8，市の原川流域=6.4，意宇川流域=16，本庄川流域=4.2，馬橋川流域=5.1，京橋川流域=4.6，比津川流域=1.3，講武川流域=5.6，古曽志川流域=3.5，秋鹿川流域=4.7，大野川流域=4.6，草野川流域=3，忌部川流域=10.2，玉湯川流域=5.9，来待川流域=7，佐々布川流域=5.7，須田川流域=5.8，東岩坂川流域=4.8，桑並川流域=6.6，北田川流域=4.1，朝酌川流域=8.4，持田川流域=4.3，澄水川流域=5.5	
		複合基準※1	意宇川流域=（5，12），本庄川流域=（5，4.1），馬橋川流域=（5，3.9），比津川流域=（5，1.3），講武川流域=（5，4.3），秋鹿川流域=（5，4.7），大野川流域=（5，4.5），玉湯川流域=（5，5），来待川流域=（5，4.6），佐々布川流域=（5，5.7），桑並川流域=（5，6.6），北田川流域=（5，3.6），朝酌川流域=（5，7.3），澄水川流域=（5，5.5）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.8m	

	重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

注）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

本市における注意報及び警報の発表基準は次のとおり。

（令和 7 年 5 月 29 日現在）

注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	意東川流域=6.8，市の原川流域=6.4，意宇川流域=16，本庄川流域=3.9，馬橋川流域=5.2，京橋川流域=4.4，比津川流域=1.3，講武川流域=4.4，古曽志川流域=3.5，秋鹿川流域=4.7，大野川流域=4.6，草野川流域=3，忌部川流域=10.3，玉湯川流域=5.9，来待川流域=7，佐々布川流域=4.9，須田川流域=5.8，東岩坂川流域=4.8，桑並川流域=6.6，北田川流域=4.1，朝酌川流域=8.4，持田川流域=4.3，澄水川流域=5.5	
		複合基準※1	意宇川流域=（5，12），本庄川流域=（5，3.9），馬橋川流域=（5，5.2），比津川流域=（5，1.3），講武川流域=（5，4.3），秋鹿川流域=（5，4.7），大野川流域=（5，4.5），玉湯川流域=（5，5），来待川流域=（5，4.6），佐々布川流域=（5，4.9），桑並川流域=（5，6.6），北田川流域=（5，3.6），朝酌川流域=（5，7.3），澄水川流域=（5，5.5）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.8m	

時点修正

		雷	落雷等により被害が予想される場合		
		融雪			
		濃霧	視程	陸上	100m
				海上	500m
		乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
		なだれ	① 積雪の深さ 100 ㎝以上の場合 ② 積雪の深さ 50 ㎝以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 30 ㎝以上 2 最高気温が 8℃以上※2 3 かなりの降雨		
		低温	最低気温－4℃以下※3		
		霜	晩霜期 最低気温 3℃以下		
		着氷			
		着雪	12 時間降雪の深さ：平地 15 ㎝以上 山沿い 25 ㎝以上 気温：－2℃～1℃		
	警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	13	
		大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	121	
		洪水	流域雨量指数基準	意東川流域=8.5，市の原川流域=8.1，意宇川流域=20.1，本庄川流域=5.2，馬橋川流域=6.4，京橋川流域=5.7，比津川流域=1.7，講武川流域=7.1，古曽志川流域=4.4，秋鹿川流域=5.9，大野川流域=5.7，草野川流域=3.8，忌部川流域=12.8，玉湯川流域=7.4，来待川流域=8.8，佐々布川流域=7.2，須田川流域=7.3，東岩坂川流域=6，桑並川流域=8.3，北田川流域=5.1，朝酌川流域=10.5，持田川流域=5.4，澄水川流域=6.9		
			複合基準※1	本庄川流域=（6，4.5），比津川流域=（6，1.4），講武川流域=（6，4.8），玉湯川流域=（6，5.5），来待川流域=（12，5.1），佐々布川流域=（6，6.4），北田川流域=（6，4），澄水川流域=（6，6.2）	
			指定河川洪水予報による基準	—	
		暴風	平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
		暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm
				山沿い	12 時間降雪の深さ 35cm
		波浪	有義波高	6.0m	
		高潮	潮位	1.2m	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100 ㎜	

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す
※2 気温は松江地方気象台の値
※3 気温は松江地方気象台の値

(2) ～ (3) (略)

		雷	落雷等により被害が予想される場合		
		融雪			
		濃霧	視程	陸上	100m
				海上	500m
		乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
		なだれ	③ 積雪の深さ 100 ㎝以上の場合 ④ 積雪の深さ 50 ㎝以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 30 ㎝以上 2 最高気温が 8℃以上※2 3 かなりの降雨		
		低温	最低気温－4℃以下※3		
		霜	晩霜期 最低気温 3℃以下		
		着氷			
		着雪	12 時間降雪の深さ：平地 15 ㎝以上 山沿い 25 ㎝以上 気温：－2℃～1℃		
	警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	13	
		大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	121	
		洪水	流域雨量指数基準	意東川流域=8.5，市の原川流域=8.1，意宇川流域=17.6，本庄川流域=4.9，馬橋川流域=6.5，京橋川流域=5.5，比津川流域=1.7，講武川流域=7.1，古曽志川流域=4.4，秋鹿川流域=5.9，大野川流域=5.7，草野川流域=3.8，忌部川流域=12.9，玉湯川流域=7.4，来待川流域=8.8，佐々布川流域=6.3，須田川流域=7.3，東岩坂川流域=6，桑並川流域=8.3，北田川流域=5.1，朝酌川流域=10.5，持田川流域=5.4，澄水川流域=6.9		
			複合基準※1	本庄川流域=（6，4.5），比津川流域=（6，1.4），講武川流域=（6，4.8），玉湯川流域=（6，5.5），来待川流域=（12，5.1），佐々布川流域=（6，5.6），北田川流域=（6，4），澄水川流域=（6，6.2）	
			指定河川洪水予報による基準	—	
		暴風	平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
		暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm
				山沿い	12 時間降雪の深さ 35cm
		波浪	有義波高	6.0m	
		高潮	潮位	1.2m	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100 ㎜	

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す
※2 気温は松江地方気象台の値
※3 気温は松江地方気象台の値

(2) ～ (3) (略)

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県により市町村単位で発表される。

土砂災害警戒情報の伝達経路は、気象情報伝達系統に準ずる。

図：気象情報伝達系統

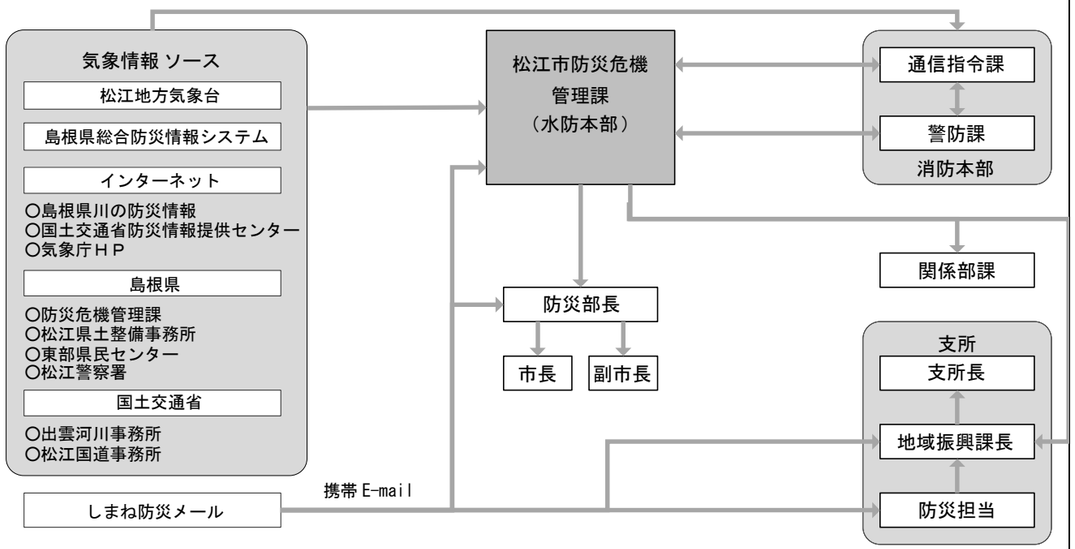

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県により市町村単位で発表される。

土砂災害警戒情報の伝達経路は、気象情報伝達系統に準ずる。

図：気象情報伝達系統

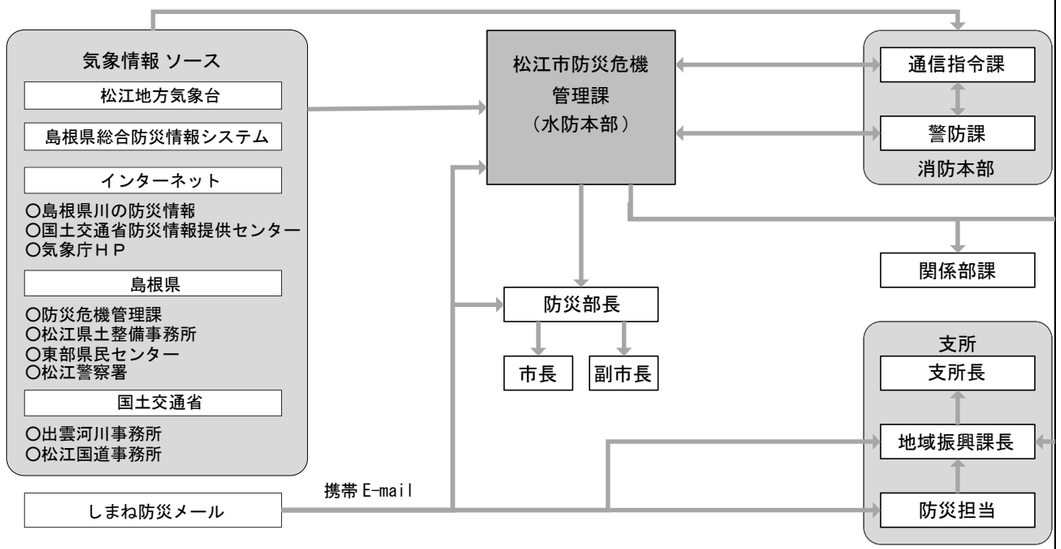

図：水位観測地点と情報連絡網

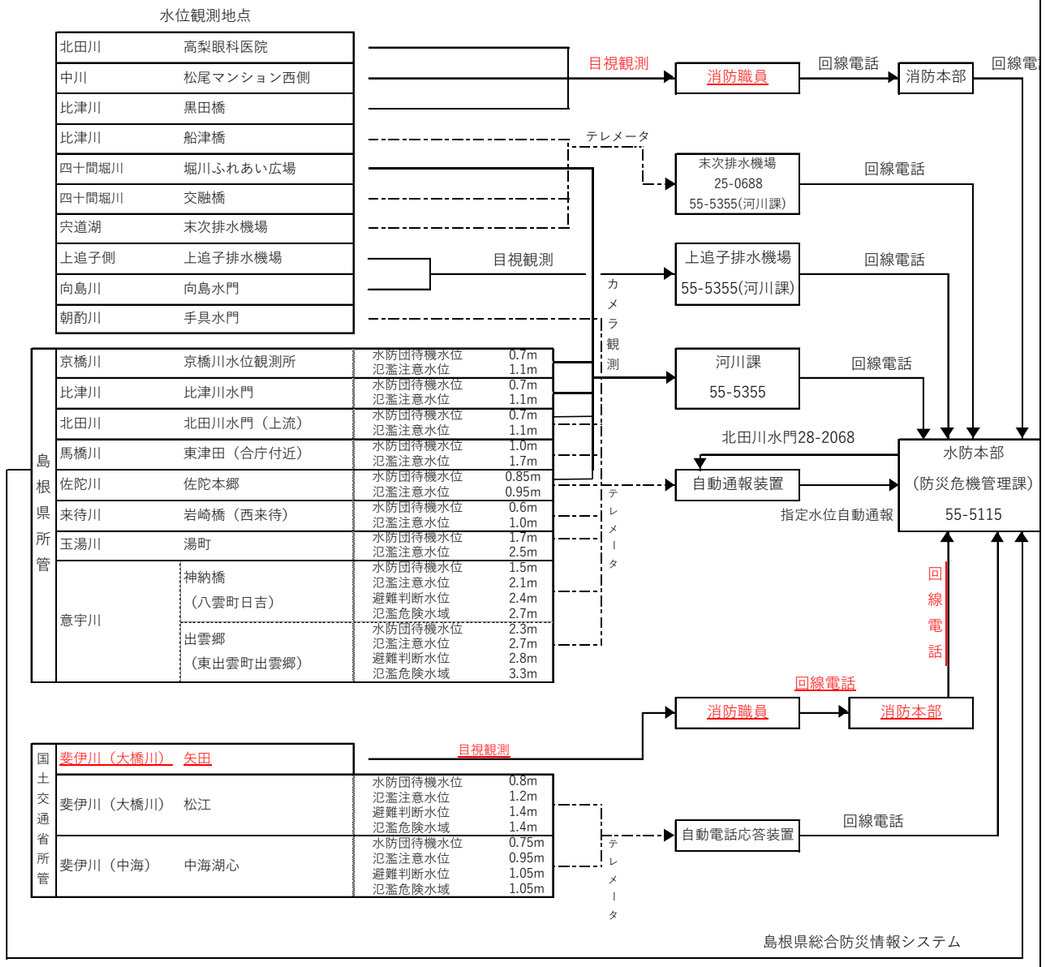

(5) （略）

3 被害情報等の収集・伝達……【防災危機管理課、各支所ほか関係各課】

(1) ～ (3) （略）

(4) 災害情報の通報及び被害状況報告

ア 災害状況の通報及び被害状況報告の伝達系統図

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告を行う。

図：災害状況の通報及び被害状況等の伝達系統

図：水位観測地点と情報連絡網

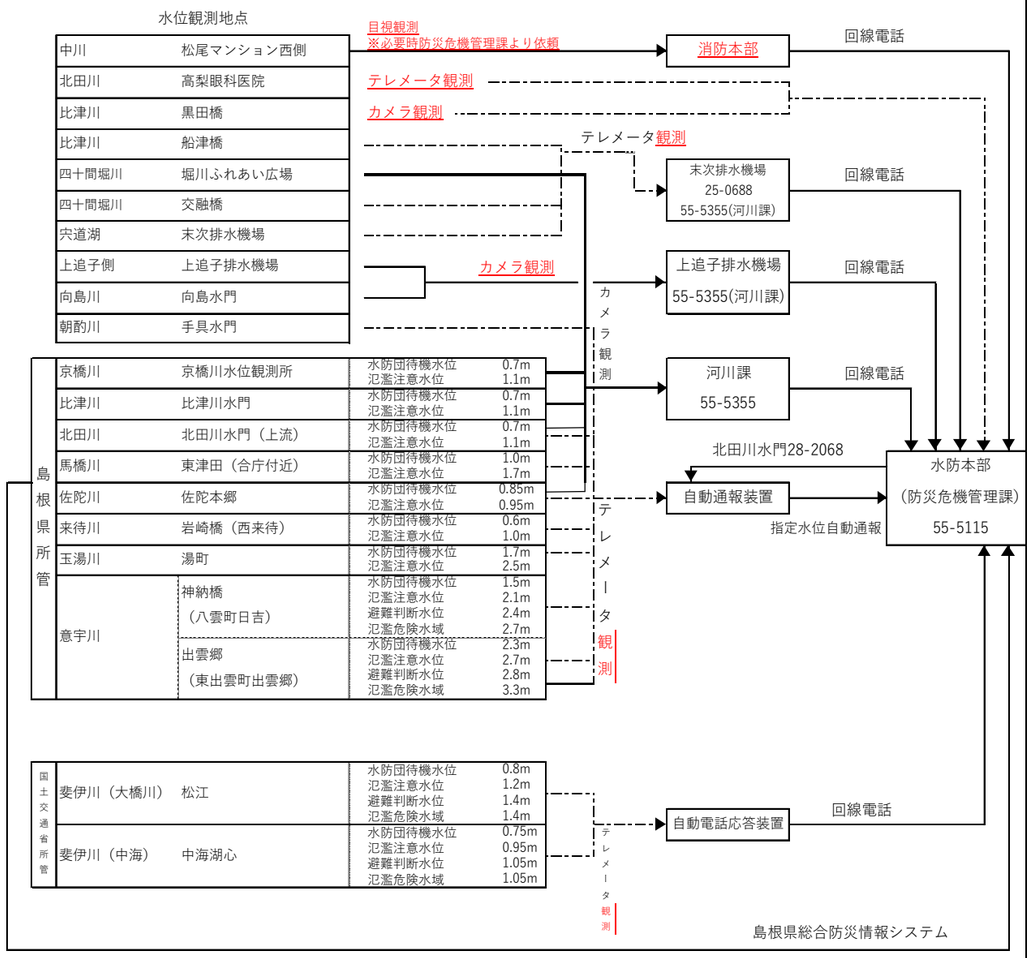

(5) （略）

3 被害情報等の収集・伝達……【防災危機管理課、各支所ほか関係各課】

(1) ～ (3) （略）

(4) 災害情報の通報及び被害状況報告

ア 災害状況の通報及び被害状況報告の伝達系統図

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告を行う。

図：災害状況の通報及び被害状況等の伝達系統

水防計画の修正を反映

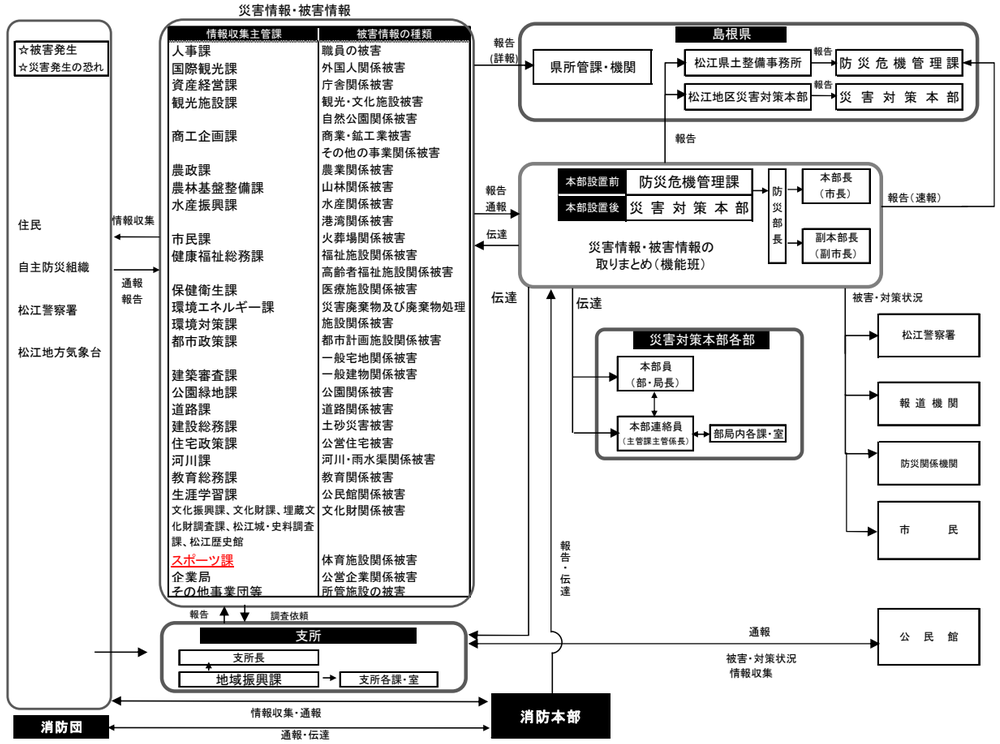

イ　（略）

ウ　市民からの通報の受付

市民からの災害通報の受付については、原則として災害対策本部（機能班）において行う。

なお、災害対策本部設置前においては、各課及び支所にて受付を行い、各課及び支所は受け付けた内容を災害情報共有システムまたは報告書により防災危機管理課に速やかに報告する。

→ 資料編 ［資料 2-11］ 被害状況・対応活動報告書

エ　～ カ（略）

第３節　災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実施目標	災害発生から 30 分以内に広報体制を確立 災害発生から 1 時間以内に一般広報を開始

１　市による災害広報の実施. . . . . .【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

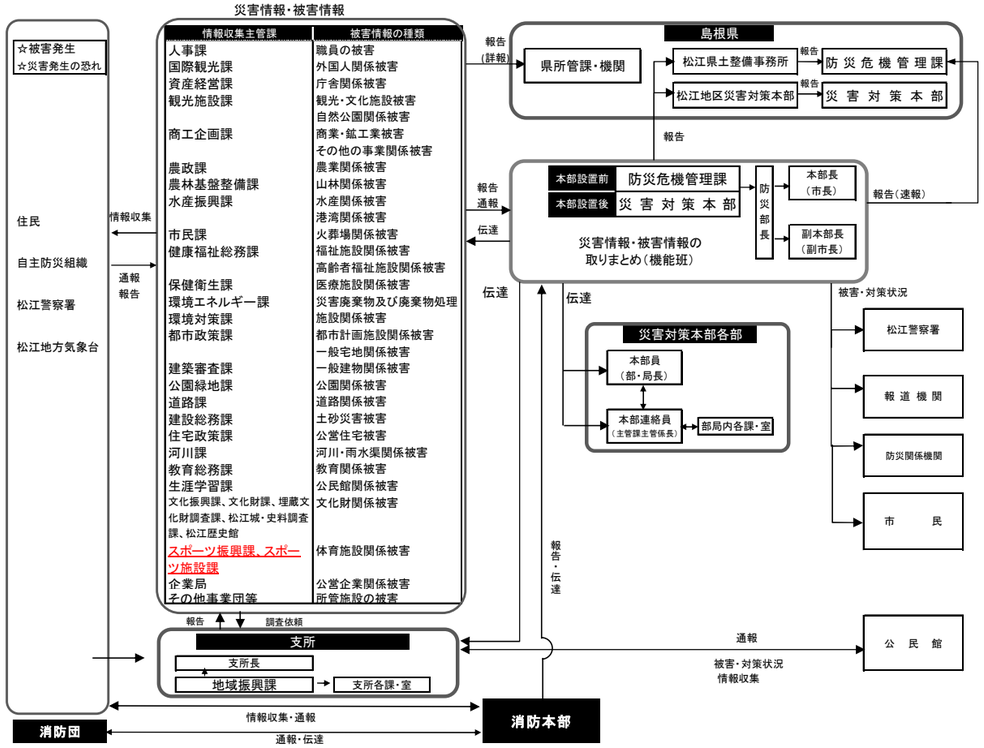

イ　（略）

ウ　市民からの通報の受付

市民からの災害通報の受付については、原則として災害対策本部（総合調整室）において行う。

なお、災害対策本部設置前においては、各課及び支所にて受付を行い、各課及び支所は受け付けた内容を災害情報共有システムまたは報告書により防災危機管理課に速やかに報告する。

→ 資料編 ［資料 2-11］ 被害状況・対応活動報告書

エ　～ カ（略）

第３節　災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実施目標	災害発生から 30 分以内に広報体制を確立 災害発生から 1 時間以内に一般広報を開始

１　市による災害広報の実施. . . . . .【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

組織再編に伴う修正

災害対策本部機能の変更に伴う修正

(1) 広報の体制

- 防災危機管理課及び支所は風水害が発生するおそれのある場合に、必要に応じて気象情報等の広報を行い、市民へ注意喚起と事前の備えを呼びかける。
- 災害対策本部は、風水害に関する災害情報のうち、浸水、土砂災害等による避難指示等や避難所の開設状況等、市民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。
- 各支所は災害対策本部事務局＿＿＿＿＿と連携し、当該地域における災害の状況や避難所の開設状況等の広報を実施する。
- 広報課＿＿＿＿は、災害時の報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道発表の会場及び時間等の調整、その他報道対応全般に関することを実施する。
- 市民生活相談課は、一般情報（緊急広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 各部局等は、所管する施設等に対して、必要に応じて災害の状況を連絡するとともに、災害対策本部に対して定期的に災害情報、生活関連情報等を報告する。
- 災害対策本部事務局＿＿＿＿＿＿＿は、各部局及び関係機関等から報告を受けた情報を整理して資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

(2) （略）

(3) 広報の方法

ア　緊急広報

避難指示等の緊急広報の実施方法については、本章第８節「避難活動」を参照のこと。

なお、避難指示等を行った場合、広報課＿＿＿＿は、島根県避難情報等情報伝達連絡会において定めた「避難情報等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ　一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、機能班を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。

なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。

手　段	放送場所等	概　　要
防災行政無線（同報系）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送
屋内告知端末（おしらせ君）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
防災メール	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報
公式ＬＩＮＥ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・公式LINEによる文字情報等
防災情報Ｘ（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報Ｘ（エックス）よる文字情報等

(1) 広報の体制

- 防災危機管理課及び支所は風水害が発生するおそれのある場合に、必要に応じて気象情報等の広報を行い、市民へ注意喚起と事前の備えを呼びかける。
- 災害対策本部は、風水害に関する災害情報のうち、浸水、土砂災害等による避難指示等や避難所の開設状況等、市民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。
- 各支所は災害対策本部事務局（総合調整室）と連携し、当該地域における災害の状況や避難所の開設状況等の広報を実施する。
- 広報課（広報班）は、災害時の報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道発表の会場及び時間等の調整、その他報道対応全般に関することを実施する。
- 市民生活相談課は、一般情報（緊急広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 各部局等は、所管する施設等に対して、必要に応じて災害の状況を連絡するとともに、災害対策本部に対して定期的に災害情報、生活関連情報等を報告する。
- 災害対策本部事務局（総合調整室）は、各部局及び関係機関等から報告を受けた情報を整理して資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

(2) （略）

(3) 広報の方法

ア　緊急広報

避難指示等の緊急広報の実施方法については、本章第８節「避難活動」を参照のこと。

なお、避難指示等を行った場合、広報課（広報班）は、島根県避難情報等情報伝達連絡会において定めた「避難情報等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ　一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、総合調整室を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。

なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。

手　段	放送場所等	概　　要
防災行政無線（同報系）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送
屋内告知端末（おしらせ君）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
防災メール	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報
公式ＬＩＮＥ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・公式LINEによる文字情報等
防災情報Ｘ（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報Ｘ（エックス）よる文字情報等

災害対策本部機能の変更に伴う修正

災害対策本部機能の変更に伴う修正

災害対策本部機能の変更に伴う修正

Yahoo!防災速報	・災害対策本部（防災危機管理課）	・Yahoo!防災速報による文字情報等
ホームページ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等
自治会ＦＡＸ	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会ＦＡＸ（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等
広報車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送
現地広報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）
広報刊行物等（臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容をとりまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行

ウ　報道機関への発表

- 報道機関への情報提供は、原則として広報課＿＿＿＿を窓口とする。なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。
- 災害対策本部を設置した場合、広報課＿＿＿＿は速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救護措置情報等の提供を行う。
- 災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に広報課＿＿＿＿が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに市民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。
- 広報する災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

エ　～ キ（略）

２　（略）

第４節　広域応援体制

（略）

第５節　自衛隊の災害派遣体制

（略）

第６節　海上保安庁への応援協力体制

（略）

Yahoo!防災速報	・災害対策本部（防災危機管理課）	・Yahoo!防災速報による文字情報等
ホームページ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等
自治会ＦＡＸ	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会ＦＡＸ（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等
広報車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送
現地広報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）
広報刊行物等（臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容をとりまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行

ウ　報道機関への発表

- 報道機関への情報提供は、原則として広報課（広報班）を窓口とする。なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。
- 災害対策本部を設置した場合、広報課（広報班）は速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救護措置情報等の提供を行う。
- 災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に広報課（広報班）が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに市民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。
- 広報する災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

エ　～ キ（略）

２　（略）

第４節　広域応援体制

（略）

第５節　自衛隊の災害派遣体制

（略）

第６節　海上保安庁への応援協力体制

（略）

災害対策本部機能変更に伴う修正

第７節　災害救助法の適用

（略）

第８節　避難活動

建物破損、火災、土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。避難指示等の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。

避難誘導に当たっては、要配慮者(高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等)の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。

なお、観光施設・大型店等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切に避難の指示等の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。

１　～５（略）

６　避難所の開設、運営.....【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、住宅政策課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】

実施目標	避難指示の実施から１時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から 72 時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 （災害救助法適用時）指定避難所の開設･･･災害発生の日から７日以内

(1) 指定避難所の開設

ア　開設の方法

- 指定避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災危機管理課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等(幼稚園・保育所など生活に適した施設)の開設に努めるものとする。

  ＊福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。令和 6 年 10 月 1 日現在、養護学校、福祉施設等 54 施設を指定。

- 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び指定避難所担当市職員が行う。
- 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 指定避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。

  ①　指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

  ②　松江警察署等との連携

第７節　災害救助法の適用

（略）

第８節　避難活動

建物破損、火災、土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。避難指示等の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。

避難誘導に当たっては、要配慮者(高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等)の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。

なお、観光施設・大型店等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切に避難の指示等の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。

１　～５（略）

６　避難所の開設、運営.....【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、住宅政策課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所】

実施目標	避難指示の実施から１時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から 72 時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 （災害救助法適用時）指定避難所の開設･･･災害発生の日から７日以内

(1) 指定避難所の開設

ア　開設の方法

- 指定避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災危機管理課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等(幼稚園・保育所など生活に適した施設)の開設に努めるものとする。

  ＊福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。令和 7 年 10 月 1 日現在、養護学校、福祉施設等 55 施設を指定。

- 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び指定避難所担当市職員が行う。
- 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 指定避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。

  ①　指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

  ②　松江警察署等との連携

組織再編による修正

時点修正

③　既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携 ④　開設指定の付近住民に対する速やかな周知徹底 ⑤　指定避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化 ⑥　避難者名簿の作成 ⑦　要配慮者等に対する配慮 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。 **イ　関係機関への連絡** 指定避難所を開設したときには、次の事項を速やかに県、松江警察署及び消防本部等の関係機関に連絡する。また、必要な場合は応援要請を行う。 (ｱ) 指定避難所開設の目的、日時及び場所 (ｲ) 開設箇所数、受け入れ可能人員及び受け入れ状況 (ｳ) 開設期間の見通し (ｴ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等 (ｵ) 指定避難所で生活せずに食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況 **(2) 指定避難所の運営** 指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備について可能な限り避難者のニーズに応じ必要な措置を講ずるよう努める。 また、指定避難所運営について、専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等のほか、必要に応じ他の市町村及び県に対して協力を求める。運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 さらに、感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、感染症担当部局は防災危機管理課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 ア　～ ノ（略） ハ　パーティション、段ボールベット等の避難所開設当初からの設置 **(3) ～ (5)（略）** **7　広域避難等**……【防災危機管理課】 **(1) 広域避難・広域一時滞在の協議等** 災害の予測規模、避難所数等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、広域避難又は一時滞在に関する協議の実施、協議を求めることができる。 ● 県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。	③　既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携 ④　開設指定の付近住民に対する速やかな周知徹底 ⑤　指定避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化 ⑥　避難者名簿の作成 ⑦　要配慮者等に対する配慮 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。 **イ　関係機関への連絡** 指定避難所を開設したときには、次の事項を速やかに県、松江警察署及び消防本部等の関係機関に連絡する。また、必要な場合は応援要請を行う。 (ｱ) 指定避難所開設の目的、日時、場所及び全国共通避難所・避難場所 ID (ｲ) 開設箇所数、受け入れ可能人員及び受け入れ状況 (ｳ) 開設期間の見通し (ｴ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等 (ｶ) 指定避難所で生活せずに食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況 **(2) 指定避難所の運営** 指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備について可能な限り避難者のニーズに応じ必要な措置を講ずるよう努める。 また、指定避難所運営について、専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等のほか、必要に応じ他の市町村及び県に対して協力を求める。運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 さらに、感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 なお、必要に応じて、国の災害対応車両検索システム（D-TRACE）の活用や民間企業との協定に基づき、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を設置し良好な生活環境の確保に努める。 指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 ア　～ ノ（略） ハ　避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の設置 ヒ　応援協定等を活用した適温の食事の提供 フ　身体障がい者と身体障害者補助犬の受入* ＊身体障がい者が指定避難所などへ身体障害者補助犬（以下、「補助犬」とする。）を同伴して避難した場合には、補助犬を拒んではならないことが身体障害者補助犬法に定められていることに留意する。 **(3) ～ (5)（略）** **7　広域避難等**……【防災危機管理課】 **(1) 広域避難・広域一時滞在の協議等** 災害の予測規模、避難所数等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、広域避難又は一時滞在に関する協議の実施、協議を求めることができる。 ● 県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映 記載項目の追加

• 他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 • ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **(2) 他の市町村からの避難者受入れ施設の検討** 避難所を指定する際には併せて広域避難又は広域一時滞在の観点から、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 **８　一時帰宅の実施**. . . . . **【防災危機管理課、建築審査課、消防本部】** • 市長は、応急危険度判定等により「要注意」又は「危険」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。 • 一時帰宅の実施に当たっては、警察機関、消防本部及び自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期し行う。 ## 第９節　消防活動 （略） ## 第１０節　救急・救助活動 （略） ## 第１１節　医療救護 災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。 県、市、医療機関及び各防災機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。 なお、医療救護の具体的事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。 実施目標：（災害救助法適用時）医療･･･災害発生の日から 14 日以内 （災害救助法適用時）助産･･･分べんした日から７日以内 **１　～　２（略）** **３　傷病者等の搬送**. . . . . **【健康推進課、保健衛生課、消防本部、市立病院】** **(1) ～ (2)（略）**	• 他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 • 広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。 また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。 **(2) 他の市町村からの避難者受入れ施設の検討** 避難所を指定する際には併せて広域避難又は広域一時滞在の観点から、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 **８　一時帰宅の実施**. . . . . **【防災危機管理課、建築審査課、消防本部】** • 市長は、応急危険度判定等により「要注意」又は「危険」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。 • 一時帰宅の実施に当たっては、警察機関、消防本部及び自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期し行う。 ## 第９節　消防活動 （略） ## 第１０節　救急・救助活動 （略） ## 第１１節　医療救護 災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。 県、市、医療機関及び各防災機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。 なお、医療救護の具体的事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。 実施目標：（災害救助法適用時）医療･･･災害発生の日から 14 日以内 （災害救助法適用時）助産･･･分べんした日から７日以内 **１　～　２（略）** **３　傷病者等の搬送**. . . . . **【健康推進課、保健衛生課、消防本部、市立病院】** **(1) ～ (2)（略）**	防災基本計画の修正を反映

(3) 特別に配慮を要する患者への対応 ア　（略） イ　在宅難病患者への対応 平常時から松江保健所を通じて把握している在宅難病患者を、県及び医療機関等との連携により、後方医療機関へ搬送する。 ウ　（略）	(3) 特別に配慮を要する患者への対応 ア　（略） イ　在宅難病患者への対応 平時から松江保健所を通じて把握している在宅難病患者を、県及び医療機関等との連携により、後方医療機関へ搬送する。 ウ　（略）	防災基本計画の修正を反映
第１２節　警備活動	**第１２節　警備活動**	
（略）	（略）	
第１３節　交通確保、規制	**第１３節　交通確保、規制**	
災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。	災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。	
実施目標　災害発生から６時間以内に障害物除去作業を開始	実施目標　災害発生から６時間以内に障害物除去作業を開始	
１　～３（略）	１　～３（略）	
４　道路障害物除去……【道路課、各支所】	４　道路障害物除去……【道路課、各支所】	
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2) 道路障害物除去作業の実施 ア　（略）	(2) 道路障害物除去作業の実施 ア　（略）	
イ　障害物除去作業 所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。 なお、次の事項に留意し行う。 (ｱ) 道路の啓開は原則として第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。 (ｲ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。 (ｳ) 道路障害物除去に際しては、２車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。 (ｴ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。 (ｵ) あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者等と調整した上で、重複等のないように調達する。 (ｶ) 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。 (ｷ) 道路障害物除去により発生する土砂・流木や災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調	イ　障害物除去作業 所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を行い、緊急車両の通行の確保に努める。 なお、次の事項に留意し行う。 (ｱ) 道路の啓開は原則として「島根県道路啓開計画」で定めた広域移動ルートを優先して行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。 (ｲ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。 (ｳ) 道路障害物除去に際しては、１車線、啓開幅 5mを基本とし、緊急車両の通行に必要な通行帯を確保する。 (ｴ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。 (ｵ) あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者等と調整した上で、重複等のないように調達する。 (ｶ) 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。 (ｷ) 道路障害物除去により発生する土砂・流木や災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調	防災基本計画の修正を反映 島根県の助言を反映 島根県の助言を反映

整を行う。

５　（略）

第１４節　緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

１　～　２（略）

３　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保. . . . . 【防災危機管理課、資産経営課、水産振興課、交通政策課、建設総務課、交通局】

(1)　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路のうち、本市における主な指定道路は次のとおり。

区分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第１次 緊急輸送道路	県庁、県警察本部、市役所本庁舎及び救援物資等の備蓄・集積拠点となる広域的な防災拠点（七類港、消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫）と接続する道路。	山陰自動車道 国道９号（松江道路を含む） 国道 54 号、国道 431 号 国道 485 号（松江だんだん道路を含む） 主要地方道松江木次線
第２次 緊急輸送道路	支所、松江警察署、北消防署、災害拠点病院等の病院、ライフライン施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。	国道 432 号 主要地方道松江鹿島美保関線 主要地方道松江島根線 一般県道美保関八束松江線
第３次 緊急輸送道路	第１次、第２次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要な施設（県・国の関係庁舎、郵便局、放送局、ヘリポート、病床数の多い病院等）に接続する道路。	主要地方道玉湯吾妻山線 市道大正町西津田線 市道大森上来待線

(2)　～(3)（略）

第１５節　水防対策

（略）

第１６節　土砂災害対策

整を行う。

５　（略）

第１４節　緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

１　～　２（略）

３　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保. . . . . 【防災危機管理課、資産経営課、水産振興課、交通政策課、建設総務課、交通局】

(1)　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路のうち、本市における主な指定道路は次のとおり。

区分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第１次 緊急輸送道路	県庁、県警察本部、市役所本庁舎及び救援物資等の備蓄・集積拠点となる広域的な防災拠点（七類港、消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫）と接続する道路。	山陰自動車道 松江自動車道 国道９号（松江道路を含む） 国道 54 号、国道 431 号 国道 485 号（松江だんだん道路を含む） 主要地方道松江木次線
第２次 緊急輸送道路	支所、松江警察署、北消防署、災害拠点病院等の病院、ライフライン施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。	国道 432 号 主要地方道松江鹿島美保関線 主要地方道松江島根線 一般県道美保関八束松江線
第３次 緊急輸送道路	第１次、第２次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要な施設（県・国の関係庁舎、郵便局、放送局、ヘリポート、病床数の多い病院等）に接続する道路。	主要地方道玉湯吾妻山線 市道大正町西津田線 市道大森上来待線

(2)　～(3)（略）

第１５節　水防対策

（略）

第１６節　土砂災害対策

島根県の助言を反映

（略）

第１７節　ライフライン施設等の応急復旧

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、鉄道、港湾・漁港空港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、市、県及びライフライン施設管理者等が相互に連携し、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

１　ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）

(1) 電気施設.....【中国電力ネットワーク（株）】

災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。

ア　（略）

イ　拡大防止対策

(ｱ) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。

(ｲ) 災害時における広報

- 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し次の事項を広報する。
  - ①　垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力ネットワーク（株）へ連絡すること。
  - ②　火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
  - ③　家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- 広報に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネット、ＳＮＳを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。

(ｳ) 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。

(2) 都市ガス施設.....【ガス局】

ア　応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。

(ｱ) 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。

出　　動	1　需要家等からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2　出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。

（略）

第１７節　ライフライン施設等の応急復旧

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、鉄道、港湾・漁港空港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、市、県及びライフライン施設管理者等が相互に連携し、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

１　ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）

(1) 電気施設.....【中国電力ネットワーク（株）】

災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。

ア　（略）

イ　拡大防止対策

(ｱ) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。

(ｲ) 災害時における広報

- 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し次の事項を広報する。
  - ①　垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力ネットワーク（株）へ連絡すること。
  - ②　火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
  - ③　家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- 広報に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネット、ＳＮＳを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。
- 平素から停電状況の把握に有効な「停電アプリ」の普及に努める。

(ｳ) 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。

(2) 都市ガス施設.....【ガス局*】

＊「ガス局」は令和８年４月１日に「松江エナジープラス（株）」に移行（詳細未定）

ア　応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。

(ｱ) 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。

出　　動	1　需要家等からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2　出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。

防災会議委員の意見を反映（中国電力ネットワーク（株））

ガス局に関する記載を追加

情　報　収　集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家等からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	1　主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2　主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。
供　給　停　止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。
応　援　要　請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

(ｲ) 災害時における広報

- 供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。
- 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。
- 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。
- 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

(ｳ) 復旧

- ①病院、療養施設等、②被災住民の避難所等、③公共施設等の順に優先的に復旧を行う。
- 復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

イ　拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。

(3) ～(5) (略)

(6) 電気通信施設.....【西日本電信電話（株）島根支店、ＮＴＴｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ（株）、(株)ＮＴＴドコモ中国支社島根支店、ＫＤＤＩ（株）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル（株）】

各社において、次の措置を講じる。

NTTコミュニケーションズ（株） 西日本電信電話（株）島根支店	応急措置	1　電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2　非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3　災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4　広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	1　関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2　災害用伝言サービスの運用を行う。 3　被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4　必要に応じてテレビ･ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1　携帯電話、衛星携帯電話の貸し出しにより、最低限の通信確保を行う。 2　移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3　通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4　契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5　必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。

情　報　収　集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家等からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	1　主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2　主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。
供　給　停　止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。
応　援　要　請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

(ｲ) 災害時における広報

- 供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。
- 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。
- 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。
- 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

(ｳ) 復旧

- ①病院、療養施設等、②被災住民の避難所等、③公共施設等の順に優先的に復旧を行う。
- 復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

イ　拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。

(3) ～(5) (略)

(6) 電気通信施設.....【ＮＴＴ西日本株式会社島根支店、　　、(株)ＮＴＴドコモ中国支社島根支店、ＫＤＤＩ（株）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル（株）】

各社において、次の措置を講じる。

（削除） NTT西日本株式会社島根支店	応急措置	1　電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2　非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3　災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4　広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	1　関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2　災害用伝言サービスの運用を行う。 3　被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4　必要に応じてテレビ･ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1　携帯電話、衛星携帯電話の貸し出しにより、最低限の通信確保を行う。 2　移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3　通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4　契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5　必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。

社名の変更
記載の適正化

社名の変更
記載の適正化

	通信途絶時、利用制限時の措置	トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1　通信途絶利用制限の内容と理由 2　通信の被害復旧に対しとられている措置 3　通信利用者に協力を要請する事項 4　被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
	復旧対策	1　復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2　移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3　直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4　通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5　設備の監視強化及び巡視点検を実施する。
ＫＤＤＩ（株）	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。
ソフトバンク㈱	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。
	応急復旧	1　基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。 2　被災地における障害状況や復旧状況などを WEB サイトで情報公開に努める。 3　災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。 4　借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。
楽天モバイル（株）	防災組織	別途定める緊急事態区分により対策本部を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。
	応急措置	災害等に際し、臨機にそ通確保の措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
	応急復旧	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行う。

	通信途絶時、利用制限時の措置	トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1　通信途絶利用制限の内容と理由 2　通信の被害復旧に対しとられている措置 3　通信利用者に協力を要請する事項 4　被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
	復旧対策	1　復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2　移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3　直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4　通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5　設備の監視強化及び巡視点検を実施する。
ＫＤＤＩ（株）	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。
ソフトバンク㈱	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。
	応急復旧	1　基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。 2　被災地における障害状況や復旧状況などを WEB サイトで情報公開に努める。 3　災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。 4　借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。
楽天モバイル（株）	防災組織	別途定める緊急事態区分により対策本部を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。
	応急措置	災害等に際し、臨機にそ通確保の措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
	応急復旧	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行う。

２　（略） **第１８節　要配慮者の安全確保** 要配慮者は行動等に制約があるため、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。 実施目標：災害発生から１時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始 １　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策……【防災危機管理課ほか関係各課】 (1) 市が実施する要配慮者対策 災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、以下の点に留意し対策を実施する。 ア　～ イ（略） (2)　（略） ２ ～ ５（略） **第１９節　孤立地区対策** 大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認し被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。 実施目標：災害発生から６時間以内に孤立解消のための応急対策を開始 １　（略） ２　物資供給、救助の実施 ……【防災危機管理課、資産経営課、商工企画課、道路課、消防本部、各支所、市立病院、交通局】 (1) ～ (2)（略） (3) 集団避難の実施 人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。 ３　（略）	２　（略） **第１８節　要配慮者の安全確保** 要配慮者は行動等に制約があるため、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。 実施目標：災害発生から１時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始 １　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策……【防災危機管理課ほか関係各課】 (1) 市が実施する要配慮者対策 災害発生時には、平時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、以下の点に留意し対策を実施する。 ア　～ イ（略） (2)　（略） ２ ～ ５（略） **第１９節　孤立地区対策** 大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認し被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。 実施目標：災害発生から６時間以内に孤立解消のための応急対策を開始 １　（略） ２　物資供給、救助の実施 ……【防災危機管理課、資産経営課、商工企画課、道路課、消防本部、各支所、市立病院、交通局】 (1) ～ (2)（略） (3) 集団避難の実施 人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を＿＿＿＿指示する。 ３　（略）	防災基本計画の修正を反映 記載の適正化

第２０節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給

県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。

実施目標	（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給･･･災害発生の日から７日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与･･･災害発生の日から 10 日以内

１　救援物資の管理体制.....【防災危機管理課、資産経営課、商工企画課、農政課、上下水道局】

(1)　救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課＿＿＿＿＿＿）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、県の担当課と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制を整備する。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおり。

事項	市の担当課	県の担当課
救援物資の管理に関する総合調整	防災危機管理課	防災部防災危機管理課
自衛隊災害派遣要請に基づく輸送調整	防災危機管理課	防災部防災危機管理課
市の備蓄食料及び燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課	―
市の備蓄飲料水の確保	上下水道局	―
市及び県の備蓄物資を搬送する車両の手配	資産経営課	防災部防災危機管理課
民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保	防災危機管理課	地域振興部交通対策課
流通備蓄業者を通じての飲料水の確保	防災危機管理課	健康福祉部薬事衛生課
流通備蓄業者を通じての食料の確保	防災危機管理課、農政課	農林水産部産地支援課
流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課、商工企画課	商工労働部中小企業課
協定に基づく食料及び燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課	―

(2)　（略）

２　食料の確保及び供給.....【防災危機管理課、商工企画課、農政課、学校給食課】

(1)　食料の調達

ア　（略）

イ　その他の食品等の調達

- 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握等を実施し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。

調理が必要ないもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	食塩、味噌、醤油

→ 資料編 ［資料 4-(2)-3］災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
［資料 4-(2)-4］災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）

第２０節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給

県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。

実施目標	（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給･･･災害発生の日から７日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与･･･災害発生の日から 10 日以内

１　救援物資の管理体制.....【防災危機管理課、資産経営課、商工企画課、農政課、上下水道局】

(1)　救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課（総合調整室））は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、県の担当課と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制を整備する。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおり。

事項	市の担当課	県の担当課
救援物資の管理に関する総合調整	防災危機管理課	防災部防災危機管理課
自衛隊災害派遣要請に基づく輸送調整	防災危機管理課	防災部防災危機管理課
市の備蓄食料及び燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課	―
市の備蓄飲料水の確保	上下水道局	―
市及び県の備蓄物資を搬送する車両の手配	資産経営課	防災部防災危機管理課
民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保	防災危機管理課	地域振興部交通対策課
流通備蓄業者を通じての飲料水の確保	防災危機管理課	健康福祉部薬事衛生課
流通備蓄業者を通じての食料の確保	防災危機管理課、農政課	農林水産部産地支援課
流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課、商工企画課	商工労働部中小企業課
協定に基づく食料及び燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課	―

(2)　（略）

２　食料の確保及び供給.....【防災危機管理課、商工企画課、農政課、学校給食課】

(1)　食料の調達

ア　（略）

イ　その他の食品等の調達

- 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握等を実施し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。

調理が必要ないもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	食塩、味噌、醤油

→ 資料編 ［資料 4-(2)-3］災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
［資料 4-(2)-4］災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）

災害対策本部機能変更に伴う修正

[資料 4-(2)-5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)-6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)-7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター） [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） 図：食料の確保及び供給系統 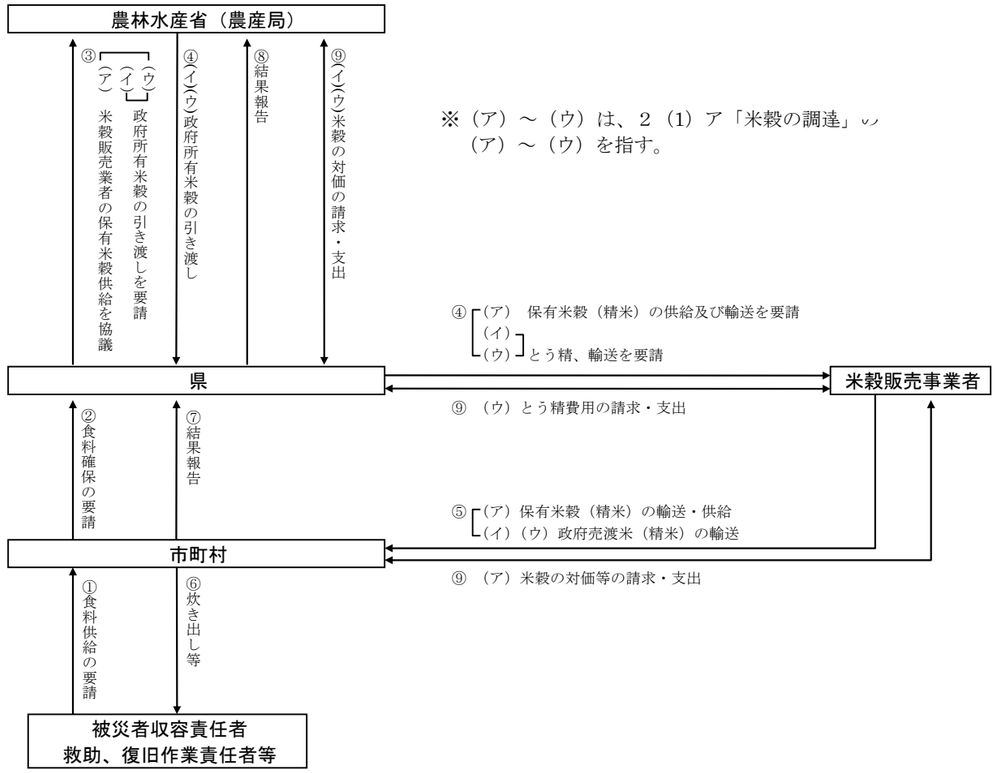 (2) ～(3) （略） ３ 飲料水等の供給.....【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ課、各支所】 (1) ～(4) （略） ４ 生活必需品等の確保及び供給.....【防災危機管理課、商工企画課、健康福祉総務課】 (1) 生活必需品の確保 災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、日本赤十字社島根県支部等と協力し、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により供給する。	[資料 4-(2)-5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)-6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)-7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター） [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（(株) ジュンテンドー） [資料 4-(2)-69]災害時における物資の供給に関する協定（(株) ほっかほっか亭総本部） 図：食料の確保及び供給系統 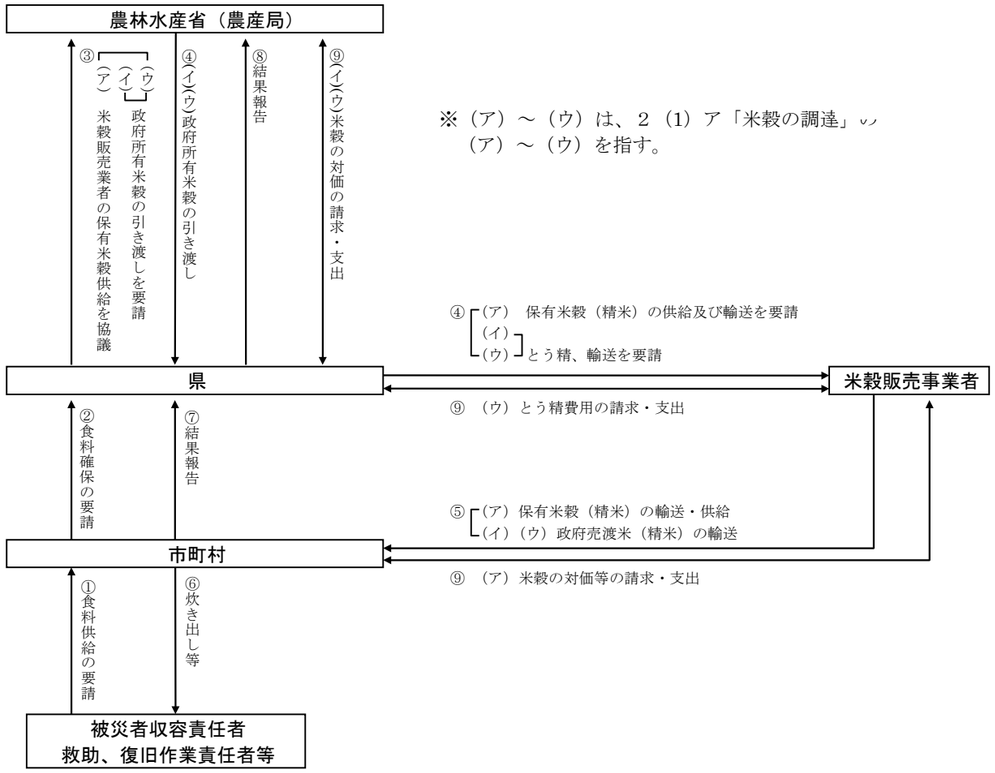 (2) ～(3) （略） ３ 飲料水等の供給.....【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所】 (1) ～(4) （略） ４ 生活必需品等の確保及び供給.....【防災危機管理課、商工企画課、健康福祉総務課】 (1) 生活必需品の確保 災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、日本赤十字社島根県支部等と協力し、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により供給する。	協定の追加 組織再編による修正

ア　～イ（略） ウ　市単独での対応が困難な場合には、隣接市町村又は県に対し応援を要請する。 → 資料編　[資料 4-(2)-3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)-4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか） [資料 4-(2)-5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)-6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)-7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター） [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） (2) ～(3)（略） **第２１節　災害ボランティアの受け入れ、支援** 大規模災害発生時には、ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があるため、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。 実施目標　災害発生から 48 時間以内に災害ボランティアセンターを設置 **１　ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収**……【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、学校管理課、生涯学習課】 (1)　（略） (2) 災害救援ボランティアセンターの機能 ア　～イ（略） ウ　ボランティアの受付、派遣先の選定並びに派遣・撤収の指示 • ボランティア活動希望者の受付・登録を行い、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動可能地域及びボランティア活動保健の有無等を把握する。 • 被災者のニーズとボランティア活動希望者の能力及び経験等に基づき、ボランティア活動希望者のグループ編成を行い、派遣先を選定するとともに派遣・撤収の指示を行う。 エ　（略） (3) ～(4)（略） ２　（略） **第２２節　文教対策** （略）	ア　～イ（略） ウ　市単独での対応が困難な場合には、隣接市町村又は県に対し応援を要請する。 → 資料編　[資料 4-(2)-3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)-4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか） [資料 4-(2)-5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)-6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)-7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター） [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（(株) ジュンテンドー） [資料 4-(2)-69]災害時における物資の供給に関する協定（(株) ほっかほっか亭総本部） (2) ～(3)（略） **第２１節　災害ボランティアの受け入れ、支援** 大規模災害発生時には、ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があるため、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。 実施目標　災害発生から 48 時間以内に災害ボランティアセンターを設置 **１　ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収**……【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、学校管理課、生涯学習課】 (1)　（略） (2) 災害救援ボランティアセンターの機能 ア　～イ（略） ウ　ボランティアの受付、派遣先の選定並びに派遣・撤収の指示 • ボランティア活動希望者の受付・登録を行い、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動可能地域及びボランティア活動保険の有無等を把握する。 • 被災者のニーズとボランティア活動希望者の能力及び経験等に基づき、ボランティア活動希望者のグループ編成を行い、派遣先を選定するとともに派遣・撤収の指示を行う。 エ　（略） (3) ～(4)（略） ２　（略） **第２２節　文教対策** （略）	協定の追加 島根県の助言を反映

第２３節　廃棄物等の処理

災害により排出された廃棄物等については、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

実施目標	災害発生から 24 時間以内に処理方針・体制を確立 災害発生から 72 時間以内に処理活動を開始 （災害救助法適用時）障害物の除去･･･災害発生の日から 10 日以内

１　廃棄物の処理. . . . . 【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、建築審査課ほか関係各課】

(1)　（略）

(2) 災害廃棄物の処理

ア　～ ウ（略）

エ　災害廃棄物の処分

- 災害廃棄物については、原則として再資源化を行うが、再資源化できないものについては焼却または埋立処分を行う。
- 最終処分場の容量に余裕がない又は被害を受けて使用が不可能な場合等においては、事前に県と協議の上、代替措置を講ずる。

本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場　他２施設

２　～　４（略）

第２４節　防疫・保健衛生、環境衛生対策

（略）

第２５節　遺体の捜索、収容及び埋・火葬

災害により発生した行方不明者の捜索、遺体の捜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県・警察・海上保安本部・自衛隊・消防機関等と十分協議の上実施する。

実施目標	災害発生から 72 時間以内に遺体収容所（安置所）を開設 （災害救助法適用時）遺体の捜索・処理・埋葬･･･災害発生の日から 10 日以内

１　～　２（略）

３　遺体の埋・火葬. . . . . 【市民課】

第２３節　廃棄物等の処理

災害により排出された廃棄物等については、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

実施目標	災害発生から 24 時間以内に処理方針・体制を確立 災害発生から 72 時間以内に処理活動を開始 （災害救助法適用時）障害物の除去･･･災害発生の日から 10 日以内

１　廃棄物の処理. . . . . 【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、建築審査課ほか関係各課】

(1)　（略）

(2) 災害廃棄物の処理

ア　～ ウ（略）

エ　災害廃棄物の処分

- 災害廃棄物については、原則として再資源化を行うが、再資源化できないものについては焼却または埋立処分を行う。
- 最終処分場の容量に余裕がない又は被害を受けて使用が不可能な場合等においては、事前に県と協議の上、代替措置を講ずる。

本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場　＿＿＿＿

２　～　４（略）

第２４節　防疫・保健衛生、環境衛生対策

（略）

第２５節　遺体の捜索、収容及び埋・火葬

災害により発生した行方不明者の捜索、遺体の捜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県・警察・海上保安本部・自衛隊・消防機関等と十分協議の上実施する。

実施目標	災害発生から 72 時間以内に遺体収容所（安置所）を開設 （災害救助法適用時）遺体の捜索・処理・埋葬･･･災害発生の日から 10 日以内

１　～　２（略）

３　遺体の埋・火葬. . . . . 【市民課】

記載の適正化

(1) **遺体の火葬** • 身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市において行う。 • 大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。 • 円滑な火葬を行うために、市内の火葬場の被災状況調査と死者数の把握を行う。 • 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送して行う。 • 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。 • 速やかな火葬を望む遺族のため、必要に応じて、本庁、支所等に火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等の情報を提供する。 • 大規模災害により多数の死者が発生した場合は、市の火葬場の持つ処理能力を超えることが考えられるので、知事に対し、広域的な火葬の実施に当たっての支援を要請する。 (2) （略） **第２６節　住宅確保及び応急対策** 住宅が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・あっせんを行う。 実施目標：災害発生から 24 時間以内に応急危険度判定を開始 災害発生から 3 週間以内に応急仮設住宅の建設を開始 （災害救助法適用時）応急仮設住宅の供給･･･災害発生の日から 20 日以内に着工 （災害救助法適用時）住宅の応急修理･･･災害発生の日から 1 ヶ月以内 **１　応急住宅の提供**. . . . . 【スポーツ課、資産経営課、公共建築課、生活福祉課、健康推進課、こども家庭支援課、住宅政策課、建築審査課、学校管理課】 (1) ～ (3) （略） (4) **応急仮設住宅の運営管理** 以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 • 応急仮設住宅における安心・安全の確保 • 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施 • 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による、女性をはじめとする生活者の意見の反映 • 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに飼養に当たってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援の実施 **２　～　６（略）** **第２７節　農林漁業関係被害の拡大防止** 災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。	(1) **遺体の火葬** • 災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことがきわめて困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合には火葬に付し、応急的に埋葬を行うものとする。 • 大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。 • 円滑な火葬を行うために、市内の火葬場の被災状況調査と死者数の把握を行う。 • 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送して行う。 • 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。 • 速やかな火葬を望む遺族のため、必要に応じて、本庁、支所等に火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等の情報を提供する。 • 大規模災害により多数の死者が発生した場合は、市の火葬場の持つ処理能力を超えることが考えられるので、知事に対し、広域的な火葬の実施に当たっての支援を要請する。 (2) （略） **第２６節　住宅確保及び応急対策** 住宅が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・あっせんを行う。 実施目標：災害発生から 24 時間以内に応急危険度判定を開始 災害発生から 3 週間以内に応急仮設住宅の建設を開始 （災害救助法適用時）応急仮設住宅の供給･･･災害発生の日から 20 日以内に着工 （災害救助法適用時）住宅の応急修理･･･災害発生の日から 1 ヶ月以内 **１　応急住宅の提供**. . . . . 【スポーツ振興課、スポーツ施設課、資産経営課、公共建築課、生活福祉課、健康推進課、こども家庭支援課、住宅政策課、建築審査課、学校管理課】 (1) ～ (3) （略） (4) **応急仮設住宅の運営管理** 以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 • 応急仮設住宅における安心・安全の確保 • 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施 • 入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映 • 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに飼養に当たってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援の実施 **２　～　６（略）** **第２７節　農林漁業関係被害の拡大防止** 災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。	記載の適正化 組織再編による修正 防災基本計画の修正を反映

１　農産物、家畜対策.....【農政課】 (1)　（略） (2)　家畜対策 ア　～ イ（略） ウ　家畜の診療 家畜の診療は必要に応じて行われるが、平常時の方法による家畜の診療が不可能又は不適当であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等組織の派遣による診療の実施を要請する。 エ　～ カ（略） ２　（略）	１　農産物、家畜対策.....【農政課】 (1)　（略） (2)　家畜対策 ア　～ イ（略） ウ　家畜の診療 家畜の診療は必要に応じて行われるが、平時の方法による家畜の診療が不可能又は不適当であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等組織の派遣による診療の実施を要請する。 エ　～ カ（略） ２　（略）	防災基本計画の修正を反映
第２８節　帰宅困難者対策	**第２８節　帰宅困難者対策**	
本市は、事業所、学校及び商業施設等が集中していることに加え、多数の観光客が訪れる等、多くの流入・滞在人口を内包している。災害により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予想される。 このため、帰宅困難者に対し、次のとおり情報提供、保護支援及び交通手段の確保対策を講じる。 １　予測される事態 (1)　（略） (2)　安否確認電話の集中 阪神・淡路大震災においては、最大で平常時の約 50 倍の電話が集中し、電話が繋がりにくい状態が発生した。本市には公共機関や事業所等が集中しているため、発災時には大きな混乱が予想される。また、安否確認ができるか否かは、帰宅困難者の行動パターンに大きな影響を及ぼすと考えられる。 (3)　～ (5)（略） ２　対策の実施.....【防災危機管理課ほか関係各課】 (1)　（略） (2)　平常時における対策 ア　（略） イ　関係機関・団体等 関係機関・団体等における対策は次のとおり。	本市は、事業所、学校及び商業施設等が集中していることに加え、多数の観光客が訪れる等、多くの流入・滞在人口を内包している。災害により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予想される。 このため、帰宅困難者に対し、次のとおり情報提供、保護支援及び交通手段の確保対策を講じる。 １　予測される事態 (1)　（略） (2)　安否確認電話の集中 阪神・淡路大震災においては、最大で平時の約 50 倍の電話が集中し、電話が繋がりにくい状態が発生した。本市には公共機関や事業所等が集中しているため、発災時には大きな混乱が予想される。また、安否確認ができるか否かは、帰宅困難者の行動パターンに大きな影響を及ぼすと考えられる。 (3)　～ (5)（略） ２　対策の実施.....【防災危機管理課ほか関係各課】 (1)　（略） (2)　平時における対策 ア　（略） イ　関係機関・団体等 関係機関・団体等における対策は次のとおり。	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映

名称	対策の内容
松　江　警　察　署	1　交通規制に必要な資機材の整備 2　交通規制計画の周知
消　防　本　部	消防計画及び避難訓練の指導
松 江 中 央 郵 便 局	災害時における協力内容を局の窓口等の目立つ箇所に掲出

名称	対策の内容
松　江　警　察　署	1　交通規制に必要な資機材の整備 2　交通規制計画の周知
消　防　本　部	消防計画及び避難訓練の指導
松 江 中 央 郵 便 局	災害時における協力内容を局の窓口等の目立つ箇所に掲出

鉄道事業者 バス事業者	1　運行情報の提供体制の検討 2　代替バス運行方法の検討 3　バスターミナルや駅における混乱防止策の検討
西日本電信電話（株）	災害用伝言サービスの普及啓発
中国電力ネットワーク（株） （中国電力（株）と連携）	帰宅者の集中が予想される幹線道路等の早期電力復旧等
学校	1　食料、飲料水等の備蓄 2　携帯ラジオ・テレビ等の整備 3　保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童等の保護体制の整備

ウ　（略）

(3)　災害時における対策

ア　（略）

イ　関係機関・団体

災害時に関係機関・団体等が行う対策は次のとおり。

名称	対策の内容
松江警察署	1　道路交通情報の収集、伝達 2　避難道路における混乱防止、誘導対策の実施 3　一般車両に対する交通規制の実施 4　必要に応じ、事業所や学校に対し時差退社、下校等を要請
消防本部	必要に応じた避難指示等の実施
松江中央郵便局	郵便局における休憩所・トイレ等の提供
鉄道事業者 バス事業者	1　駅やバスターミナルにおける混乱防止と休憩所・トイレ等の提供 2　他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立
西日本電信電話（株）	災害用伝言サービスの起動、維持
中国電力ネットワーク（株） （中国電力（株）と連携）	幹線道路等の早期電力復旧等
学校	1　ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達 2　保護者への連絡及び引き渡しまでの保護

ウ　（略）

鉄道事業者 バス事業者	1　運行情報の提供体制の検討 2　代替バス運行方法の検討 3　バスターミナルや駅における混乱防止策の検討
NTT西日本株式会社 携帯電話各社	災害用伝言サービスの普及啓発
中国電力ネットワーク（株） （中国電力（株）と連携）	帰宅者の集中が予想される幹線道路等の早期電力復旧等
学校	1　食料、飲料水等の備蓄 2　携帯ラジオ・テレビ等の整備 3　保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童等の保護体制の整備

ウ　（略）

(3)　災害時における対策

ア　（略）

イ　関係機関・団体

災害時に関係機関・団体等が行う対策は次のとおり。

名称	対策の内容
松江警察署	1　道路交通情報の収集、伝達 2　避難道路における混乱防止、誘導対策の実施 3　一般車両に対する交通規制の実施 4　必要に応じ、事業所や学校に対し時差退社、下校等を要請
消防本部	必要に応じた避難指示等の実施
松江中央郵便局	郵便局における休憩所・トイレ等の提供
鉄道事業者 バス事業者	1　駅やバスターミナルにおける混乱防止と休憩所・トイレ等の提供 2　他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立
NTT西日本株式会社 携帯電話各社	災害用伝言サービスの起動、維持
中国電力ネットワーク（株） （中国電力（株）と連携）	幹線道路等の早期電力復旧等
学校	1　ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達 2　保護者への連絡及び引き渡しまでの保護

ウ　（略）

社名の変更
記載の適正化

社名の変更
記載の適正化

旧	新	備考
第４章 風水害復旧・復興計画	第４章 風水害復旧・復興計画	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考

第１節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施

災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。

また、大規模災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを災害前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

１　災害復旧・復興体制の確立……【災害対策本部】

計画目標	災害発生から１週間以内に復旧・復興方針を決定し、体制を確立

(1)　（略）

(2)　災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

災害復旧本部の体制は概ね次のとおりとするが、状況に応じ適切な体制をとる。

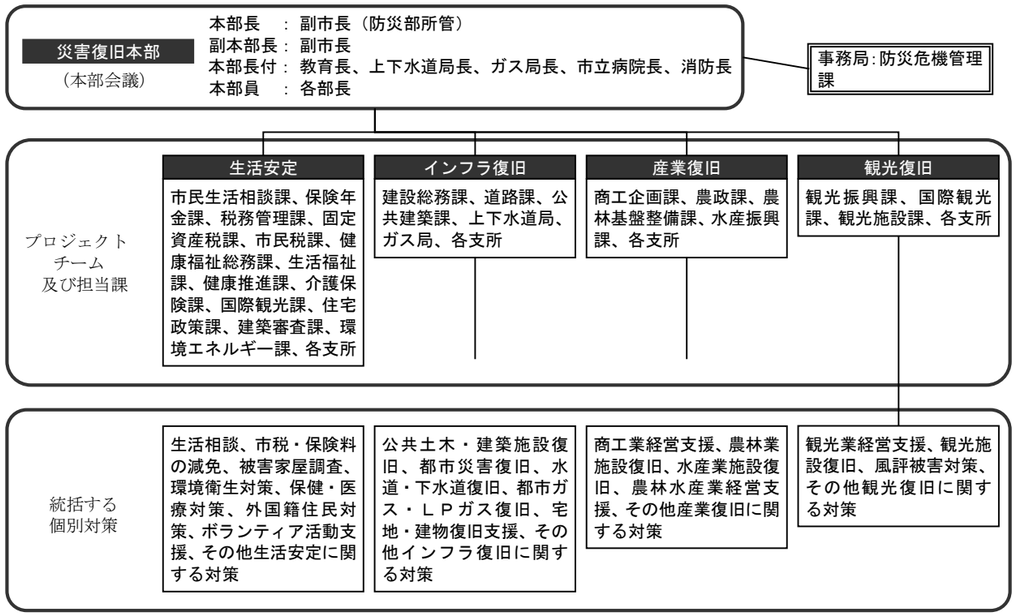

なお、被害が激甚である場合は、災害復旧本部に代わり、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。この場合における体制等は本節「4　大規模災害時における復旧・復興」による。

２　災害復旧事業計画の作成……【関係各課】

関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積

第１節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施

災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。

また、大規模災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを災害前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

１　災害復旧・復興体制の確立……【災害対策本部】

計画目標	災害発生から１週間以内に復旧・復興方針を決定し、体制を確立

(1)　（略）

(2)　災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

災害復旧本部の体制は概ね次のとおりとするが、状況に応じ適切な体制をとる。

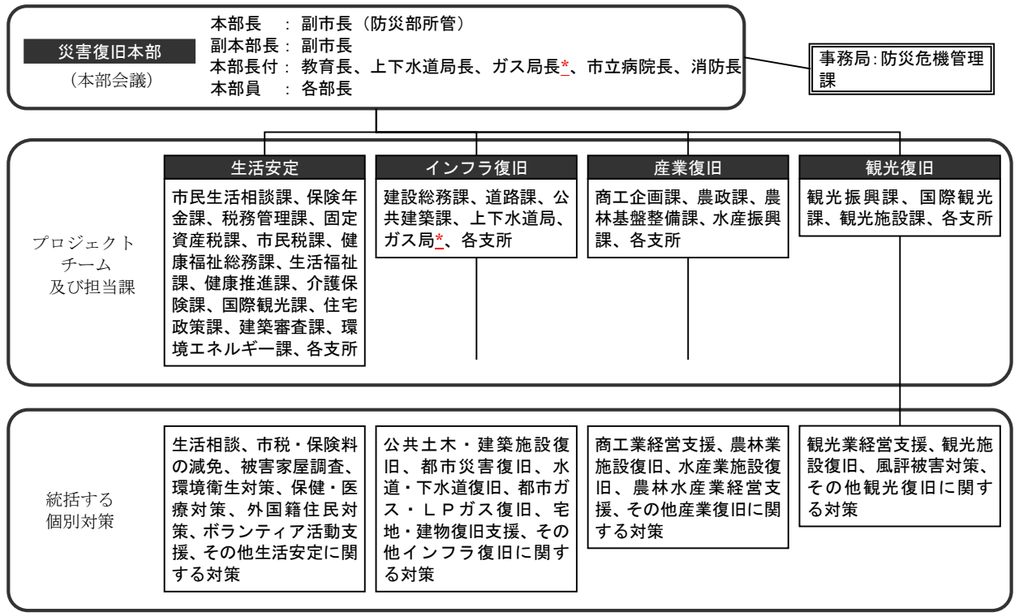

＊「ガス局」は令和８年４月１日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

なお、被害が激甚である場合は、災害復旧本部に代わり、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。この場合における体制等は本節「4　大規模災害時における復旧・復興」による。

２　災害復旧事業計画の作成……【関係各課】

関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積

ガス局に関する記載を追加

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。

事業計画	内容	根拠法令等	担当
公共土木施設災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾、水道、下水道	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課 上下水道局
農林水産業施設災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林業用施設、漁港、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林基盤整備課 水産振興課
都市災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市政策課 公園緑地課 道路課
上水道災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局
下水道災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	上下水道局
社会福祉施設災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設等	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課
公立学校施設災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	教育委員会
公営住宅災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課
公立医療施設災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法等	市立病院
その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害等	各法令等	関係各課

３　～　４（略）

第２節　生活再建等支援対策の実施

災害時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く災害前の状況に戻れるよう迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

１　～　３（略）

４　融資・貸付その他資金等による支援.....【商工企画課、農政課、水産振興課、健康福祉総務課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課】

各種法令等に基づき、融資・貸付その他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。

→ 資料編 ［資料 2-28］自然災害等における被災者支援制度一覧

新

り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。

事業計画	内容	根拠法令等	担当
公共土木施設災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾、水道、下水道	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課 上下水道局
農林水産業施設災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林業用施設、漁港、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林基盤整備課 水産振興課
都市災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市政策課 公園緑地課 道路課
上水道災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局
下水道災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	上下水道局
社会福祉施設災害復旧事業計画	救護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設等	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課
公立学校施設災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	教育委員会
公営住宅災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課
公立医療施設災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法等	市立病院
その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害等	各法令等	関係各課

３　～　４（略）

第２節　生活再建等支援対策の実施

災害時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く災害前の状況に戻れるよう迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

１　～　３（略）

４　融資・貸付その他資金等による支援.....【商工企画課、農政課、水産振興課、健康福祉総務課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課】

各種法令等に基づき、融資・貸付その他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。

→ 資料編 ［資料 2-28］自然災害等における被災者支援制度一覧

備考

記載の適正化

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧	新	備考
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2)　被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。 なお、自然災害の規模又は住家の被害程度が、「被災者生活再建支援法」（以下「法」という。）で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者に対しては、「松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給を行うことができる。この場合においては、市の支給する支援金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額が、島根県から島根県被災者生活再建支援補助金として、また 10 分の 4 を乗じて得た額が、島根県市町村振興協会から島根県被災者生活再建支援交付金として交付される。 → 資料編 ［資料 3-15］松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱	(2)　被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）による生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。 なお、自然災害の規模又は住家の被害程度が、法で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者に対しては、「松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給を行うことができる。この場合においては、市の支給する支援金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額が、島根県から島根県被災者生活再建支援補助金として、また 10 分の 4 を乗じて得た額が、島根県市町村振興協会から島根県被災者生活再建支援交付金として交付される。 → 資料編 ［資料 3-15］松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱	記載の適正化
(3) ～ (8)（略）	(3) ～ (8)（略）	
５　郵便・電話等の支援措置……【日本郵便株式会社、西日本電信電話（株）島根支店】	５　郵便・電話等の支援措置……【日本郵便株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社島根支店】	社名の変更
郵便・電話等の事業者においては、次の支援措置を実施する。 郵　便　関　係：日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う日本赤十字社、共同募金会及び地方公共団体等にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。／災害救助法適用時に、被災世帯あたり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。 為替貯金関係：取扱い局、取扱い機関及び取扱い事務の範囲を指示して、払戻し等の為替貯金業務の特別の取扱いを行う。／災害救助法の適用時においては、郵便局長限りで取扱いができる。 簡易保険関係：取扱い局を指定して、保険証書等提出書類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払及び保険料の払込みの猶予を行う。 災害寄付金の料金免除の取扱い：地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替料金の免除の取扱いを実施する。 電報・電話関係：被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報・電話について、西日本電信電話（株）と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。 → 資料編 ［資料 4-(2)-35］災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便（株））	郵便・電話等の事業者においては、次の支援措置を実施する。 郵　便　関　係：日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う日本赤十字社、共同募金会及び地方公共団体等にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。／災害救助法適用時に、被災世帯あたり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。 為替貯金関係：取扱い局、取扱い機関及び取扱い事務の範囲を指示して、払戻し等の為替貯金業務の特別の取扱いを行う。／災害救助法の適用時においては、郵便局長限りで取扱いができる。 簡易保険関係：取扱い局を指定して、保険証書等提出書類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払及び保険料の払込みの猶予を行う。 災害寄付金の料金免除の取扱い：地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替料金の免除の取扱いを実施する。 電報・電話関係：被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報・電話について、ＮＴＴ西日本株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。 → 資料編 ［資料 4-(2)-35］災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便（株））	社名の変更
６　～８（略）	６　～８（略）	
第３節　激甚災害の指定	**第３節　激甚災害の指定**	
大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。	大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧

1　（略）

2　激甚法に定める事業. . . . . 【防災危機管理課ほか関係各課】

激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第３条	1　公共土木施設災害復旧事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部
	2　公共土木施設災害関連事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部
	3　公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教　育　庁
	4　公営住宅施設災害復旧事業	まちづくり部	土　木　部
	5　生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
	6　児童福祉施設災害復旧事業	こども子育て部	
	7　老人福祉施設災害復旧事業	健康福祉部	
	8　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	健康福祉部	
	9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部	
	10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉部	
第３条 第 19 条	11 感染症予防事業	健康福祉部	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条 第９条	13 堆積土砂排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部
第3条 第 10 条	14 湛水排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業経済部	農林水産部
第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業経済部	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業経済部	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第11条の2	20 森林災害復旧事業		
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例		
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	教　育　庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	―	総　務　部
第 20 条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付	こども子育て部	健康福祉部

新

1　（略）

2　激甚法に定める事業. . . . . 【防災危機管理課ほか関係各課】

激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局	備考
第３条	1　公共土木施設災害復旧事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部	
	2　公共土木施設災害関連事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部	
	3　公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教　育　庁	
	4　公営住宅施設災害復旧事業	まちづくり部	土　木　部	
	5　救護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部	記載の適正化
	6　児童福祉施設災害復旧事業	こども子育て部		
	7　老人福祉施設災害復旧事業	健康福祉部		
	8　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	健康福祉部		
	9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部		
	10 女性自立支援施設災害復旧事業	健康福祉部		記載の適正化
第３条 第 19 条	11 感染症予防事業	健康福祉部	健康福祉部	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業			
第3条 第９条	13 堆積土砂排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部	
第3条 第 10 条	14 湛水排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土　木　部	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業経済部	農林水産部	
第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業経済部	農林水産部	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業経済部	農林水産部 商工労働部	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置			
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助			
第11条の2	20 森林災害復旧事業			
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例			
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例			
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業			
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	教　育　庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	―	総　務　部	
第 20 条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付	こども子育て部	健康福祉部	

松江市地域防災計画　風水害対策編　新旧対照表

旧				新				備考
	の特例				の特例			
第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	土　木　部	第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	土　木　部	
第22条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	まちづくり部		第22条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	まちづくり部		
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財　政　部 産業経済部 都市整備部 教育委員会	総　務　部 農林水産部 土　木　部 教　育　庁	第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財　政　部 産業経済部 都市整備部 教育委員会	総　務　部 農林水産部 土　木　部 教　育　庁	
第25条	30 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業経済部	商工労働部	第25条	30 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業経済部	商工労働部	
３　（略）				３　（略）				